

まず、包括的核実験禁止条約について申し上げます。

いわゆる部分的核実験禁止条約が作成されて以降、地下核実験を含むすべての核実験を禁止する

ことが国際社会の大きな軍縮課題の一とされてまいりました。そのための包括的核実験禁止条約の作成に向けて、平成六年一月からジュネーブ軍縮会議において交渉が本格的に開始されました。

軍縮会議における交渉は一年半にわたって行われましたが、平成八年八月、一部の国の反対によつて条約案をコンセンサス方式で採択することは断念されました。しかし、包括的核実験禁止条約成立に対する国際社会の圧倒的な支持と期待の背景として、同条約案は同年九月の第五十回国連総会再開会期に提案され、同月十日、圧倒的多数の賛成を得て採択されました。

本条約は、すべての核実験を禁止するとともに、厳重な検証制度を定めるものであり、その主な内容は、締約国は、核爆発を実施せず並びに自己の管轄または管理のもとにあらいかなる場所においても核爆発を禁止し及び防止し、さらに、核爆発の実施を実現させ、獎勵しましてこれに参加することを差し控えることを約束することと、締約国は、条約の趣旨及び目的を達成し、条約の規定

の作成に向けて、平成六年一月からジュネーブ軍縮会議において交渉が本格的に開始されました。

軍縮会議における交渉は一年半にわたって行われましたが、平成八年八月、一部の国の反対によつて条約案をコンセンサス方式で採択することは断念されました。しかし、包括的核実験禁止条約成立に対する国際社会の圧倒的な支持と期待の背景として、同条約案は同年九月の第五十回国連総会再開会期に提案され、同月十日、圧倒的多数の賛成を得て採択されました。

本条約は、すべての核実験を禁止するとともに、厳重な検証制度を定めるものであり、その主

な内容は、締約国は、核爆発を実施せず並びに自己の管轄または管理のもとにあらいかなる場所においても核爆発を禁止し及び防止し、さらに、核

爆発の実施を実現させ、獎勵しましてこれに参加することを差し控えることを約束することと、締約国は、条約の趣旨及び目的を達成し、条約の規定

の作成に向けて、平成六年一月からジュネーブ軍縮会議において交渉が本格的に開始されました。

軍縮会議における交渉は一年半にわたって行われましたが、平成八年八月、一部の国の反対によつて条約案をコンセンサス方式で採択することは断念されました。しかし、包括的核実験禁止条約成立に対する国際社会の圧倒的な支持と期待の背景として、同条約案は同年九月の第五十回国連総会再開会期に提案され、同月十日、圧倒的多数の賛成を得て採択されました。

勧告するためには遅滞なく作業を開始すること等であります。

次に、可塑性爆薬探知識別措置条約について申しあげます。

昭和六十三年十一月に発生したパノナム機爆破事件を契機に、翌平成元年、国連及びサミットにおいて、可塑性爆薬いわゆるプラスチック爆薬の探知のための議別措置に関する国際的制度に関する立案を国際民間航空機関、ICAOに要請する決議が採択されました。これを受けて、ICAOの法律委員会において可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する新たな国際文書についての作成作業が進められ、その結果、平成二年三月一日、ICAOが主催した航空法に関する国際会議において本条約が採択されました。

本条約は、識別措置がとられていない可塑性爆薬の製造を禁止すること等により、可塑性爆薬を使用したテロリズムの行為を抑止することを目的とするものであり、その主な内容は、識別措置がとられていない可塑性爆薬について、製造及び締約国の領域へのまたはその領域からの移動を禁止し及び防止するために必要な効果的な措置をとることと、条約発効前に締約国の領域内で製造されたまたは締約国の領域内に持ち込まれた識別措置がとられない可塑性爆薬について、一定期間内に廃棄等がなされるよう必要な措置をとること、可塑性爆薬の製造、識別措置及び探知についての技術の進歩を評価し、その評価の結果を締約国及び関係国際機関に報告すること等を任務とする国際爆薬技術委員会を設置すること等であります。

臣から両件について提案理由の説明を聽取し、十日外務委員会に付託されました。

外務委員会においては、十四日田外務大臣から両件について提案理由の説明を聽取し、翌七日六日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果

果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 両件を一括して採決いたしました。

両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

第一に、募集・採用、配置及び昇進について、事業主が女性労働者に対して差別することを禁止するとともに、実効性を一層確保するため、公表制度の創設、調停制度の改善等を行うものとすること。

あわせて、女性労働者の能力発揮の促進に積極的かつ自主的に取り組む事業主に対して国が援助を行うこととともに、事業主は、職場におけるセクシユアルハラスメントを防止するため雇用管理上必要な配慮をしなければならないものとすること。

事業主が女性労働者に係る時間外・休日労働及び深夜業の規制について、女性の職域の拡大を図り均等な取り扱いを一層進める観点から、解消すること。

第三に、母性保護に関する措置の充実を図ることとし、妊娠中及び出産後の女性労働者の健康管理制度に関する措置を事業主に義務づけるとともに、多胎妊娠の場合の産前休業期間を十四週間に延長すること。

第四に、育児や家族の介護の問題を抱えた一定の範囲の労働者が請求した場合には、事業主は深夜業をさせてはならないものとすること。

第五に、都道府県婦人少年室の名稱を都道府県女性少年室に変更するものとすること。

第六に、労働省関係法律の整備に関する法律案について、労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、女性の雇用者数の増加、勤続年数の伸長等女性の雇用をめぐる諸情勢が著しく変化していることにかんがみ、雇用の分野における男女の

均等な取り扱いを一層促進し、女性の職域の拡大を図るため、募集・採用、配置及び昇進について、事業主の女性労働者に対する差別の禁止、調停制度の改善、女性労働者の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消、母性保護措置の充実等を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

官報(号外)

の委員会において質疑を終了いたしましたところ、日本共産党より、男女平等推進委員会の設置、女子保護規定の廃止の撤回等を内容とする修正案が提出され、原案及び修正案を一括して討論を行った後、採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数で否決され、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(伊藤宗一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 商法等の一部を改正する法律案
(内閣提出)

日程第六 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
(内閣提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 日程第五、商法等の一部を改正する法律案、日程第六、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長八代英太君。

商法等の一部を改正する法律案及び同報告書
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

平成九年五月二十日 衆議院会議録第三十六号

〔八代英太君登壇〕

○八代英太君 ただいま議題となりました両案について、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、商法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の合併手続の簡素合理化を図ることを目的に、合併に関する情報の開示を充実するため、商法、有限会社法及び株式会社の監査等に関するもので、その主な内容は、商法の特例に関する法律の一部を改正しようとする告縁会及び新設合併の場合の創立総会を廃止すること。

第一に、株式会社における吸収合併の場合の報告総会及び新設合併の場合の創立総会を廃止するにあたり、その主な内容は、

第一に、株式会社が債権者に対する公告を官報及び公告方法として定款で定めた日刊新聞紙に掲げたときは、各別の催告を要しないものとすること。

第二に、合併後存続する株式会社が合併に際して発行する新株の総数がその会社の発行済み株式の総数の二十分の一以下等である場合には、その会社においては承認総会を要しないものとすること。

第三に、合併をする株式会社は、承認総会の前に、合併契約書、合併比率に関する説明書及び各会社の損益計算書をも本店に備え置かなければならぬものとするとともに、合併をした株式会社は、合併後、合併に関する事項を記載した書面を本店に備え置かなければならないものとすること。

〔伊藤宗一郎君登壇〕

○議長(伊藤宗一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。

よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

〔伊藤宗一郎君登壇〕

〔伊藤宗一郎

題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(伊藤宗一郎君) 荒井広幸君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案(内閣

提出)

○議長(伊藤宗一郎君) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。科学技術委員長佐藤委員長の報告を求めます。科学技術委員長佐藤敬夫君。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔佐藤敬夫君登壇〕

○佐藤敬夫君 ただいま議題となりました核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、科学技術委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、包括的核実験禁止条約を実施するため必要となる国内法令の整備を図るものであります。同条約においては、核兵器の実験的爆発等の禁止、条約上の義務の実施を確保するための検証措置としての現地監査等について規定しており、これらの条約上の規定に対応する国内措置として、主として以下の法令整備を行うものであります。

第一に、条約により設立される包括的核実験禁止条約機関から条約の定めるところにより要請がされた場合に我が国が説明を行うため、核燃料物

質を取り扱う者に対する報告徴収に係る規定等を整備することとしております。

第一に、包括的核実験禁止条約機関の指定する者による現地監査等に係る規定を整備することとしております。

第三に、核爆発を生じさせた者に対する罰則に係る規定を整備することとしております。

第四に、この法律は、包括的核実験禁止条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとしております。

本案は、去る四月二十五日本院に提出され、五月九日本会議において趣旨説明並びに質疑が行われ後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、五月十五日近畿國務大臣から提案理由の説明を聴取し、本日質疑を行ない、質疑終局の後、採決をいたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(伊藤宗一郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤宗一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

午後一時三十分散会

出席国務大臣

法務大臣	松浦	功君	辻	一彦君
外務大臣	池田	岡野	羽田	政君
労働大臣	石井	道子君	堀込	征雄君
国務大臣			近藤	昭一君
			川内	博史君
			肥田	美代子君
			栗原	悟君
			家西	悟君
			肥田	美代子君
			川内	博史君
			福岡	宗也君
			高市	蓮実
			中川	茂木
			井上	敏充君
			伊藤	一夫君
			新藤	智子君
			吉田	律夫君
			前原	加藤
			中西	早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣
				茂木
				敏充君
				一夫君
				加藤
				早苗君
				高市
				早苗君
				中川
				細川
				井垣

目次

法律の適用除外制度の整理等に関する法律

第一条中「酒類の適切な需給調整等」を「酒税の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事業」に改める。

第二条第一項中「第八十六条の三及び」を削る。

第六条第一項中「且つ」を「かつ」に改め、「第八十六条の三及び」を削る。

第四十二条第五号を削り、同条第六号中「品質の改善」を削り、「合理化」の下に「(酒類の取引の円滑な運行及び消費者の保護に資するため)に必要なものを含む。」を加え、「次に掲げる規制」を「酒類の販売のための施設に関する規制」酒類の容器に関する規制その他の組合員が販売する酒類の販売方法に関する規制(当該規制に係る酒類の価格又は数量に不当に影響を与えるものを除く。)に改め、同号イからハまでを削り、同号を同条第五号とし、同条第七号から第十一号までを「号すつ繰り上げる。

第四十三条第一項中「又は第六号」を削り、「闇する定」を「闇する定め」に、「基く」を「基づく」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第一項中「(前条第六号の規定による規制に係る協定に

第三 消費者又は取引の相手方の利益を不当に害すること。

第八十四条第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第八十六条の二及び第八十六条の三を次のように改める。

第八十六条の二及び第八十六条の三 削除

第八十六条の四の見出しを「基準販売価格に係る告示」に改め、同条中「並びに前条第一項の指定及び当該指定の取消」を削る。

第九十三条中「協定に基いて」を「協定に基づいて」に、「第八十四条第一項」を「及び第八四条第一項」に、「命令に基いて」を「命令に基づいて」に改め、「及び酒類製造業者が酒類販売業者が第八十六条の三第一項の認可を受けた同項の契約(当該契約に基いて締結される契約を含む)に基いて行う行為」を削る。

(酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部改正)
第一条 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和二十八年法律第七号)の一部を次のよう
に改正する。
第一条中「酒類の適切な需給調整等」を「酒税
の保全に協力し、及び共同の利益を増進する事
業」に改める。
第二条第一項中「第八十六条の三及び」を削

附則	第三章 農林水產省關係（第五条—第十二条）
	第四章 通商產業省關係（第十二条—第十四条）
第五章 運輸省關係（第十五条—第二十条）	

ついては、第一号又は第三号)を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第一号とし、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。
第四十五条第一項中「第四十二条第六号の規定による規制に係る協定については、同項第一号又は第三号。以下第九十四条第三項において同じ。」を削る。

第七条 組合は、私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条(組合の行為への適用除外)各号に掲げる要件を備える組合とみなす。
(証券投資信託法の一部改正)
第三条 証券投資信託法(昭和二十六年法律第百九十八号)の一部を次のように改正する。
第二十五条を削り、第五章中第二十五条の二一
を第二十五条とする。

〔第一百条中〕、「第九十七条第一号」を削り、「外」を「ほか」に改める。

第一百一条第十一号中「第四十三条第四項」を「第四十三条第三項」に改め、「及び第八十六条の三第七項」を削る。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第二条　たばこ耕作組合法(昭和三十二年法律第二百三十五条)の一部を次のように改止する。

第七条を次のように改める。

(私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第九十七条 第四十三条第一項(第八十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同項の認可を受けない協定を実施した酒類業組合等の理事は、一年以下の懲役又は十万

第九十四条第一項中「又は第八十六条の三第一項の認可」を「の認可又は第八十六条の三第一項に於ける第三項までの規定による勧告若しくは命令」に、「の同意を得なければ」と「に協議しなければ」に改め、同条第一項を削り、同条第三項中「若しくは」を「又は」に改め、「至り、又は第八十六条の三第一項の認可を受けた同項の契約の内容が同条第三項各号の一に該当するに及び「又は第八十六条の三第四項若しくは第五項」を削り、同項を同条第一項とする。

(卸売市場法の一部改正)
第六条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第五項を削る。

第二十九条から第三十二条までを次のように改める。

第二十九条から第三十二条まで 削除
(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)
第七十条 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十一年法律第百九号)の一部を次のように改正す
る。

(果樹農業振興特別措置法の一部改正)
第五条 果樹農業振興特別措置法(昭和三十六年法律第十五号)の一部を次のようない改正する。
目次中「第二章の二」を「第四章」と改め、「第四章 加工原料用果実の取引に関する取決め(第五条の二—第五条の四)」を削る。

第五十六条中第五項までを第四項までに、「第十四条の十五まで」を「第十四条の十二まで」に改め、「第十四条の十三第一項第一号中「組合員」とあるのは「会員たる組合の組合員」とを削る。

第六十条第四項中第一号を削り、第一「号を第二号とし、第三号を第一号とする。

第三章 農林水産業関係

(第一) 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（厚生省関係）

（第二） 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（一部改正）

第四条 環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）の一部を次のように改正する。

四次中「第十四条の十五」を「第十四条の十一」に改める。

第八条第五項を削る。

第十四条の十三から第十四条の十五までを削る。

第四十七条第一号の一を削る。

1

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律案及び同報告書

1

場合を含む。）、第七条の二第三項、第十一条第
五項又は第二十三条第四項において準用する場
合を含む。第三十五条第一項を除き、以下の

連合の発起人若しくは貿易連合が第二十七条の九第一項若しくは第二十七条の十一第一項の認可を受けて定めた業務の方法が、第二十七条の九第三項第四号若しくは第五号に適合するものでなくなつたと認めるとき」を削り、「第六条第

は第一項又は第二十七条の十二」を「又は第十六条」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第十八条(第十九条の六又は第二十七条において準用する場合を含む。)、第二十七条の十一、第二十七条の十五又は第三十二条の十」を「又は第十八条(第十九条の六において準用する場合を含む。)」に改め、同項を同条第二項と

員又は「に改め、「又は指定機関の役員若しくは職員であつて指定業務に従事するもの」を削り、「わいろ」を「暗語」に改める。

規定による処分をし、又は次条第十項の規定による請求に応じ、通商産業大臣及び当該貨物についての主務大臣が第六条第三項を削り、同条第二項中「次条第八項から第十項まで」を「次条第四項及び第五項」に、「組合員の遵守すべき事項若しくは団体協約又は業務の方法の定めを「又は組合員の遵守すべき事項」に、「基いて」を「基づいて」に改め、同条第三項を削る。

「一、第二十七条の十五又は第三十一条の十」を
「又は第十八条(第十九条の六において準用する
場合を含む。)」に改め、同項を同条第一項と
し、同条第四項を同条第三項とする。
第三十九条の見出し中「輸出組合等」を「輸出
組合」に改め、同条中「(第二十九条第二項、第
三十条第三項又は第三十二条第四項において準
用する場合を含む。)及び、「輸入組合又は輸出
入組合」を削り、「行なつた」を行つた」に改め
る。

め、同項を同条第一項とし、同条第四項を削り、同条第五項中「第十八条第一項若しくは」を「第二十八条第一項又は」に改め、「(第三十一条第三項又は第四項において準用する場合を含む。) 第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二項(第三十一条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)又は第三十二条第一項

は第二十七条の十六において準用する同法第六十三条第三項」、「第六条第二項第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)又は第十一一条第五項において準用する場合を含む。」「第二十七条の十一若しくは第二十七条の十五及び「第二十九条第一項若しくは第三十条第一項若しくは第一項」を削り、「第六十三条第三項、第二十七条の九、第二项、第二十七条の十一第一項若しくは第二十七条の十六において準用する同法第六十三条第

第三十九条の二 第一項中「輸出組合等」を「輸出組合」に改める。

第四十条第一項中「輸入組合、輸出入組合、貿易連合、輸出すべき貨物の生産業者若しくは販売業者又は輸入する貨物の需要者若しくは販売業者」を「又は輸入組合」に改め、同条第二項を削る。

第八章中第四十条の次に次の二条を加える。
(経過措置)

第四十条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される場合は、所要の権限

り、同項を同条第三項とし、同條第十項を削
り、同條第八項を同条第四項とし、同條第九項
中「若しくは輸入業者」及び「若しくは認可を
の」第一項若しくは第七条の二第一項の認可を

第三十七条中「第二十一条、第二十八条第一項、第三十条第三項又は組合員たる輸入業者又は貿易連合」を「又は輸入組合の組合員たる輸入業者」に改める。

制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

り、「若しくは輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合」を「又は輸出組合」に改め、「若しくは同条第四項、第十九条の四第二項若しくは第二十三條第一項の認可を受け」及び「若しくは輸

む。若しくは第二十二条の三第一項を若しくは第二十八条第五項)に改め、「(第三十一条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)第二十九条第一項、第三十条第一項若しくは第二项(第三十一条第三項又は第四項において準用する場合を含む。)若しくは第三十一条

た「团体協約」を削り、「第五条第一項第四号」を「第五条第二項第四号」に改め、「又は貿易

第一項若しくは第二項を削る。
第三十八条第一項中「、第六条第一項若しく

いて準用する場合を含む。」を削り、「輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは」を「の役

受けて継続した輸出若しくは輸入業者が第七条の三第一項の認可を受けを前り、「若しくは輸出組合、輸入組合若しくは輸出入組合」を又は輸出組合に改め、「若しくは同条第四項、第十九条の四第二項若しくは第二十三条第一項の認可を受け及び「若しくは輸

第八章を第七章とする。
第四十一条中「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」を「又は輸入組合」に、「輸入組合、輸出入組合若しくは貿易連合」を「若しくは輸入組合」に、「貸付」を「貸付け」に改める。
第四十一条の二第一項中「第二十九条第一項、第三十条第三項又は第三十二条第四項において準用する場合を含む。」を削り、「輸入組合若しくは輸出入組合の役員若しくは」を「の役員若しくは」に改める。

第四十四条第一項中「輸入組合 輸出入組合又は貿易連合」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「若しくは第六条第一項若しくは第十一條第五項、第十九条の四第三項において準用する第七条の二第三項若しくは第二十三条第四項において準用する第八条第二項又は第二十七条の十一」を「又は第六条」に改め、同号を同条第一号とする。

第四十四条第一号中「輸入組合」、「輸出入組合又は貿易連合」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「若しくは第六条第一項若しくは第十一條第五項、第十九条の四第三項において準用する第七条の二第三項若しくは第二十三条第四項において準用する第八条第二項又は第二十七条の十一」を又は第六条に改め、同号を同条第二号とする。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一号中「第七条第一項」を「第七条第一項、同条第二項(第七条の二第三項

第四十四条第一項中「輸入組合」、「輸出入組合又は貿易連合」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「若しくは第六条第一項若しくは第十一号第五項、第十九条の四第三項において準用する第七条の二第三項若しくは第二十三条第四項において準用する第六条第二項又は第二十七条の十一」を、又は第六条に改め、同号を同条第二号とする。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、「同条第一項(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第七条の三第三項、第十一条第五項又は第二十三条第四項において準用する場合を含む。)若しくは同条第三項」を削り、同条第二号中「又は第二十七条」を削り、同条第三号中「又

第四十四条第一項中「輸入組合・輸出入組合又は貿易連合」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「若しくは第六条第一項若しくは第十一号の二第三項若しくは第二十三条第四項において準用する第六条第一項又は第二十七条の十二」を「又は第六条」に改め、同号を同条第二号とする。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、「同条第二項(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第七条の三第三項、第十一条第五項又は第十三条第四項において準用する場合を含む。)若しくは同条第三項」を削り、同条第二号中「又は第二十七条」を削り、同条第三号中「又は第二十七条及び若しくは第二十七条の十六」を削り、「又は第二十八条の二第四項」に改め、「又は第二十二条の十一第一項」を削る。

第四十四条第一項中「輸入組合 輸出入組合又は貿易連合」を削り、同条第二号を削り、同条第三号中「若しくは第六条第一項若しくは第十一條第五項、第十九条の四第三項において準用する第七条の二第三項若しくは第二十三条第四項において運用する第八条第一項又は第二十七条の十一」を「又は第六条」に改め、同号を同条第二号とする。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、「同条第二項(第七条の二第三項(第十九条の四第三項)において準用する場合を含む)、第七条の三第三項、第十一条第五項又は第十三条第四項において準用する場合を含む。」若しくは同条第三項を削り、同条第一号中「又は第二十七条」を削り、同条第三号中「又は第二十七条及び「若しくは第二十七条の十六」を削り、「若しくは第二十八条の二第四項」を「又は第二十八条の二第四項」に改め、「又は第三十二条の十一第一項」を削る。

第四十五条の二を削る。

第四十六条中「輸入組合、輸出入組合又は

第四十四条第一項中、「輸入組合」、「輸出入組合又は貿易連合」を削り、「同条第二号」を削り、「同条第三号」中「若しくは第六条第一項若しくは第十一條第五項、第十九条の四第三項において準用する第七条の二第三項若しくは第二十三条第四項において準用する第六条第二項又は第二十七条の十一」を、又は第六条に改め、同号を同条第二号とする。

第四十四条の二を削る。

第四十五条第一号中「第七条第一項」を「第七条」に改め、「同条第一項(第七条の二第三項(第十九条の四第三項において準用する場合を含む。)、第七条の三第三項、第十一条第五項又は第二十三第四項において準用する場合を含む。)若しくは同条第三項」を削り、「同条第一号」中「又は第二十七条及び若しくは第二十七条の十六」を削り、「若しくは第二十八条の二第四項」を、「又は第二十条」及び「又は第二十七条の十六」を削る。

第三十二条の二第一項を削る。

第四十五条の二を削る。

第四十六条第一項中「輸入組合、輸出入組合又は貿易連合」を「又は輸入組合」に改め、「又は第二十七条」及び「又は第二十七条の十六」を削る。

貿易連合」を「又は輸入組合」に改め、「又は第二十七条」及び「又は第二十七條の十六」を削る。

第一百四条中「前条各号に掲げる」を「前条の」に、「わいろ」を「賄賂」に、「同条各号に掲げる」を「同条の」に改める。

第一百八条中「から第五十八条まで」を「又は第五十七条」に改める。

第一百十条第一号中「第十七条第八項」を「第七条第七項」に改め、同条第二号中「、第二十条の二第三項(第三十二条において準用する場合を含む。)」を削る。

第一百八条を削る。

(商店街振興組合法の一部改正)

第一百四十一条 商店街振興組合法(昭和三十七年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第八十条 組合員たる事業者が次の各号のいずれかに掲げる者である組合は、私的独占の禁止を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四条第一号の要件を備える組合とみなす。

一 資本の額又は出資の総額が一億円(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については千万円、卸売業を主たる事業とする事業者については三千万円)を超える。

二 常時使用する従業員の数が三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人)を超えない事業者

三百人(小売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業を主たる事業とする事業者については百人)を超えない事業者

第三十二条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とする。

第十六条 道路運送法(昭和二十六年法律第一百八十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条及び第十九条を次のように改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第十八条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

なければ、同項の認可をしてはならない。

一 旅客の利益を不当に害さないこと。

二 不当に差別的でないこと。

三 加入及び脱退を不当に制限しないこと。

四 協定の目的に照らして必要最小限度であること。

(協定の変更命令及び認可の取消し)

第十九条の二 運輸大臣は、前条第一項の認可に係る協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、その一般乗合旅客自動車運送事業者に対し、その協定の内容を変更すべきことを命じ、又はその認可を取り消さなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第十九条の三 運輸大臣は、第十九条第一項の認可をしようとするときは、公正取引委員会に協議しなければならない。

(公正取引委員会との関係)

第十九条の三 運輸大臣は、第十九条第一項の認可を受けたとき、又は第十九条の三第四項の規定による処分をした場合は、この限りでない。

一 輸送需要の減少により事業の継続が困難と見込まれる路線において地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、当該路線において事業を経営している二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結

二 旅客の利便を増進する適切な運行時刻を設定するため、同一の路線において事業を経営している二以上の一般乗合旅客自動車運送事業者が行う共同経営に関する協定の締結

三 公正取引委員会は、第十九条第一項の認可を受けた協定の内容が同条第二項各号に適合するものでなくなつたと認めるときは、運輸大臣に対し、前条の規定による処分をすべきことを請求することができる。

4 公正取引委員会は、前項の規定による請求をしたときは、その旨を官報に公示しなければならない。

第五项において準用する場合を含む。)を削る。

第三十二条第一項の二を削り、第三十二条の三を第三十二条の二とする。

第三十二条中「基く」を「基づく」に改め、「(第三十三条の二)第二項において準用する場合を含む。」を削り、「疑がある」を「疑いがある」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第四十七条の三中「第三十条の二」を「第三十二条の二」に改める。

第三十二条第五項の二を削り、第三十二条の二を第三十二条の二に改める。

第三十二条第六項の二を削り、「(第三十二条の二)第一項において準用する場合を含む。」を削る。

(港湾運送事業法の一部改正)

第十九条 港湾運送事業法(昭和二十六年法律第一百六十一号)の一部を次のように改正する。

第十九条 削除

第三十三条の二第二項中「及び第十八条の二

第五項において準用する場合を含む。」を「第十九条第一項」に改め、同条第二号中「第十六条第二項」の下に「、第十九条の二」を加え、「第三十一条第一項を「第三十一條」に改める。

(貨物自動車運送事業法の一部改正)

第十七条 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第十五条及び第十六条 削除

第三十五条第六項中「、第十五条、第十六条」を削る。

(海上運送法の一部改正)

第七十六条第四号中「又は第十五条规定第一項(第三十七条第一項中「第十六条まで」を「第十四条まで」に改め、「、第十五条、第十六条」を削る。

第三十七条第一項中「第十六条まで」を「第十五条及び第十六条」に改める。

第三十五条第六項中「、第十五条、第十六条」を削る。

(海上運送法の一部改正)

第三十五条第六項において準用する場合を含む。)を削る。

第三十七条第一項を削り、第十一項を第十項とする。

第三十七条第一項を削り、「(第三十七条第一項において準用する場合を含む。)を削る。

号外(号)

<p>合連合会、真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会の項を削り、 せないものに限る。) を させないものに限る。) を せないものに限る。) </p>	
<p>輸出組合(組合員に出資をさせないものに限る。) 輸入組合(組合員に出資をさせないものに限る。) </p>	
<p>(地方税法の一部改正) </p>	
<p>第十二条 地方税法(昭和二十一年法律第一二百一十六号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第七十二条の五第一項第四号中「輸入組合及び輸出入組合、漁業生産調整組合、真珠養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合及び真珠母貝養殖調整組合連合会」を及び輸入組合に改める。 </p>	
<p>第七十二条の二十一第四項第五号中「輸入組合及び輸出入組合」を「及び輸入組合」に改める。 </p>	
<p>(所得税法等の一部改正に伴う経過措置) </p>	
<p>第十三条 附則第二条第一項に規定する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合連合会並びに附則第四条第一項に規定する漁業生産調整組合に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかるわらず、なお従前の例による。 </p>	
<p>一 所得税法 二 法人税法 三 消費税法 四 地方税法 </p>	
<p>(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正) </p>	
<p>第十四条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第一条第一項中「基づき」を「基づき」に改め、第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十 </p>	
<p>合を削る。 </p>	
<p>(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正に伴う経過措置) </p>	
<p>第十五条 旧暫定措置法又は旧調整組合法に基づき設立された法人は、前条の規定による改正後の農林漁業団体職員共済組合法の規定の適用については、同法第一条第一項に掲げる法律に基づいて設立された法人とみなす。 </p>	
<p>(罰則に関する経過措置) </p>	
<p>第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 </p>	
<p>(商工組合中央金庫法の一部改正) </p>	
<p>第十七条 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第三条第一項中「輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改め、「又ハ連合員」を削り、同条第三項中「輸入組合、輸出組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改める。 </p>	
<p>第七条第一項第七号中「輸入組合、輸出入組合又ハ貿易連合」を「又ハ輸入組合」に改める。 </p>	
<p>第三十九条中「第九号」を削り、「及び第六十五号まで」を「第百一十七号から第百三十二号まで及び第百三十四号から第百六十五号まで」に改める。 </p>	
<p>第三十条中「第九号」を削る。 </p>	
<p>第三十八条中「及び第百一十七号から第百六十五号まで」を「第百一十七号から第百三十二号まで」に改める。 </p>	
<p>第三十九条中「第九号」を削り、「及び第六十八号から第七十六号まで」を「第六十六号、第六十七号及び第六十九号から第七十六号まで」に改める。 </p>	
<p>(運輸省設置法の一部改正) </p>	
<p>第十九条 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第四十条第一項第三号中「又は輸入」を削る。 </p>	
<p>(厚生省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第一百五十一号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第六条中第五十一号を削り、第五十二号を第五十一号とし、第五十三号から第五十四号の三までを一号ずつ繰り上げる。 </p>	
<p>(農林水産省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十一条 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第一百五十三号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第四条第一項第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十号の三までを一号ずつ繰り上げる。 </p>	
<p>第六十一条第一項中「第四条第一項第十号」を「第四条第一項第九号」に改める。 </p>	
<p>理由 </p>	
<p>我が国は国際社会をより開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由なものとしていくためには、規制緩和の推進とともに競争政策の積極的展開を図ることが不可欠であることにかんがみ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等を行い、公正かつ自由な競争を一層促進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。 </p>	
<p>一 議案の目的及び要旨 本案は、我が国は国際社会をより開かれ、自己責任原則と市場原理に立つ自由なものとしている法律の適用除外制度の整理等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(大蔵省設置法の一部改正) </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(中小企業流通業務効率化促進法の一部改正) </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条を次のように改める。 </p>	
<p>第十二条 削除 </p>	
<p>(通商産業省設置法の一部改正) </p>	
<p>第二十二条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第十八条 中小企業流通業務効率化促進法(平成四年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。 </p>	
<p>第五条第一項第十二号を次のように改める。 </p>	

かんがみ、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という。)の適用除外制度のうち、二十法律三十五制度について整理等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 大蔵省所管法律関係

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律、たゞに耕作組合法及び証券投資信託法に基づく独占禁止法の適用除外制度について、廃止及び縮減等の整理を行うこととする。

2 厚生省所管法律関係

環境衛生関係當業の運営の適正化に関する法律に基づく独占禁止法の適用除外制度について、廃止することとする。

3 農林水産省所管法律関係

(一) 果樹農業振興特別措置法、卸売市場法、砂糖の価格安定等に関する法律、漁業再建整備特別措置法及び輸出水産業の振興に関する法律に基づく独占禁止法の適用除外制度について、廃止することとする。

4 通商産業省所管法律関係

輸出入取引法、中小企業団体の組織に関する法律及び商店街振興組合法に基づく独占禁止法の適用除外制度について、廃止及び範囲の限定等の整理を行うこととする。

5 運輸省所管法律関係

小等に効果的に貢献するため、核兵器の実験的爆発及び他の核爆発の禁止等について規定し、あわせて、条約上の義務の実施を確保するための検証制度等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねて、そのための国際協力に寄与するとの見地から有意義であると認められる。よって、この条約を締結する所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととする。

この条約は、核兵器の拡散の防止、核軍備の縮小に効果的に貢献するため、核兵器の実験的爆発及び他の核爆発の禁止等について規定し、あわせて、条約上の義務の実施を確保するための検証制度等について規定するものである。我が国がこの条約を締結することは、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮努力を積み重ねて、核爆発の終了を達成するための最も効果的な方法に基づく独占禁止法の適用除外制度について、廃止及び範囲の限定等の整理を行うこととする。

6 その他

所要の経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の改正を行うこととする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、我が国市場をより競争的かつ開かれたものとするとの観点から、競争政策を積極的に展開するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成九年五月十六日

商工委員長 武部 勤
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 藤本 孝雄

右
国会に提出する。

平成九年四月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
國務大臣 藤本 孝雄

する」といたしたい。これが、この案件を提出する理由である。

包括的核実験禁止条約

前文

この条約の締約国(以下「締約国」という。)は、核軍備の縮小(軍備における核兵器の削減を含む。)及びすべての側面における核拡散の防止の分野における近年の国際協定その他の積極的措置を歓迎し、これらの国際協定その他の積極的措置を完全かつ迅速に実施することの重要性を強調し、現在の国際情勢が核軍備の縮小に向けて及びすべての側面における核兵器の拡散に対して一層効果的な措置をとる機会を与えていることを確信し、また、そのような措置をとる意図を有する」とを宣言し、

核兵器の除去及び厳重かつ効果的な国際監管理の下における全面的かつ完全な軍備縮小を究極的な目標として世界的規模で核兵器を削減するための系統かつ漸進的な努力を継続することの必要性を強調し、

核兵器のすべての実験的爆発及び他のすべての核爆発を停止することは、核兵器の開発及び質的な改善を抑制し並びに高度な新型の核兵器の開発を終了させることによって核軍備の縮小及びすべての側面における核不拡散のための効果的な措置となることを認識し、

更に、核兵器のすべての実験的爆発及び他のすべての核爆発を終了させることが核軍備の縮小を達成するための系統的な過程を実現させる上での有意義な一步となることを認識し、

核実験の終了を達成するための最も効果的な方法が軍備縮小及び不拡散の分野において長期にわたって国際社会の最優先の目標の一であった普遍的な及び国際的かつ効果的に検証することのできる包括的核実験禁止条約を締結することである。

とを確信し、千九百六十三年の大気圏内、宇宙空間及び水中における核兵器実験を禁止する条約の締約国が核兵器のすべての実験的爆発の永久的停止の達成を希求する旨を表明したことにより留意し、

更に、この条約が環境の保護に貢献するとの見解が表明されたことに留意し、すべての国によるこの条約への参加を得るという目的並びにすべての側面における核兵器の拡散の防止、核軍縮の縮小の過程の進展並びに国際の平和及び安全の強化に効果的に貢献するというこの条約の趣旨を確認して、

第一条 基本的義務

1 締約国は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発を実施せず並びに自国の管轄又は管理の下にあるいかなる場所においても核兵器の実験的爆発及び他の核爆発を禁止し及び防止することを約束する。

2 締約国は、更に、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発の実施を実現させ、奨励し又はいかなる態様によるかを問わずにこれに参加することを差し控えることを約束する。

第二条 機関

A 一般規定

1 締約国は、この条約の趣旨及び目的を達成し、この条約の規定(この条約の遵守についての国際的な検証に関する規定を含む)の実施を確保し並びに締約国間の協議及び協力のための場を提供するため、この条約により包括的核実験禁止条約機関(以下「機関」という。)を設立する。

2 すべての締約国は、機関の加盟国となる。締約国は、機関の加盟国としての地位を奪われることはしない。

B 機関

1 締約国

3 機関の所在地は、オーストリア共和国ヴィーンとする。

3 機関の所在地は、オーストリア共和国ヴィーンとする。

4 機関の内部機関として、締約国会議、執行理事会及び技術事務局(国際データセンターを含む。)をこの条約により設置する。
5 締約国は、この条約に従い機関がその任務を遂行することに協力する。締約国は、この条約の趣旨及び目的又はその規定の実施に関して提起される事項について、締約国間で直接又は機関若しくは他の適当な国際的な手続(国際連合憲章に基づく国際連合の枠内の手続を含む。)を通じて協議する。
6 機関は、できる限り干渉の程度が低く、かつ、検証活動の目的的適時の及び効果的な達成に合致する方法で、この条約に規定する検証活動を行う。機関は、この条約に基づく自己の責任を果たすために必要な情報及び資料のみを要請する。機関は、この条約の実施を通じて知るに至った非軍事上及び軍事上の活動及び施設に関する情報の秘密を保護するためにすべての措置をとるものとし、特に、秘密の保護に関するこの条約の規定を遵守する。
7 締約国は、この条約の実施に関連して機関から秘密のものとして受領する情報及び資料を秘密のものとして取り扱い、並びに当該情報及び資料に対して特別の取扱いを行つ。締約国は、当該情報及び資料をこの条約に基づく自国の権利及び義務との関連においてのみ利用する。
8 機関は、独立の機関として、国際原子力機関等の他の国際機関との間の協力のための措置を通じ、可能な場合には既存の専門的知識及び施設を利用するよう及び費用対効果を最大にするよう努める。当該措置については、軽微な及び通常の商業的かつ契約的な性質を有するものを除くほか、承認のために締約国会議に提出される協定で定める。
9 機関の活動に要する費用については、国際連合と機関との間の相違を考慮して調整されると國連の分担率に従つて締約国が毎年負担する。
10 準備委員会に対する締約国の財政的負担については、適切な方法によって機関の通常予算に對する当該締約国の分担金から控除する。
11 機関に対する分担金の支払が延滞している機関の加盟国は、その未払の額が当該年に先立つ二年の間に当該加盟国から支払われるべきである場合には、機関において投票権を有しない。
12 締約国会議(以下「会議」という。)は、すべての締約国によって構成される。各締約国は、会議において一人の代表を有するものとし、代表は、代表代理及び随員を伴つことができる。
13 会議の第一回会期の会合については、この条約が効力を生じた後三十日以内に寄託者が招集する。
14 会議は、別段の決定を行う場合を除くほか、毎年通常会期として会合する。
15 会議の特別会期の会合は、次のいずれかの場合に開催される。
(a) 会議が決定する場合
(b) 執行理事会が要請する場合
(c) いずれかの締約国が要請し、かつ、締約国の過半数が支持する場合
16 会議は、第七条の規定に従つて改正会議として開催することができる。
17 会議は、第八条の規定に従つて検討会議として開催することができる。
18 会議の会合は、会議が別段の決定を行つ場合を除くほか、承認のために締約国会議に提出される。
19 を除くほか、機関の所在地で開催される。
20 会議は、その手続規則を採択する。会議は、各会期の始めに、議長及び他の必要な役員を選出する。これらの者は、次の会期において新たに選出される。
21 各締約国は、一の票を有する。
22 会議は、出席しかつ投票する締約国の過半数による議決で手続事項についての決定を行う。
23 実質事項についての決定は、できる限りコンセンサス方式によって行う。決定に当たってコンセンサスが得られない場合には、会議の議長は、いかなる投票も二十四時間延期し、この間にコンセンサスの達成を容易にするためのあらゆる努力を行い、及び当該二十四時間の終了の前に会議に報告する。当該二十四時間の終了の時にコンセンサスが得られない場合には、会議は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、出席しかつ投票する締約国三分の一以上の多数による議決で決定を行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる事項については、実質事項についての決定に必要な多数による議決で別段の決定が行われない限り、実質事項として取り扱う。
24 会議は、26(k)に規定する任務を遂行する場合には、22に規定する実質事項についての決定のための手続に従いこの条約の附屬書一の国の一覧表に新たな国を追加する決定を行う。会議は、この条約の附屬書一のその他の変更については、22の規定にかかわらず、コンセンサス方式によって決定する。
25 会議は、この条約の範囲内のいかなる問題項についても、勧告及び決定を行つことができること。
26 会議は、この条約の実施を監督し、その遵守状況を検討し、並びにその趣旨及び目的を推進するため行動する。会議は、執行理事会及び技術事務局の活動も監督するものとし、これらのいずれに対してもその任務の遂行のために指針を与えることができる。
(a) 執行理事会が提出するこの条約の実施に関する機関の報告並びに機関の年次計画及び年次予算を検討し及び採択し並びに他の報告を検討すること。
(b) 9の規定に従つて締約国が支払う分担金の率について決定すること。
(c) 執行理事会の理事国を選出すること。
(d) 技術事務局の事務局長(以下「事務局長」という。)を任命すること。
(e) 執行理事会が提出する執行理事会の手続規則を検討し及び承認すること。
(f) この条約の運用に影響を及ぼし得る科学及び技術の進歩を検討すること。このため、会議は、事務局長がその任務の遂行に当たつて会議、執行理事会又は締約国に対しこの条約に関する科学及び技術の分野における専門的な助言を行うことができるようにするために、科学諮問委員会を設置することを事務局長に指示することができる。この場合において、科学諮問委員会は、個人の資格において、科学の分野における専門的知識及び経験に基づいて任命される独立した専門家で構成され、
(g) 第五条の規定に従いこの条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するために必要な措置をとること。

報 (号外)

官

- | |
|--|
| (b) 第一回会期において、準備委員会が作成し及び勧告する協定案、取決め案、規則案、手續案、運用手引書案、指針案その他の文書を検討し及び承認すること。 |
| (i) 執行理事会が38(b)の規定に従って機関に代理との間で交渉したものとを検討し及び承認すること。 |
| (j) この条約に従って自己の任務を遂行するために必要と認める補助機関を設置すること。 |
| (k) 適当な場合には23の規定に従ってこの条約の附屬書一を変更すること。 |
| C 執行理事会 |
| 構成、手続及び意思決定 |
| 27 執行理事会は、五十ーの理事国によって構成される。締約国は、この条の規定に従い、理事国としての任務を遂行する権利を有する。 |
| 28 衡平な地理的配分の必要性に考慮を払い、執行理事会の構成は、次のとおりとする。 |
| (a) 十のアフリカの締約国 |
| (b) 七の東欧の締約国 |
| (c) 九のラテン・アメリカ及びカリブの締約国 |
| (d) 七の中東及び南アジアの締約国 |
| (e) 十の北アメリカ及び西欧の締約国 |
| (f) 八の東南アジア、太平洋及び極東の締約国 |
| これらとの各地理的地域に属するすべての国は、この条約の附屬書一については、適当な場合には、23及び26(k)の規定に従って会議が変更する。この条約の附屬書一は、第七条に定める手続による改正又は修正の対象とされない。 |
| 29 執行理事会の理事国は、会議によって選出される。その選出のために、各地理的地域は、当該各地理的地域に属する締約国の中から次とおり締約国を指名する。 |
| (a) 各地理的地域に割り当てられる議席の少ないととも三分の一は、政治上及び安全保障上の |
| 30 執行理事会は、機関の執行機関である。執行理事会は、会議に対して責任を負う。執行理事会は、この条約によって与えられる権限及び任務を遂行する。執行理事会は、これらを遂行するに当たり、会議による勧告、決定及び指針に従って行動し、並びにこれらの勧告、決定及び指針の継続的かつ適切な実施を確保する。 |
| 31 執行理事会の各理事国は、自國が選出された会議の会期の終了の時からその後二回目に行われる会議の年次通常会期の終了の時まで在任する。ただし、執行理事会の各理事国は、最初に選出するに当たっては、選出される理事国の中から次とおり締約国を指名すること。 |
| (e) 締約国の国内当局と協力すること。 |
| (f) 技術事務局の活動を監督すること。 |
| (g) この条約の趣旨及び目的を推進するための新たな提案の検討のために必要に応じて会議に勧告すること。 |
| 32 執行理事会は、その手続規則を作成し、承認のためここを会議に提出する。 |
| 33 執行理事会は、その議長を理事国より選出する。 |
| 34 執行理事会は、通常会期として会合するほか、通常会期と通常会期との間ににおいては、その権限及び任務の遂行のために必要に応じて会合する。 |
| 35 執行理事会の各理事国は、一の投票を有する。執行理事会は、すべての理事国の中半数による議決で手続事項についての決定を行ふ。執行理事会は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、すべての理事国の中半数による議決で実質事項についての決定を行う。実質事項であるか否かについて問題が生ずる事項については、審査事項についての決定を行ふ。実質事項であるか否かについて問題が生ずる多数による議決で別段の決定が行われない限り、実質事項として取り扱う。 |
| 36 執行理事会は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、すべての理事国の中半数による議決で手続事項についての決定を行ふ。執行理事会は、この条約に別段の定めがある場合を除くほか、すべての理事国の中半数による議決で実質事項についての決定を行ふ。実質事項であるか否かについて問題が生ずる事項については、審査事項についての決定を行ふ。実質事項であるか否かについて問題が生ずる多数による議決で別段の決定が行われない限り、実質事項として取り扱う。 |
| 37 執行理事会は、機関の執行機関である。執行理事会は、会議に対して責任を負う。執行理事会は、この条約によって与えられる権限及び任務を遂行する。執行理事会は、これらを遂行するに当たり、会議による勧告、決定及び指針に従って行動し、並びにこれらの勧告、決定及び指針の継続的かつ適切な実施を確保する。 |
| 38 執行理事会は、次のことを行う。 |
| (a) この条約の効果的な実施及び遵守を促進すること。 |
| (b) 技術事務局の活動を監督すること。 |
| (c) この条約の趣旨及び目的を推進するための新たな提案の検討のために必要に応じて会議に勧告すること。 |
| 39 執行理事会は、次のことを行う。 |
| (a) 検証活動の実施に関する締約国又は締約国外の国との間の協定又は取決めを承認及びその運用を監督すること。 |
| (b) 技術事務局が提案する新たな運用手引書及び現行の運用手引書の変更を承認すること。 |
| (c) 執行理事会は、会議の特別会期の会合の開催を要請することができる。 |
| 40 執行理事会は、次のことを行う。 |
| (a) 情報交換を通じてこの条約の実施についての締約国間及び締約国と技術事務局との間の協力を容易にすること。 |
| (b) 第四条の規定に従って締約国間の協議及び説明を容易にすること。 |
| (c) 第四条の規定に従って現地調査の要請及び報告を受領し及び検討し並びにこれらについて措置をとること。 |
| 41 執行理事会は、この条約の違反の可能性及びこの条約に基づく権利の濫用についての締約国が提起する懸念を検討する。この検討に当たり、執行理事会は、関係締約国と協議及び、適當な場合には、当該懸念を提起された締約国に対し一定の期間内に事態を是正するための措置をとるよう要請する。執行理事会は、更に行動が必要であると認める場合には、特に、次の |

- (a) すべての締約国に対しても問題又は事項を通報すること。
- (b) 問題又は事項について会議の注意を喚起すること。
- (c) 第五条の規定に従い、事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための措置に関すること。
- (d) 会議に対する勧告を行い及び適当な場合には措置をとること。

D 技術事務局

- 42 技術事務局は、この条約の実施について締約国を援助する。技術事務局は、会議及び執行理事会を補佐する。技術事務局は、この条約によって与えられる検証その他の任務及びこの条約に従って会議又は執行理事会によって委任される任務を遂行する。技術事務局には、その不可欠な一部分としての国際データセンターを含む。
- 43 この条約の遵守の検証に関する技術事務局の任務には、第四条の規定及び議定書に従って、特に、次のことを含むものとする。
- (a) 國際監視制度の運用を監督し及び調整することについて責任を負うこと。
- (b) 国際データセンターを運用すること。
- (c) 通常の活動として国際監視制度によって得られるデータを受領し、処理し、分析し及びこれについて報告すること。
- (d) 監視観測所の設置及び運用について技術上の援助及び支援を行うこと。
- (e) 實行理事会が締約国間の協議及び説明を容易にするに当たってこれを補佐すること。
- (f) 現地査察の要請を受領し及び処理し、執行理事会が当該要請を検討することを容易にし、現地査察の実施のための準備を行い、現地査察が行われている間技術上の支援を行い並びに執行理事会に報告すること。
- (g) 締約国、締約国以外の国又は国際機関との

- 44 技術事務局は、第四条の規定及び議定書に従い、執行理事会が承認することを条件として、検証制度の種々の構成要素の運用の指針とするための運用手引書を作成し及び維持する。運用手引書は、この条約又は議定書の不可分の一部を成さないものとし、執行理事会が承認することを条件として、技術事務局によって変更されることができる。技術事務局は、運用手引書の変更を締約国に対して速やかに通報する。
- 45 運営上の事項に関する技術事務局の任務には、次のことを含むものとする。
- (a) 機関の計画案及び予算案を作成し及び執行理事会に提出すること。
- (b) この条約の実施に関する機関の報告案及び会議又は執行理事会が要請する場合には他の報告を作成し及び執行理事会に提出すること。

- 46 事務局長及び科学要員、技術要員その他必要な人員によって構成される。事務局長は、執行理事会の勧告に基づき四年の任期で会議によって任命される。その任期については、一回に限り更新することができる。最初の事務局長については、準備委員会の勧告に基づき会議がその第一回会期において任命する。
- 47 締約国が機関に対する援助を行つて運営上の任務を遂行すること。
- 48 技術事務局は、その任務の遂行に関連して生じた問題であつて、その活動の実施に当たって知るに至りかつ関係締約国との間の協議を通じて解決することができなかつたものを執行理事会に対して速やかに通報する。
- 49 技術事務局は、その長でありかつ首席行政官である事務局長及び科学要員、技術要員その他必要な人員によって構成される。事務局長は、執行理事会の勧告に基づき四年の任期で会議によって任命される。その任期については、一回に限り更新することができる。最初の事務局長については、準備委員会の勧告に基づき会議がその第一回会期において任命する。
- 50 事務局長は、技術事務局の職員の任命、組織及び任務の遂行につき会議及び執行理事会に対して責任を負う。職員の雇用及び勤務条件の決定に当たっては、最高水準の専門的知識、経験、能率、能力及び誠実性を確保することの必要性に最大の考慮を払う。締約国の国民のみが、事務局長、査察員並びに専門職員及び事務職員となる。できる限り広範な地理的基礎に基づいて職員を採用することが重要であることにについて、十分な考慮を払う。職員の採用に当たっては、技術事務局の任務を適切に遂行するために必要な最小限度に職員を保つという原則を指針とする。

- 51 事務局長は、適当な場合には、執行理事会との協議の後、特定の問題について勧告を行つた場合の科学の専門家の臨時の作業部会を設置することができる。
- 52 事務局長、査察員、査察補及び技術事務局の職員は、その任務の遂行に当たって、いかなる政府からも又は機関外のいかなるところからも指揮を求める又は受けなければならない。これらの者は、機関に対してのみ責任を有する国際公務員としての立場に望ましくない影響を及ぼすおそれのあるいかなる行動も差し控えなければならない。事務局長は、査察団の活動について責任を負う。

- 53 締約国は、事務局長、査察員、査察補及び技術事務局の職員の任務の専ら国際的な性質を尊重するものとし、これらの者が任務を遂行するに当たってこれらの者を左右しようとしてはならない。
- E 特権及び免除
- 54 機関は、締約国の領域内又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、機関の任務の遂行のために必要な法律上の能力並びに特権及び免除を享受する。
- 55 締約国の代表、その代表代理及び随員、執行理事会に選出された理事国の代表、その代表代理及び隨員並びに事務局長、査察員、査察補及び機関の職員は、機関に関連する自己の任務を独立して遂行するために必要な特権及び免除を享受する。
- 56 この条に規定する法律上の能力、特権及び免除については、機関と締約国との間の協定及び機関と機関が所在する国との間の協定で定められる。これらの協定は、26の(h)及び(i)の規定に従つて検討され及び承認される。
- 57 54及び55の規定にかかわらず、検証活動が行われている間事務局長、査察員、査察補及び技術事務局の職員が享受する特権及び免除は、議定書に定める。
- 1 締約国は、自國の憲法上の手続に従いこの条約に基づく自國の義務を履行するために必要な措置をとる。締約国は、特に、次のことのため必要な措置をとる。
- (a) 自國の領域内のいかなる場所又は国際法によって認められる自國の管轄の下にあるその

		官 報 (号外)	
2	(a) 自然人及び法人が自國の管理の下にあるいかなる場所においても(2)の活動を行うことを禁止すること。	3 締約国は、この条約の遵守についての検証を容易にするために、この条約に従って、前条4の規定に従って設置する国内当局を通じて特に次のことによって機関及び他の締約国と協力することを約束する。	
(b) 自然人及び法人が自國の管理の下にあるいかなる場所においても(2)の活動を行うことを禁 止すること。	4 締約国は、1の規定に基づく義務の履行を容易にするため、他の締約国と協力し、及び適当な形態の法律上の援助を与える。	5 この条約は、科学的な目的のために行われる資料の国際的な交換を制限するものと解してはならない。	
(c) 自國の国籍を有する自然人がいかなる場所においても(2)の活動を行うことを国際法に従つて禁止すること。	6 締約国は、この条約の規定に従つてどる措置を	6 締約国は、この条約の検証制度を改善し及び追加的な監視技術(電磁衝撃波監視及び衛星による監視を含む。)の潜在的な検証能力を検討する」とについて機関及び他の締約国と協力することを約束する。そのような特定の措置は、合意される場合には、第七条の規定に従つてこの条約の規定若しくは議定書に若しくは議定書の結果得られたデータを受領すること。	
(d) 協議及び説明の手続に参加すること。	7 締約国は、この条約に基づく自國の義務を履行するため、国内当局を指定し又は設置し及び、この条約が自國について効力を生じたときは、その指定又は設置について機関に通報する。国内当局は、機関及び他の締約国との連絡のための国内の連絡先となる。	7 締約国は、この条約の検証制度を実施を認めること。	
A 一般規定	第四条 検証	8 この条約の適用上、いかなる締約国も、一般的に認められている国際法の原則(國の主権の尊重の原則を含む。)に適合する方法で国内の検証技術によって得た情報を使用することを妨げられない。	
1 この条約の遵守について検証するために、次のものから成る検証制度を設ける。当該検証制度は、この条約が効力を生ずる時に検証についてこの条約が定める要件を満たすことができるものとする。	9 機関がこの条約によって設けられた検証制度を通じて得た情報については、8の規定に従うことを条件として、この条約及び議定書の関連は、検証についての権利の濫用を差し控える。	9 締約国は、この条約の遵守についての検証を容易にするために、この条約に従つて、前条4の規定に従つて設置する国内当局を通じて特に次のことを行つること。	
(a) 國際監視制度	10 この条約は、科学的な目的のために行われる資料の国際的な交換を制限するものと解してはならない。	(b) 技術事務局内において原則としてデータの保管及び処理の中心となる国際データセンターを通じ通常の活動として次のことを行うこと。	
(b) 協議及び説明	11 締約国は、適当な場合にはこの条約の検証制度の効率及び費用対効果を高めることとなる特定の措置を開発するため、検証制度を改善し及び追加的な監視技術(電磁衝撃波監視及び衛星による監視を含む。)の潜在的な検証能力を検討する」とについて機関及び他の締約国と協力することを約束する。そのような特定の措置は、合意される場合には、第七条の規定に従つてこの条約の規定若しくは議定書に若しくは議定書の結果得られたデータを受領すること。		
(c) 現地査察	12 締約国は、すべての締約国が国内における検証指標の追加的な規定として含められ又は、適当な場合には、第一条44の規定に従つて運用手引書に反映される。	(c) 関連する運用手引書に従つて国際監視制度、その構成要素及び国際データセンターの運用を監督し、調整し及び確保すること。	
信頼の醸成についての措置	13 この条約は、平和的目的のための原子力の応用を一層発展させるための締約国の経済的及び技術的な発展を妨げないよくな態様で実施する。	(d) この条約についての国際的な検証が効果的に行われることを可能にし及びこの条約の遵守についての懸念の早期の解決に資するため、合意される手続に従い通常の活動として国際監視制度によって得られるデータを処理し及び分析し並びにこれについて報告すること。	
2 検証活動については、客観的な情報に基づくものとし、この条約の対象である事項に限定し、並びに締約国の大権を十分に尊重することを基礎として並びにできる限り干渉の程度が低く、かつ、当該検証活動の目的的効果的な及び適時遂行に合致する方法で実施する。締約国は、検証についての権利の濫用を差し控える。	14 技術事務局の検証の分野における任務	(e) すべてのデータ(未処理のもの及び処理済みのもの)及び報告のために作成された資料をすべての締約国が利用することができるようになること。もっとも、締約国は、第一條7並びにこの条の8及び13の規定に従つて国際監視制度によって得られるデータの利用について責任を負う。	
(a) この条約に従つてこの条約の検証に関するデータ及び報告のために作成された資料を受領し及び配布するための措置並びにそのた		(f) すべての締約国に対し保管されているすべてのデータへの平等の、開かれた、利用しやすい、かつ、適時のアクセスを認めること。	
		(g) すべてのデータ(未処理のもの及び処理済みのもの)及び報告のために作成された資料を保管すること。	

(b) 国際監視制度について追加的なデータを得ることについての要請を調整し及び容易にすること。
(i) 追加的なデータについての一の締約国から他の締約国に対する要請を調整すること。
(j) 関係国が必要とする場合には、監視施設及びその通信手段の設置及び運用について技術上の援助及び支援を行うこと。
(k) 検証制度によって得られるデータを取りまとめて、保管し、処理し及び分析し並びにこれについて報告するに当たって技術事務局及び国際データセンターが使用する技術を締約国の要請に応じ当該締約国が利用することができるようにすること。
(l) 国際監視制度の運用及び国際データセンターの任務の遂行の全般を監視し及び評価し並びにこれについて報告すること。
(m) 技術事務局が14及び議定書に規定する検証の分野における任務の遂行に当たって使用する合意された手続は、関連する運用手引書で定めること。
(n) 新たな施設を設置し及び既存の施設の水準を高めること。ただし、これらの施設について責任を負う国がその費用を負担する場合は、この限りでない。
(o) 国際監視制度の施設を運用し及び維持すること(適当な場合には、施設の安全を確保することを含む)並びにデータが改変されないことを確保するための合意された手続を適用すること。
(p) 利用可能な手段で最も直接的な及び最も費用対効果の高いもの(必要な場合には、適当な通信の分岐点を経由するものを含む)によつて監視施設、実験施設、分析施設若しくは国内のデータセンターから国際データセンターへ国際監視制度によって得られるデータ(未処理のもの及び処理済みのもの)を送付し又は監視施設から実験施設及び分析施設へ当該データ(適当な場合には、試料を含む)を送付すること。
(q) 機関に代わって試料の分析を行つこと。
(r) 機関は、議定書の附属書一の表1-Bに掲げる補助的な地震学的監視観測所網につき、議定書第一部4に規定する協定又は取決めに従つて次のことについての記述を含む。
(s) 機関が立てる補助的な地震学的監視観測所網の運営上及び財政上の影響についての記述を含む。
(t) 当該修正案についての技術上の評価
(u) 当該修正案の運営上及び財政上の影響についての記述を含む。
(v) 事務局長は、議定書の附属書一の表に掲げる監視施設の重大若しくは回復不可能な故障が生じた場合には、又は監視が及ぶ範囲のその他の一時的な縮小に対応するため、直接影響を受け

る国と協議し及びその同意を得て並びに執行理事会の承認を得た上、一年を超えない期間の暫定的措置とする。わざと必要な場合には、

執行理事会及び直接影響を受ける国の同意を得て、一年間延長することができる。当該暫定的措置については、国際監視制度の稼働中の施設の数が関連する観測所網について定められる数を超えるものであつてはならず、当該観測所網についての運用手引書で定める技術上及び運用上の要件をできる限り満たすものとし、並びに機関の予算の範囲内において実施する。事務局長は、更に、事態を是正するための措置をとり及ぼその恒久的な解決のための提案を行う。事務局長は、この26の規定に従つて行った決定をすべての締約国に通報する。

国内の協力施設

27 締約国は、国際監視制度の枠内でのデータの提供とは別個に、国際監視制度の一部を構成しない国内の監視観測所によって得られる補足的なデータを国際データセンターが利用することができるように機関との間で協力についての取決めを作成することができる。

28 27の協力についての取決めについては、次のとおり作成することができる。

(a) 技術事務局は、締約国の要請により及び当該総合国連の費用で、特定の監視施設が国際監視制度の施設のための関連する運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たしていることを証明するための必要な措置並びに当該特定の監視施設についてそのデータが改変されないことを確保するための措置をとった上、執行理事会の同意を条件として、当該特定の監視施設を国内の協力施設として正式に指定する。技術事務局は、適切な場合には、当該要件を満たしていることの証明を更新するためには必要な措置をとる。

(b) 技術事務局は、国内の協力施設の最新の一

覽表を保持し、及びこれをすべての締約国に配布する。

(c) 締約国の要請がある場合には、国際データセンターは、協議及び説明を容易にし並びに現地検査の要請についての検討を容易にするために国内の協力施設によって得られるデータを要請する。もともと、当該データの送付に係る費用については、当該締約国が負担する。

国内の協力施設によって得られる補足的なデータを利用可能とし及び国際データセンターが補足的なデータの追加的若しくは迅速な送付又は説明を要請することができるための条件は、それぞれの監視観測所網のための運用手引書で定める。

C 協議及び説明

29 締約国は、可能なときはいつでも、この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を、まず、締約国間で、機関との間で又は機関を通じて明らかにし及び解決するためあらゆる努力を払うべきである。もつとも、すべての締約国の現地検査を要請する権利は害されない。

30 この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を明らかにし及び解決するよう29の規定によって他の締約国から直接要請された締約国は、できる限り速やかに、いかなる場合にもその要請の後四十八時間以内に、その要請を行つた締約国に対して説明を行つて行われた説明が十分でないと認める場合には、当該他の締約国から更に説明を得るよう執行理事会に要請する権利を有する。

31 締約国は、この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を明らかにし、その要請を行つた締約国に対して説明を行う。その要請を行つた締約国及びその要請を受けた締約国は、執行理事会及び事務局長に対し要請する権利を有する。執行理事会は、当該会合において、この問題を検討し、及び次条の規定に基づく措置を勧告することができる。

32 締約国は、この条及び議定書第一部の規定に基づき、いかなる締約国の領域内若しくはいか

ものを提供する。事務局長は、その援助を要請した締約国が要請する場合には、執行理事会に対しその援助の要請及びこれに応じて提供した情報について通報する。

32 締約国は、この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を明らかにし、そのための説明を他の締約国から得るよう執行理事会に要請する権利を有する。この場合において、次の規定を適用する。

(a) 執行理事会は、事務局長を通じ、その要請を受領した後二十四時間以内に、当該他の締約国に対してもこれを送付する。

(b) 当該他の締約国は、できる限り速やかに、いかなる場合にもその要請を受領した後八時間以内に、執行理事会に対しても説明を行う。

(c) 執行理事会は、(b)の規定に従つて行われた説明に留意し、当該説明を受領した後二十四時間以内に、その要請を行つた締約国に対してこれを送付する。

(d) その要請を行つた締約国は、(b)の規定に従つて行われた説明が十分でないと認める場合には、当該他の締約国から更に説明を得るよう執行理事会に要請する権利を有する。

33 執行理事会は、この32に規定する説明の要請及び当該他の締約国の対応についてその他のすべての締約国に対して遅滞なく通報する。

34 締約国は、現地検査の要請は、国際監視制度によって収集された情報若しくは一般的に認められている国際法の原則に適合する方法で国内の検証技術によって得られた関連する技術上の情報又はこれらとの組合せに基づくものとする。当該要請には、議定書第二部41に規定する事項を含める。

35 現地検査の唯一の目的は、核兵器の実験的爆発又は他の核爆発が第一条の規定に違反して実施されたか否かを明らかにし及び違反した可能を差し控える。

36 要請締約国は、現地検査の要請をこの条約の範囲内で行い、及び37の規定に従つて当該要請において情報を提供する義務を負う。要請締約国は、根拠がない又は濫用にわたる検査の要請を差し控える。

37 現地検査の要請を提出した後の措置

38 執行理事会は、現地検査の要請を行い、及び事務局長が速やかに手続を開始することができるよう同時に事務局長に対して当該要請を提出する。

39 執行理事会は、現地検査の要請を受領したときは、直ちにその検討を開始する。

40 事務局長は、現地検査の要請を受領した後、二時間以内に要請締約国に対して当該要請の受領を確認し、六時間以内に当該要請を検査が行われることが求められている締約国に通報する。事務局長は、当該要請が議定書第二部41に定める要件を満たしていないことを確認し、必要な場合には要請締約国が当該要件に従つて当該要請を行つことを援助し、並びに当該要請を受領した後二十四時間以内に執行理事会及び他の

なる締約国の管轄若しくは管理の下にあるその他場所についても又はいずれの国の管轄若しくは管理の下にもない場所について現地検査を実施する。

D 現地検査

34 締約国は、この条及び議定書第一部の規定に基づき、いかなる締約国の領域内若しくはいか

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求める件及び同報告書

オブザーバー
オブザーバーについては、次の規定を適用する。

61

オブザーバーは第三の締約国のいずれか一方の國民である一人の代表者を現地査察の実施に立ち会わせるために派遣することができる。

(a) 各要請締約国は、被査察締約国の同意を得て、自國又は第三の締約国のいずれか一方の國民である一人の代表者を現地査察の実施に立ち会わせるために派遣することができる。

(b) 被査察締約国は、事務局長に対し、執行理事会が現地査察を承認した後十二時間以内に、提案されたオブザーバーを受け入れるか否かを通告する。

(c) 被査察締約国は、提案されたオブザーバーを受け入れる場合には、認定書に従ってそのオブザーバーに対してアクセスを認める。

(d) 被査察締約国は、原則として、提案されたオブザーバーを受け入れる。もとより、被査察締約国がその受入れを拒否する場合には、その事実は、査察報告に記録される。

オブザーバーの合計は、三人を超えてはならない。

現地査察についての報告

62 (a) 査察報告には、次の事項を含める。

(b) 査察団が行った活動についての記述

(c) 査察の目的に関連する査察団による事実関係の調査結果

(d) 現地査察の間違えられた協力についての記述

(e) 現地査察の間認められたアクセス(査察團に提供された代替的な手段を含める)の範囲及び程度に関する事実関係についての記述

(f) 査察の目的に関連するその他の詳細

(g) 異なる見解を有する査察員がある場合には、当該見解を査察報告に付することができる。

63 事務局長は、被査察締約国に対して査察報告書を利用可能にする。被査察締約国は、四十八時間以内に事務局長に対して意見述べ及び説明を提供する権利並びに査察の目的に關係せざる技術事務局の外部に送付されなければならないと

認める情報及び資料を特定する権利を有する。事務局長は、当該査察報告書の変更について被査察締約国が行う提案を検討し、及び可能な限りこれを採用するものとし、被査察締約国が述べた意見及び提供した説明を査察報告に附加する。

64 事務局長は、要請締約国、被査察締約国、執行理事会及び他のすべての締約国に對して査察報告を速やかに送付する。事務局長は、更に、執行理事会及び当該他のすべての締約国に対し、指定された実験施設における試料の分析の結果を認定書第一部の規定に従って速やかに送付し、並びに国際監視制度によって得られた関連するデータ、要請締約国及び被査察締約国による査察についての評価並びに事務局長が関連すると認めるその他の情報を速やかに送付する。もとより、47に規定する査察の経過報告については、47に定める時間的な枠組みの範囲内で執行理事会に送付する。

65 執行理事会は、その権限及び任務に従い、64の規定に従って送付された査察報告及び資料を検討し、並びに次の問題を検討する。

(a) この条約の違反があつたか否か。

(b) 現地査察を要請する権利が濫用されたか否か。

66 執行理事会は、その権限及び任務に従い、65の規定に従って更に措置が必要となるとの結論に達する場合には、次条の規定に基づいて適切な措置をとる。

1 会議は、特に執行理事会の勧告を考慮して、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、2及び3に規定する必要な措置をとる。

2 締約国が自國によるこの条約の遵守に関して問題を引き起こしている事態を是正することを会議又は執行理事会によって要請され、かつ、一定の期間内に当該要請に応じなかつた場合には、会議は、特に、当該締約国がこの条約に基づく権利及び特權を行使することを、別段の決定を行つまでの間制限し又は停止することを決定することができる。

3 この条約の基本的義務の違反によつてこの条約の趣旨及び目的に対する障害が生ずる可能性のある場合には、会議は、締約国に對して国際法に適合する集団的措置を勧告することができ

うよう要請締約国に對して要求すること。
(b) 執行理事会が決定する一定の期間要請締約国としての任務を遂行する権利を停止すること。

(c) 一定の期間要請締約国の執行理事会の理事と。

67 執行理事会は、現地査察の要請の根拠がない場合には、事態を是正するための適切な措置をとる。

1 この条約の適用又は解釈に關して生ずる紛争については、この条約の関連規定に従つて及び国際連合憲章の規定によつて解決する。

2 この条約の適用又は解釈に關して二以上の締約国間で又は「若しくは」以上の締約国と機関及び他の締約国と協力することを約束する。

(a) 化学的爆発に關連する検証のためのデータを誤って解釈することから生ずるこの条約の遵守についての懸念を適時に解決することに貢献すること。

(b) 国際監視制度の観測所網の一部である観測所の特性を把握することについて援助すること。

68 E 信頼の醸成についての措置

1 この条約の適用又は解釈に關して生ずる紛争については、この条約の関連規定に従つて及び国際連合憲章の規定によつて解決する。

2 この条約の適用又は解釈に關して二以上の締約国間で又は「若しくは」以上の締約国と機関との間で紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該関係当事者が選択するその他の平和的手段(この条約に規定する適当な内部機関に対して提起すること及び合意により国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に付託すること)によって紛争を速やかに解決するため、協議する。関係当事者は、いかなる措置がとられるかについて常時執行理事会に通報する。

69 第五条 事態を是正し及びこの条約の遵守を確保するための措置(制裁を含む。)

1 執行理事会は、適当と認める手段(あつせん)を提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する手続を通じて解決を求めるよう要請すること、問題について会議の注意を喚起すること及び合意された手続に従つて解決するための期限を勧告することを含む。により、この条約の適用又は解釈に關して生ずる紛争の解決に貢献することができる。

2 執行理事会は、締約国が提出し又は執行理事会が提起する紛争に關する問題を検討する。

3 執行理事会は、適当と認める手段(あつせん)を提供すること、紛争当事国である締約国に対し当該締約国が選択する手続を通じて解決を求めるよう要請すること、問題について会議の注意を喚起すること及び合意された手續に従つて解決するための期限を勧告することを含む。により、この条約の適用又は解釈に關して生ずる紛争の解決に貢献することができる。

4 執行理事会は、締約国が提出し又は執行理事会が提起する紛争に關する問題を検討する。

5 会議及び執行理事会は、それぞれ、国際連合総会が許可することを条件として、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について勧告規定に従い、これらの紛争の解決に關連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託する。

6 会議又は事態が緊急である場合には執行理事会は、問題(関連する情報及び判断を含む。)について国際連合の注意を喚起することができる。

3 この条約の基本的義務の違反によつてこの条約の適用又は解釈に關して生ずる紛争については、この条約の関連規定に従つて及び国際法に適合する集団的措置を勧告することができる。

4 会議又は事態が緊急である場合には執行理事会は、問題(関連する情報及び判断を含む。)について国際連合の注意を喚起することができる。

5 会議及び執行理事会は、それぞれ、国際連合総会が許可することを条件として、機関の活動の範囲内において生ずる法律問題について勧告規定に従い、これらの紛争の解決に關連して補助機関を設置し又は補助機関に任務を委託する。

6 会議又は事態が緊急である場合には執行理事会は、問題(関連する情報及び判断を含む。)について国際連合の注意を喚起することができる。

定に従つて機関と国際連合との間の協定を締結する。

6 この条の規定は、前二条の規定を書するものではない。

第七条 改正

1 いづれの締約国も、この条約が効力を生じた後いつでもこの条約、議定書又は議定書の附属書の改正を提案することができるものとし、7の規定に従つて議定書又はその附属書の修正を提案することができる。改正のための提案は、2から8までに定める手続に従う。7に規定する修正のための提案は、8に定める手続に従う。

2 改正案は、改正会議においてのみ検討され及び採択される。

3 改正のための提案については、事務局長に通報するものとし、事務局長は、当該改訂のための提案をすべての締約国及び寄託者に対して回観に付し、当該改訂のための提案を検討するために改訂会議を開催するべきか否かについての締約国の見解を求める。事務局長は、締約国の過半数が当該改訂のための提案を更に検討することを支持する旨を当該改訂のための提案の回観の後二十日以内に事務局長に通報する場合は、すべての締約国が招請される改訂会議を招集する。

4 改訂会議は、その開催を支持するすべての締約国が一層早期の開催を要請する場合を除くほか、会議の通常会期の後直ちに開催される。いかなる場合にも、改訂会議は、改訂案の回観の後六十日を経過するまでは開催されない。

5 改訂は、改訂会議において、いかなる締約国も反対票を投すことなく締約国の過半数が賛成票を投ずることによって採択される。

6 改訂は、改訂会議において賛成票を投したすべての締約国が批准書又は受諾書を寄託した後三十日で、すべての締約国について効力を生ずる。

7 この条約の実行可能性及び実効性を確保するため、議定書の第一部及び第三部並びに議定書の附属書一及び附属書二の規定は、修正案が運営上の又は技術的な性質の事項にのみ関連する場合には、8の規定に従つて行われる修正の対象とされる。議定書及びその附属書のその他のすべての規定は、8の規定に従つて行われる修正の対象とされない。

8 7に規定する修正については、次の手続に従つて行う。

(a) 修正案については、必要な情報と共に事務局長に送付する。すべての締約国及び事務局長は、当該修正案を評価するための追加の情報とされるべき事項として行う。

(b) 事務局長は、修正案を受領した後六十日以内に、この条約及びその実施に及ぼし得るすべての影響を把握するために当該修正案を評価するものとし、その結果についての情報をすべての締約国及び執行理事会に通報する。

(c) 執行理事会は、すべての入手可能な情報にて当該修正案及び情報を速やかに通報する。

1 締約国の過半数による議決で別段の決定を行ふ場合を除くほか、前文の趣旨及び目的の実現並びにこの条約の遵守を確保するようこの条約の運用及び実効性を検討するため、この条約の効力発生の十年後に締約国会議を開催する。その検討に際しては、この条約に関連するすべての科学及び技術の進歩を考慮する。検討会議は、締約国の要請に基づき平和的目的のための地下における核爆発の実施を認める可能性について検討する。検討会議は、コンセンサス方式により当該地下における核爆発を認めることができることを決定する場合には、この条約の適切な改訂であつて当該地下における核爆発によって軍事上の利益が生ずることを排除するものを締約国に勧告するために遅滞なく作業を開始する。その改訂案については、いづれかの締約国が事務局長に通報し、及び前条の規定に従つて取り扱う。

(d) 修正案が採択されるよう執行理事会がすべての締約国に勧告する場合において、いづれの締約国もその勧告を受領した後九十日以内に異議を申し立てないときは、当該修正案は、承認されたものとみなされる。修正案が拒否されるよう執行理事会が勧告する場合において、いづれの締約国もその勧告を受領した後九十日以内に異議を申し立てないととき

は、当該修正案は、拒否されたものとみなされる。

2 その後十年ごとに、会議がその前年に手続として決定する場合には、同様の目的をもつて更に検討会議を開催することができる。会議が実質事項として決定する場合には、十年より

3 検討会議は、通常、第一条に規定する会議の年次通常会期の後直ちに開催される。

第九条 有効期間及び脱退

1 この条約の有効期間は、無期限とする。

2 締約国は、この条約の対象である事項に關係する異常な事態が自国の至高の利益を危うくしていると認める場合には、その主権を行使してこの条約から脱退する権利を有する。

3 脱退は、他のすべての締約国、執行理事会、寄託者及び国際連合安全保障理事会に対してその六箇月前に通告することによって行つ。脱退の通告には、締約国が自国の至高の利益を危うくしていると認める異常な事態についても記載する。

第十条 議定書及び附属書の地位

この条約の附属書、議定書及び議定書の附属書は、この条約の不可分の一部を成す。「この条約」というときは、この条約の附属書、議定書及び議定書の附属書を含めていうものとする。

第十一条 署名

この条約は、效力を生ずる前は署名のためにすべての国に開放しておく。

第十二条 批准

この条約は、署名国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。

第十三条 加入

この条約が效力を生ずる前にこの条約に署名しない国は、その後はいつでもこの条約に加入することができる。

第十四条 効力発生

1 この条約は、その附属書二に掲げるすべての国に批准書が寄託された日の後百八十日で効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、署名のための開放の後二年を経過するまで効力を生じない。

2 この条約がその署名のための開放の日の後三年を経過しても効力を生じない場合には、寄託者は、既に批准書を寄託している国の過半数の要請によってこれらの国の会議を招集する。この会議は、1に定める要件が満たされている程度について検討し並びに、この条約が早期に効力を生ずることを容易にするため、批准の過程を促進するため国際法に適合するいかなる措置をとることができかについて検討し及びコンセンサス方式によって決定する。

3 2に定める手続は、2に規定する会議又はその後のそのような会議が別段の決定を行わない限り、この条約が効力を生ずるまで、その後のこの条約の署名のための開放の日に対応する各年の日について繰り返し適用される。

4 すべての署名国は、2に規定する会議及び3に規定するその後の会議にオブザーバーとして出席するよう招請される。

5 この条約は、その効力を生じた後に批准書又は加入書を寄託する国については、その批准書又は加入書の寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第十五條 留保

この条約の各条の規定及びこの条約の附属書については、留保を付することができない。この条約の議定書及びその附属書については、この条約の趣旨及び目的と両立しない留保を付することができない。

第十六条 寄託者

1 この条約の寄託者は、国際連合事務総長とするものとし、同事務総長は、署名を受け付け並びに批准書及び加入書を受領する。

2 寄託者は、すべての署名国及び加入国に対し

て、各署名の日、各批准書又は各加入書の寄託の日、この条約並びにこの条約の改正及び修正の効力発生の日並びにその他の事項に係る通告の受領を速やかに通報する。

3 寄託者は、この条約の認証原本を署名国政府及び加入国政府に送付する。

4 この条約は、寄託者が国際連合憲章第一百一条の規定に従って登録する。

第十七条 正文

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

条約の附属書一 第二条28に規定する国の一覧表

アフリカ
アルジェリア、アンゴラ、ベナン、ボツワナ、ブルキナ・ファソ、ブルンディ、カメルーン、カーボ・ヴェルデ、中央アフリカ共和国、チャード、コモロ、コンゴー、象牙海岸共和国、ジブティ、エジプト、赤道ギニア、エリトリア、エチオピア、ガボン、ガンビア、ガーナ、ギニア、ギニア・ビサオ、ケニア、レソト、リベリヤ、モロッコ、モザンビーク、ナミビア、ニジェール、ナイジェリア、ルワンダ、サントメ・プリンシペ、セネガル、セイシェル、シエラ・レオネ、ソマリア、南アフリカ共和国、スエーデン、スワジランド、トーゴ、チュニジア、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ザイール、ザンビア及びジンバブエ

東欧

アルバニア、アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブルガリア、クロアチア、チエコ・スロバキア、エストニア、グルジア、ハンガリー、ラトヴィア、リトアニア、ボーランド、モルドヴァ共和国、ルーマニア、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、マケドニア旧ユーゴースラヴィア共和国、ウクライナ及びユーロースラヴィア

ラテン・アメリカ及びカリブ
アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、パラグアイ、バルバドス、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、キューバ、ドミニカ、ドミニカ共和国、エクアドル、エル・サルバドル、グレナダ、グアテマラ、ガイアナ、ハイチ、ホンジュラス、ジャマイカ、メキシコ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ペルー、セント・クリストファー・ネイビース、セント・ルシア、セント・ヴィンセント及びグレナディーン諸島、スリナム、トリニダッド・トバゴ、ウルグアイ及びヴェネズエラ

中東及び南アジア

アフガニスタン、パハーレーン、バングラデシュ、ペルシャ湾、イラン、イスラム共和国、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、クウェート、キルギス、レバノン、モルディブ、ネパール、オマーン、パキスタン、カタルニア、サウジアラビア、スリランカ、シリ

東南アジア

オーストラリア、ブルネイ・ダルサラーム、カンボディア、中国、クック諸島、朝鮮民主主義人民共和国、フィジー、インドネシア、日本国、キリバス、ラオス人民民主共和国、マレーシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、ミャンマー、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプア・ニューギニア、フィリピン、大韓民国、西サモア独立国、シンガポール、ソロモン諸島、タイ、トンガ、トウヴァル、ヴァヌアツ及びヴィエトナム

オーストラリア

カンボディア、中国、クック諸島、朝鮮民主主義人民共和国、フィジー、インドネシア、日本国、キリバス、ラオス人民民主共和国、マレーシア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦、モンゴル国、ミャンマー、ナウル、ニュージーランド、ニウエ、パラオ、パプア・ニューギニア、フィリピン、大韓民国、西サモア独立国、シンガポール、ソロモン諸島、タイ、トンガ、トウヴァル、ヴァヌアツ及びヴィエトナム

条約の附属書二 第十四条に規定する国の一覧表

条約の附属書二 第十九条に規定する国の一覧表

千九百九十六年六月十八日現在の軍縮会議の構成国であって、同会議の千九百九十六年の会期の作業に正式に参加し、かつ、国際原子力機関の「世界の動力用原子炉」の千九百九十六年四月版の表1に掲げられているもの及び同会議の千九百九十六年の会期の作業に正式に参加し、かつ、同機関の「世界の研究用原子炉」の千九百九十五年十二月版の表1に掲げられているものの一覧表

アルジェリア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ブルガリア、カナダ、チリ、中国、コ

西欧

サイprus、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ヴァチカン市国、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク、マルタ、モナコ、オランダ、ノールウェー、ポルトガル、サン・マリノ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、グレーート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国

るデータの国際的な交換のための運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たすものとする。

D 水中音波監視

12 締約国は、この条約の遵守の検証に役立つようく水中音波に関するデータの国際的な交換について協力することを約束する。その協力には、世界的規模の水中音波監視観測所網の設置及び運用を含む。これらの観測所は、合意された手続に従って国際データセンターに対してデータを提供する。

13 水中音波監視観測所網は、この議定書の附屬書一の表3に掲げる観測所から成るものとし、六の水中聽音器観測所及び五のT相観測所から成る。これらの観測所は、水中音波監視及び水中音波に関するデータの国際的な交換のための運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たすものとする。

E 微気圧振動監視

14 締約国は、この条約の遵守の検証に役立つようく微気圧振動に関するデータの国際的な交換について協力することを約束する。その協力には、世界的規模の微気圧振動監視観測所網の設置及び運用を含む。これらの観測所は、合意された手続に従って国際データセンターに対してもデータを提供する。

15 微気圧振動監視観測所網は、この議定書の附屬書一の表4に掲げる観測所から成るものとし、六十の観測所から成る。これらの観測所は、微気圧振動監視及び微気圧振動に関するデータの国際的な交換のための運用手引書で定める技術上及び運用上の要件を満たすものとする。

F 国際データセンターの任務

16 國際データセンターは、國際監視制度の施設が得たデータ(公認された実験施設において実施された分析の結果を含む)を受領し、収集並びにこれを保管する。

17 國際データセンターが合意された任務を遂行するに当たって使用する手続及び事象の標準的な選別のための基準、特に標準的な資料を作成し及び締約国に対する標準的な範囲のサービスを提供するための手續及び基準については、国際データセンターがこの議定書の附屬書二に規定する特種付けの要素に基づく事象の標準的な選別のための基準を各事象に適用することによって作成されたもの)。選別された事象の標準的な報告においては、各事象につき当該各事象が事象の標準的な選別のための基準にどの程度適合するかを数字で明示する。国際データセンターは、事象の標準的な選別のための基準を適用するに当たり、世界的規模の選別のための基準及び可能な場合には地域的な相違を考慮するための補足的な選別のための基準を使用する。国際データセンターは、国際監視制度の運用において得た経験によってその技術上の能力を漸進的に向上させる。

18 國際データセンターは、すべての締約国に代わって国際データセンターの標準的な資料を作成し及び保管するため、通常の業務として、国際監視制度によって得られたデータで未処理のものについて自動処理による方法を用い及び人による対話式の分析を行う。当該標準的な資料は、締約国に対しても無料で提供される。当該標準的な資料は、事象の性質についての最終的な判断を示すものではなく、その判断については、締約国の責任で行う。当該標準的な資料には、次のものを含む。

(a) 國際監視制度によって探知されたすべての信号の一覧表、事象の標準的な一覧表及び事象の標準的な報告。事象の標準的な一覧表及び事象の標準的な報告には、国際データセンターガその位置を確認した事象に関する標準的な要素について算定した数値及び関連する不確実性を含める。

(b) 事象について算定した数値及び関連する不確実性を含める。

な要素について算定した数値及び関連する不確実性を含める。

約国の負担によることなく、国際監視制度によって得られるデータの詳細かつ技術的な検討のための専門家の分析による特別の研究を行う。

G

締約国に対する国際データセンターのサービス監視制度によって得られたすべてのデータ(未処理のもの及び処理済みのもの)、自己が作成したすべての資料及び自己が保管又は国際監視制度の施設が保管する国際監視制度によって得られた他のすべてのデータへの開かれた、平等の、適時の、かつ、利用しやすいアクセスを提供する。この場合において、国際監視制度の施設が保管する当該他のすべてのデータへのアクセスについては、国際データセンターを通じて行う。データ又は作成された資料へのアクセスを容易にし及びデータ又は作成された資料を提供する方法には、次のサービスを含む。

(a) 締約国に対し国際データセンターが作成した資料又は当該資料の一部で締約国が選択したもの及び締約国が要請する場合には国際監視制度によって得られたデータの一部で当該締約国が選択するものを自動的かつ定期的に送付すること。

(b) 国際データセンター及び国際監視制度の施設が保管するデータ又は作成された資料の必要な部分を入手することについての締約国の特別の要請に応じてデータ又は作成された資料を提供すること(国際データセンターのデータベースへの対話式の電子的なアクセスを認める)。

19 國際データセンターは、信号及び事象の標準的な要素に係る数値の算定方法を改善するため、機関又は締約国の要請がある場合には、締約国に対する国際データセンターガその位置を確認した事象に関する標準的な要素について算定した数値及び関連する不確実性を含む)。

官 報 (号 外)

- (c) 締約国が特定の事象の原因を明らかにすることができるよう、当該締約国の要請に応じ、国際監視制度によって得られたデータ及び当該締約国が提供したその他の関連するデータの専門家による技術上の分析によって当該締約国を援助すること。その援助については、これが通常払われる努力によるものであるときは、無料で行う。当該技術上の分析の結果は、当該締約国が作成した資料とされるが、すべての締約国は、これを利用することができる。

(b) 及び(c)に規定する国際データセンターのサービスについては、締約国が無料で利用することができる。データ及び作成された資料で送付されるものの量及び形式は、国際データセンターのための運用手引書で定める。

締約国が指定する基準による事象の選別

21 国際データセンターは、締約国が要請する場合には、自己が作成した標準的な資料につき当該締約国が指定する事象の選別のための基準を定期的かつ自動的に適用し、及びその分析の結果を当該締約国に提供する。そのようなサービスは、当該締約国に対して無料で行われる。そのような事象の選別のための処理の成果は、当該締約国が作成した資料とされる。

技術上の援助

(a) 國際データセンターは、要請がある場合には、締約国に対して次のことを行う。

(b) 國際データセンターのための運用手引書による援助を行うこと。

含まれていない信号及び事象の新たな要素について算定するに当たり当該締約国が提供するコンピュータ・アルゴリズム又はソフトウェアを使用することによって技術上の援助を行うこと。当該援助については、これが通常払われる努力によるものであるときは、無料で行う。その成果は、当該締約国が作成した資料とされる。

(c) 当該締約国が国内のデータセンターにおいて国際監視制度によって得られるデータを受領し、処理し及び分析する能力を発展させるために技術上の援助を行うこと。

国際データセンターは、継続的に、国際監視制度の施設、通信の接続及び自己の処理システムの運用状況を監視し、並びに当該運用状況について報告するものとし、これらの施設、通信の接続及び処理システムを構成する要素の運用の性能が関連する運用手引書で定める合意された基準に達していない場合には、責任を有する者に対して直ちに通報する。

- 含まれていない信号及び事象の新たな要素について算定するに当たり当該締約国が提供するコンピュータ・アルゴリズム又はソフトウェアを使用することによって技術上の援助を行うこと。当該援助については、これが通常払われる努力によるものであるときは、無料で行う。その成果は、当該締約国が作成した資料とされる。

(4) 当該締約国が国内のデータセンターにおいて国際監視制度によって得られるデータを受領し、処理し及び分析する能力を発展させるために技術上の援助を行うこと。

国際データセンターは、継続的に、国際監視制度の施設、通信の接続及び自己の処理システムの運用状況を監視し、並びに当該運用状況について報告するものとし、これらの施設、通信の接続及び処理システムを構成する要素の運用の性能が関連する運用手引書で定める合意されてた基準に達していない場合には、責任を有する者に対して直ちに通報する。

第二部 現地査察

A 一般規定

この部に定める手続については、第四条に規定する現地査察に関する規定に従つて実施する。

現地査察は、その要請の原因となつた事象が発生した区域において実施される。

現地査察の区域は、連続的なものとし、その範囲は、千平方キロメートルを超えないものとする。当該現地査察の区域においては、いかなる方向にも五十キロメートルを超える直線距離があつてはならない。

7 査察区域が被査察締約国の管轄又は管理の下にあり、かつ、この条約の締約国でない国の領域内に存在する場合には、当該被査察締約国は、査察がこの認定書に従つて行われることを確保するために必要なすべての措置をとる。その管轄又は管理の下にある区域をこの条約の締約国でない国の領域内に有する締約国は、自国について指名された査察員及び査察補の受入れ

4 現地査察の期間は、現地査察の要請が第四条の規定に従つて承認された日から六十日を超えてはならない。ただし、同条4の規定に従つて最長七十日延長することができる。

5 査察命令に特定する査察区域が二以上の締約国の領域又はその管轄若しくは管理の下にある他の場所に及ぶ場合には、現地査察に関する規定は、適宜、査察区域が及ぶ各締約国について適用する。

6 査察区域が被査察締約国の管轄若しくは管理の下にあり、かつ、他の締約国の領域内に存在する場合又は入国情点から査察区域へのアクセスが認められるために被査察締約国外の締約国が通過する必要となる場合には、当該被査察締約国は、この認定書に従つて、査察に関する権利を行使し、及び査察に関する義務を履行する。この場合において、当該査察区域がその領域内に存在する締約国は、当該査察を容易にし、及び査察団がその任務を適時のかつ効果的な方法で遂行することができるようにするために必要な援助を提供する。当該査察区域に到着するためにその領域を通過することが必要とされる締約国は、その通過を容易にする。

8 査察区域が締約国の領域内に存在し、かつ、この条約の締約国でない国の管轄又は管理の下にある場合には、当該締約国は、現地査察がこの議定書に従って行われることを確保するため、国際法の規則及び慣行の範囲内で、被査察締約国及び当該査察区域がその領域内に存在する締約国に対して求められる必要なすべての措置をとる。当該締約国は、当該査察区域へのアクセスを確保することができない場合には、アクセスを確保するために必要なすべての措置を国際法の規則及び慣行の範囲内でとったことを証明する。

9 査察団の規模については、査察命令を適正に遂行するために必要な最小限度に保つ。被査察締約国の領域内に存在する査察団の構成員の総数は、掘削が実施されている間を除くほか、いかなる時点においても四十人を超えてはならない。要請締約国及び被査察締約国の國民は、査察団の構成員となることはできない。

10 事務局長は、個々の要請における事情を考慮して、査察団の規模を決定し、並びにその構成員を査察員及び査察捕の名簿から選定する。

11 被査察締約国は、査察団が必要とする便宜（例えば、通信手段、通訳、輸送、作業場所、宿泊、食事、医療）を提供し又はそのための措置をとる。

- | | |
|----------|---|
| 12 | 機関は、査察が終了した後合理的に短い期間内に、被査察締約国の領域内における査察団の滞在及び任務遂行のための活動に係るすべての費用(11及び49に定めるものを含む。)について当該被査察締約国に償還する。 |
| 13 | 現地査察の実施のための手続は、現地査察のための運用手引書でその詳細を定める。 |
| B 恒常的な措置 | |
| 14 | 査察員及び査察補の指名
査察団については、査察員及び査察補によって構成する。現地査察を実施する査察員は、査察の任務のために特別に指名された能力のある者でなければならない。査察員は、特別に指名された査察補(例えば、技術要員、事務要員、航空機の乗務員、通訳)の援助を受けることができる。 |
| 15 | 査察員及び査察補については、締約国又は技術事務局の職員の場合には事務局長が現地査察の目的及び任務に関する専門的知識及び経験に基づいて指名のために提案する。提案された者は、18の規定に従って事前に締約国によって承認される。 |
| 16 | 締約国は、この条約が自国について効力を生じた後三十日以内に、事務局長に対し、査察員及び査察補の指名のために自国が提案する者の氏名、生年月日、性別、地位、資格及び職業上の経験を通報する。 |
| 17 | 技術事務局は、この条約が効力を生じた後六十日以内に、すべての締約国に対し、事務局長及び締約国が指名のために提案した査察員及び査察補についてその氏名、国籍、生年月日、性別及び地位を記載した当初の名簿を当該査察員 |
| 18 | 締約国は、指名のために提案された査察員及び査察補の当初の名簿の受領を直ちに確認する。締約国が当該名簿の受領を確認した後三十日以内に書面により受け入れない旨を宣言する場合を除くほか、当該名簿に含まれる査察員及び査察補は、受け入れられたものとされる。締約国は、その反対する理由を当該宣言に含めることができる。提案された査察員又は査察補は、受け入れられない場合には、受け入れない旨を宣言した締約国又はその管轄若しくは管理の下にあるその他の場所において、現地査察の活動に従事せず又は参加しない。技術事務局は、反対する旨の通報の受領を直ちに確認する。 |
| 19 | 事務局長又は締約国が査察員及び査察補の名簿についての追加又は変更を提案する場合にはいつでも、当初の名簿について定められた方法と同様の方法で代替の査察員及び査察補の指名が行われる。締約国は、自国が提案した査察員又は査察補がその任務を遂行することができなくなつた場合には、技術事務局に対して直ちに通報する。 |
| 20 | 技術事務局は、査察員及び査察補の名簿を常に最新のものとし、並びに当該名簿についての追加又は変更をすべての締約国に通報する。 |
| 21 | 現地査察を要請する締約国は、第四条61の規定に基づき、査察員及び査察補の名簿に掲げられる査察員のうちのいずれかの査察員が自国が派遣するオブザーバーとしての任務を遂行するよう提案することができます。 |
| 22 | 締約国は、いつでも、既に受け入れられていない査察員又は査察補の受け入れに反対する権利を有する。ただし、23の規定が適用される場合は、この限りでない。当該締約国は、書面により反対する理由をその通報に含めることができる。当該締約国による反対は、技術事務局がその通報を受領した後三十日で効力を生ずる。技術事務局は、その通報の受領を直ちに確認するものとし、反対する締約国及び受入に反対される査察員又は査察補を提案した締約国に対し、これらの査察員又は査察補を停止する旨が当該反対する締約国について停止する日付を直ちに通報する。 |
| 23 | 査察の通告を受けた締約国は、査察命令に掲げられている査察員又は査察補を査察団から除外することを求めてはならない。 |
| 24 | 締約国により受け入れられる査察員及び査察補の数は、適切な数の査察員及び査察補の利用を可能にするのに十分なものでなければならぬ。事務局長は、締約国が提案された査察員又は査察補を受け入れないことによって十分な数の査察員及び査察補の指名が妨げられる等現地査察の目的の効果的な遂行が阻害されると認められる場合には、この問題を執行理事会に送付する。 |
| 25 | 査察員及び査察補の名簿に掲げられる査察員及び査察補は、現地査察のための運用手引書で定める手続に従って技術事務局が提供する。技術事務局は、査察員及び査察補の名簿に掲げられる査察員は、関連する訓練を受ける。当該訓練についての日程を調整する。 |
| 26 | 締約国は、18に規定する査察員及び査察補の最初の名簿又は19の規定に従ってその後変更された当該名簿を受け入れた後、自国の国内の手続に従い、査察員又は査察補の申請により、査察員及び査察補が査察活動を行う目的で自国の領域内に入国し及び滞在することができるよう教次の出入国査証、通過査証その他の関連する文書を発給する義務を負う。このため、当該締約国は、当該申請を受領した後四十八時間以内に又は査察団が自国の領域内の入国情地點に到着した後直ちに、必要な査証又は旅行証明書を発給する。これらの文書は、査察員又は査察補が査察活動を行う目的で当該締約国の中領域内に滞在するようにするために必要な期間有効なものとする。 |
| 27 | 査察団の構成員は、その任務を効果的に遂行するため、次の(a)から(i)までに規定する特権及び免除を与えられる。特権及び免除は、この条約のために査察団の構成員に与えられるものであり、当該構成員の個人の一身上の便宜のために与えられるものではない。特権及び免除は、被査察締約国の領域内に到着してから当該領域を出発するまでの全期間にわたって当該構成員に与えられ、その後は、当該構成員の公の任務の遂行に当たって既に行われた行為に関して与えられる。 |
| (a) | 査察団の構成員は、千九百六十一四年四月八日の外交関係に関するウイーン条約第二十九条の規定に基づいて外交官が享受する不可侵を与えられる。 |

官 報 (号 外)

- (b) この条約に基づいて査察活動を行う査察団の住居内及び事務所の構内は、外交関係に関するウィーン条約第三十条1の規定に基づいて外交官の住居に与えられる不可侵及び保護を与える。
- (c) 査察団の書類及び通信(記録を含む。)は、外交関係に関するウィーン条約第三十条2の規定に基づいて外交官のすべての書類及び通信に与えられる不可侵を享受する。査察団は、技術事務局と通信するために暗号を使用する権利を有する。
- (d) 査察団の構成員が携行する試料及び承認された装置は、この条約に定めるところに従って不可侵とし、及びすべての関税を免除される。有害な試料は、関連規則に従って輸送する。
- (e) 査察団の構成員は、外交関係に関するウィーン条約第三十一条の1から3までの規定に基づいて外交官に与えられる免除を与える。
- (f) この条約に基づく活動を行う査察団の構成員は、外交関係に関するウィーン条約第三十条の規定に基づいて外交官に与えられる賦課金及び租税の免除を与えられる。
- (g) 査察団の構成員は、いかなる関税又は関係する課徵金も支払うことなく、個人的な使用のための物品を被査察締約国の領域内に持ち込むことを許可される。ただし、輸出入が法令によって禁止されており又は検疫規則によって規制されている物品を除く。
- (h) 査察団の構成員は、一時的な公の任務を有する外國政府の代表に与えられる通貨及び為替に関する便益と同一の便益を与えられる。

(b) この条約に基づいて査察活動を行う査察団の住居内及び事務所の構内は、外交関係に関するウィーン条約第三十条1の規定に基づいて外交官の住居に与えられる不可侵及び保護を与える。

(c) 査察団の書類及び通信(記録を含む。)は、外交関係に関するウィーン条約第三十条2の規定に基づいて外交官のすべての書類及び通信に与えられる不可侵を享受する。査察団は、技術事務局と通信するために暗号を使用する権利を有する。

(d) 査察団の構成員が携行する試料及び承認さ

れた装置は、この条約に定めるところに従つて不可侵とし、及びすべての関税を免除され

る。有害な試料は、関連規則に従って輸送す

る。

(e) 査察団の構成員は、外交関係に関する

ウイーン条約第三十一条の1から3までの規

定に基づいて外交官に与えられる免除を与え

る。

(f) この条約に基づく活動を行う査察団の構成員は、外交関係に関するウイーン条約第三十

三条の規定に基づいて外交官に与えられる賦課金及び租税の免除を与えられる。

(g) 査察団の構成員は、いかなる関税又は関係する課徵金も支払うことなく、個人的な使用のための物品を被査察締約国の領域内に持ち込むことを許可される。ただし、輸出入が法令によって禁止されており又は検疫規則によって規制されている物品を除く。

(h) 査察団の構成員は、一時的な公の任務を有する外國政府の代表に与えられる通貨及び為

替に関する便益と同一の便益を与えられる。

(i) 査察団の構成員は、被査察締約国の領域内

で個人的な利得を目的とするいかなる職業活

動又は商業活動にも従事してはならない。

28 査察団の構成員は、被査察締約国以外の締約国の領域を通過する場合には、外交関係に関するウイーン条約第四十条1の規定に基づいて外交官が享受する特權及び免除を与えられる。当該査察団の構成員が携行する書類及び通信(記録を含む。)、試料並びに承認された装置に関しては、27の(c)及び(d)に規定する特權及び免除が与えられる。

29 査察団の構成員は、その特權及び免除を書いて不可侵とし、及びすべての関税を免除されることなく、被査察締約国の法令を尊重する義務を負い、及び査察命令と両立する限り当該被査察締約国の国内問題に介入しない義務を負う。被査察締約国及び事務局長は、当該被査察締約国がこの議定書に規定する特權及び免除の濫用があつたと認める場合には、濫用があつたか否かを決定するため及び、濫用があつたと決定するときは、これが繰り返されることを防止するため協議を行う。

30 事務局長は、査察団の構成員に対する裁判権

より、かつ、この条約の実施を害することなくこ

れを放棄することができるとして認める場合には、当該免除を放棄することができる。放棄は、常

に明示的に行われなければならない。

31 オブザーバーは、このBの規定に基づいて査

察団の構成員に与えられる特權及び免除と同一

の特權及び免除を与えられる。ただし、27(d)の

規定に基づいて与えられる特權及び免除については、この限りでない。

32 入国情地點

締約国は、この条約が自國について効力を生じた後三十日以内に、入国情地點を指定し、及び技術事務局に対して必要な情報を提供する。当該入国情地點については、査察団が少なくとも二

ずれかの入国情地點からいかなる査察区域へも二十四時間以内に到着することができるようなものとする。技術事務局は、すべての締約国に対して入国情地點の所在地を通報する。入国情地點については、出国情地點とすることができる。

33 締約国は、技術事務局に通報することによ

り、入国情地點を変更することができる。その変

更は、すべての締約国に對して適切な通報が行

われるようにするため、技術事務局が変更の通

報を受領した後三十日で効力を生ずる。

34 技術事務局は、入国情地點の数が査察の適時の実施のために不十分であり又は締約国が提案する人国情地點の変更の結果査察の適時の実施が妨げられるとしてこれに必要な装置が調整され解決するために当該締約国と協議を行う。

35 不定期航空便の利用に関する措置

査察団は、商業上の定期航空便を利用するこ

とによって適時に入国情地點へ移動することがで

きない場合には、不定期航空便を利用すること

ができる。締約国は、この条約が自國について

効力を生じた後三十日以内に、査察団及び査

察に必要な装置を輸送する不定期航空便のための

外交上の許可番号を技術事務局に通報する。航

空路については、外交上の許可を与えるための

基礎として締約国と技術事務局との間で合意しては、確立された国際航空路に沿うものとする。

36 会議は、その第一回会期において、現地査察のための承認された装置

の間に使用される装置の一覧表について検討し及びこれを承認する。締約国は、当該一覧表に掲げるべき装置について提案することができます。

現地査察のための運用手引書で定める装置の使用基準については、当該装置が使用される可能性のある場所における安全及び秘密の保護に考慮を払つたものとする。

37 現地査察の間に使用される装置は、69に規定する査察の活動及び技術のための中核的な装置並びに現地査察の効率的なかつ適時の実施のために必要な補助的な装置から成る。

38 技術事務局は、すべての種類の承認された装置が必要に応じて現地査察のために利用可能であることを確保する。技術事務局は、個々の現地査察に際してこれに必要な装置が調整され、維持され及び保護されていることを正當に証明する。技術事務局は、被査察締約国が入国情地點において装置を点検することを容易にするため、その証明が確かなものであることを示すための文書を提供し、及びそのための封印をその装置に施す。

39 技術事務局は、その保持する装置を適切に保管するものとし、当該装置の維持及び調整について責任を負う。

40 技術事務局は、適当な場合には、一覧表に掲げる装置の提供を受けることについて締約国と取決めを行う。当該締約国は、当該装置の維持及び調整について責任を負う。

C 現地査察の要請、査察命令及び査
察の通告

現地査察の要請

41 現地査察の要請には、第四条37の規定に従つて少なくとも次の事項を含める。

(a) 当該要請の原因となつた事象が発生したと推定される位置の地理学的経緯度及び地表又は水面からの垂直距離並びにこれらについての誤差の範囲

(b) 査察が行われる区域の境界線として提案する境界線(2及び3の規定に適合するもの)で地図に表示されたもの

(c) 査察が行われる「若しくは」以上の締約国

(d) 査察が行われる区域の全部若しくは一部がいすれの国の管轄若しくは管理の下にない旨の記述

(e) 当該要請の原因となつた事象が発生した場所の予想される環境

(f) 当該要請の原因となつた事象が発生したと推定される時刻及びこれについての誤差の範囲

(g) 提案するオブザーバーがある場合には当該

(h) 当該要請の根拠となるすべての資料

(i) 当該要請のオブザーバーについての詳細

(h) 第四条の規定による協議及び説明の手続の結果又は適切な場合には当該協議及び説明の手続が行われなかつた理由の説明

査察命令

42 現地査察の命令には、次の事項を含める。

(a) 現地査察の要請に関する執行理事会の決定

(b) 査察が行われる一若しくは二以上の締約国

(c) 査察が行われる区域の全部若しく

は一部がいすれの国の管轄若しくは管理の下にもない旨の記述

(d) 査察区域の位置及び境界線で地図に表示されたもの(要請締約国と協議し並びに要請の根拠となるすべての情報及び他の利用可能なものの種類)

(e) 査察団が使用する入国地点

(f) 適当な場合には通過地点又は基地点

(g) 査察団長の氏名

(h) 査察団の構成員の氏名

(i) 提案されたオブザーバーがある場合にはその氏名

(j) 査察区域において使用される装置の一覧表

(k) 執行理事会が第四条の46から49までの規定に従つて行った決定によって査察命令の変更が必要となる場合には、事務局長は、適宜、(d)、(h)及び(j)に規定する事項について当該査察命令を変更する。事務局長は、その変更について被査察

要となる場合には、事務局長は、適宜、(d)、(h)及び(j)に規定する事項について当該査察命令を

飛行計画を、当該飛行場からの出発予定期刻の六時間前までに、国内当局を通じて当該被査察

機に提出する。当該飛行計画は、民間航空機について適用される国際民間航空機関の手続

に従つて提出される。技術事務局は、当該飛行

計画の備考欄に外交上の許可番号及びその航空機が査察のための航空機であることを示す適當な注釈を含める。軍用航空機が利用される場合

には、技術事務局は、被査察締約国に対しその空域に入ることについての事前の許可を要請する。

(l) 査察団が入国地点に到着する日及び予定期

(m) 上の許可番号

(n) 査察区域における使用のために査察団が利

用することができるよう事務局長が被査察締約国に要請する装置の一覧表

44 被査察締約国は、事務局長の通告を受領した後十二時間以内に、当該通告の受領を確認する。

48 査察団長及び被査察締約国の代表者は、必要な場合には、基地点、入国地点から基地点までの飛行計画及び必要に応じて入国地点から査察区域までの飛行計画について合意する。

49 被査察締約国は、入国地点並びに必要な場合には基地点及び査察区域において、技術事務局の要請に応じて、査察団が利用する航空機のための駐機場、警備上の保護、役務及び燃料を提供し又はそのための措置をとる。当該航空機は、着陸料、出国税及びこれらに類する課徴金を免除される。この49の規定は、現地査察の間に上空飛行に利用される航空機についても適用する。

45 査察団の到着の通告を受けた被査察締約国は、その領域への査察団の即時の入国を確保する。

46 技術事務局は、入国地点への移動のために不定期航空便が利用される場合には、被査察締約国に入る前の最終の飛行場から入国地点までの当該不定期航空便に利用される航空機の飛行計画を、当該飛行場からの出発予定期刻の六時間前までに、国内当局を通じて当該被査察

機に提出する。当該飛行計画は、民間航空機について適用される国際民間航空機関の手続

に従つて提出される。技術事務局は、当該飛行

計画の備考欄に外交上の許可番号及びその航空機が査察のための航空機であることを示す適當な注釈を含める。軍用航空機が利用される場合

には、技術事務局は、被査察締約国に対しその空域に入ることについての事前の許可を要請する。

(o) 被査察締約国は、54に規定する時間的な枠組みを害することなく、装置が承認されており及び38の規定に従つて証明されていることを、入

国地点において査察団の構成員の立会いの下に、点検する権利を有する。当該被査察締約国は、査察命令に合致せず、承認されておらず又は38の規定に従つて証明されていない装置を排除することができる。

(p) 査察団長は、入国地点に到着した後直ちに、

被査察締約国の代表者に対し、査察命令及び査察団が作成した査察のための当初の計画であつてその行う活動を明記したものを持出す。

もつとも、この規定は、54に規定する時間的な枠組みを害するものではない。査察団は、当該

64 オブザーバーは、査察が行われている間を通じて、被査察締約国に所在する要請締約国の大使館又は大使館が存在しない場合には要請締約国と連絡を取る権利を有する。

65 オブザーバーは、査察区域に到着する権利並びに被査察締約国によって当該査察区域へのアクセス及び当該査察区域内におけるアクセスが認められる権利を有する。

66 オブザーバーは、査察が行われている間を通じて、査察団に対する勧告を行つ権利を有する。

67 査察団は、査察が行われている間を通じて、査察の実施及び調査結果についてオブザーバーに常時通報する。

68 被査察締約国は、査察が行われている間を通じて、11の規定に基づいて査察団が享受する便宜と同様の便宜でオブザーバーが必要とするものを提供し又はそのための措置をとる。被査察締約国の領域内におけるオブザーバーの滞在に係るすべての費用については、要請締約国が負担する。

査察の活動及び技術

69 次の査察の活動及び技術については、管理されたアクセス、試料の採取、取扱い及び分析並びに上空飛行に関する規定に従つて実施し又は使用することができる。

(a) 査察の活動を支援するものとして、査察区域の境界線を確定し及び当該査察区域内の場表又は水面において位置を確認すること。

(b) 異状又は人工物の存在を調査するための地表又は水面及びこれら下における並びに上空からの目視、ビデオ及び写真の撮影並びに

マルチスペクトル画像の撮影(赤外線の測定によるもの)を含む。)

(c) 放射線の異常の存在を調査し及び識別するための上空から並びに地表又は水面及びこれらの下においてガンマ線監視及びエネルギー弁別解析を行うことによって、地表又は水面の上、地表又は水面及び地表又は水面の下における放射能の水準を測定すること。

(d) 异状を探知するために地表又は水面の上、地表又は水面及び地表又は水面の下における固体、液体及び気体を環境試料として採取し及びこれらを分析すること。

(e) 調査区域を限定し及び事象の性質の決定を容易にするための受動的な地震学的余震監視及びこれと分析すること。

(f) 地下の異状(空洞及び角礫帯を含む。)の存在を調査し及びその位置を発見するための共鳴地震計測及び能動的な地震探査

(g) 異状又は人工物を探知するために地表又は水面において及び適当な場合には上空から、磁場及び重力場を調査し、地中レーダーによる測定を行い並びに電気伝導度を測定すること。

(h) 放射性試料を得るために掘削

70 査察団は、第四条46の規定に従つて現地査察が承認された後二十五日の期間、69の(a)から(e)までに規定する活動を実施し及び技術を使用する権利を有するものとし、同条47の規定に従つて査察の継続が承認された後、69の(b)から(f)までに規定する活動を実施し及び技術を使用する権利を有する。査察団は、同条48の規定に従つて査察期間の延長を要請する場合には69に規定する活動及び技術のうち査察命令の遂

行を可能にするために実施し又は使用しようとするものをその要請において明示する。

71 上空飛行は、査察団は査察区域の概要を把握し、地上に

おける査察を行う場所を最も適当な範囲に限定し及び事実関係の証拠の収集を容易にするため、現地査察が行われている間、79に規定する装置を使用して査察区域の上空における飛行を実施する権利を有する。

72 上空飛行については、実際にできる限り早期に実施する。査察区域の上空における飛行の総時間は、十二時間を超えてはならない。

73 被査察締約国との同意が得られる場合には、79及び80に規定する装置を使用する追加的な上空飛行を実施することができる。

74 上空飛行が実施される区域は、査察区域を越えるものであつてはならない。

75 被査察締約国は、査察の目的に關係しない機微に係る場所の上空における飛行を制限し又は、例外的な場合において正当化する合理的な根拠があるときは、禁止する権利を有する。その制限は、飛行高度、通過及び旋回の回数、空中停止の時間、航空機の種類、搭乗する査察員の人数並びに測定又は監視の種類について課すことができる。被査察締約国は、機微に係る場所の上空における飛行に対する制限又は禁止が査察命令の遂行を阻害すると査察団が認める場合には、査察のための代替的な手段を提供するためあらゆる合理的な努力を払う。

76 上空飛行については、被査察締約国との航空規則に従つて提出され、かつ、承認される飛行計画に従つて実施する。被査察締約国の飛行安全規則は、上空飛行が実施されている間を通じて厳格に遵守される。

77 上空飛行の間の着陸は、通常、休憩又は燃料補給のためにのみ許可される。

78 上空飛行は、査察団が要請する高度であつて、実施される活動、視界の状態、被査察締約国との航空規則及び安全規則並びに査察の目的に關係しない機微に係る情報を保護する当該被査察締約国との権利に適合するもので実施される。

上空飛行を実施する高度は、地表又は水面から一千五百メートルを超えてはならない。

79 71及び72の規定によって実施される上空飛行に当たっては、次の装置を航空機内において使用することができる。

(a) 双眼鏡
(b) 受動的な位置決定装置
(c) ピネオカメラ
(d) 携帯用カメラ

80 航空機に搭乗する査察員は、73の規定によって実施される追加的な上空飛行に当たって、次のもののための持運び可能かつ容易に設置可能な装置も使用することができる。

(a) マルチスペクトル画像の撮影(赤外線の測定によるもの)を含む。
(b) ガンマ線スペクトル分析
(c) 磁場の調査

81 上空飛行は、比較的低速の固定翼航空機又は回転翼航空機によって実施される。これらの航空機は、機体下の地表を妨げられることなく広く見渡すことができるものでなければならぬ。

82 被査察締約国は、関連する運用手引書で定める技術上の要件に従つて適宜事前に装備された自国の航空機及び乗務員を提供する権利を有する。そのような航空機及び乗務員が提供されない場合には、技術事務局が航空機を提供し又は

<p>83 技術事務局が航空機を提供し又は借り上げる場合には、被査察締約国は、当該航空機が査察のための承認された装置を装備していることを確認するためにこれを点検する権利を有する。その点検については、57に定める時間的な枠組みの範囲内で完了させる。</p>
<p>84 航空機に搭乗する人員は、次の者によって構成される。 (a) 当該航空機の安全な運航に必要な最小限の人数の乗務員 (b) 四人以内の査察団の構成員 (c) 二人以内の被査察締約国の代表者 (d) オブザーバーがある場合には一人のオブザーバー(被査察締約国との同意を条件とする) (e) 必要な場合には一人の通訳</p>
<p>85 上空飛行の実施のための手続は、現地査察のための運用手引書で定める。 86 査察団は、この条約及びこの議定書に従つて査察区域へのアクセスが認められる権利を有する。 87 被査察締約国は、57に定める時間的な枠組みに従つて査察区域内におけるアクセスを認められる。</p>
<p>88 第四条57及び86の規定に基づく被査察締約国との権利及び義務には、次のものを含む。 (a) この議定書に従い機械に係る設備及び場所を保護するための措置をとる権利 (b) 査察区域内におけるアクセスが制限される場合には、代替的な手段を通じ査察命令の要求を満たすためにあらゆる合理的な努力を払う義務。もともと、査察活動の一部に関する</p>
<p>問題の解決のため、その他の査察活動の実施が遅滞させられ又は妨げられてはならない。</p>
<p>(c) この条約及び管理されたアクセスに関する規定に基づく義務を考慮した上査察団のあらゆるアクセスに関して最終的な決定を行う権利</p>
<p>89 被査察締約国は、第四条57(b)及び88(a)の規定に基づき、査察区域内において、査察の目的に關係しない機械に係る設備及び場所を保護し並びに査察の目的に關係しない秘密の情報の開示を防止するための措置をとる権利を有する。当該措置には、特に、次のことを含めることができる。 (a) 機械に係る表示、貯蔵品及び設備を覆うこと。 (b) 放射性核種の放射能及び核放射線の測定を査察の目的に関連する種類の放射性核種及び核放射線並びにこれらのエネルギーが存在するか否かを決定するためのものに限定すること。</p>
<p>(c) 試料の採取及び分析を査察の目的に関連する放射性生成物その他の生成物が存在するか否かを決定するためのものに限定すること。 (d) 90及び91の規定に従つて建物その他の工作物へのアクセスを管理すること。 (e) 92から96までの規定に従つてアクセス制限区域の設定を宣言すること。</p>
<p>90 建物その他の工作物へのアクセスについては、第四条47の規定に従つて現地査察の継続が承認されるまでは行つてはならない。ただし、鉱山その他の掘削が行われている場所又は大規模な穴の入口を有する建物その他の工作物へのアクセスがこれらの場合又は穴へのアクセスの唯一の方法である場合は、この限りでない。そ</p>
<p>91 査察団は、第四条47の規定に従つて査察の繼續が承認された後建物その他の工作物へのアクセスが査察命令において許可されている必要な活動を当該建物その他の工作物の外部において実施することができないことを被査察締約国に對して確實に証明する場合には、当該建物その他の工作物へのアクセスが認められる権利を有する。査察団長は、当該アクセスの目的、査察員の人数及び予定している活動を明示して、特定の建物その他の工作物へのアクセスを要請する。当該アクセスの態様については、査察団と被査察締約国との間で交渉する。被査察締約国は、建物その他の工作物へのアクセスを制限し又は、例外的な場合において正当化する合理的な根拠があるときは、禁止する権利を有する。</p>
<p>92 アクセス制限区域の設定が89(e)の規定に基づいて宣言される場合には、各アクセス制限区域へのアクセスが査察命令において特定の任務を遂行するためのアクセスを認められる。被査察締約国は、査察の目的に關係しない機械に係る設備その他の物を覆い又はその他の方法によって保護する権利を有する。査察員の人数は、査察に關係する任務を完了するため必要な最小限度のものにする。当該アクセスの態様については、査察団と被査察締約国との間で交渉する。</p>
<p>93 93は、当該アクセス制限区域の全部又は一部を含む場所への査察団によるアクセスの時までに査察団長に提示される。</p>
<p>94 査察団は、アクセス制限区域の境界線までの場所において装置を設置し及び査察の実施のため必要なものとされる装置をとる権利を有する。</p>
<p>95 査察団は、アクセス制限区域の境界線から当該アクセス制限区域内の見通しができるすべての場所を目視することを認められる。</p>
<p>96 査察団は、宣言されたアクセス制限区域へのアクセスを要請する前に、当該アクセス制限区域外において査察命令を遂行するためのあらゆる理性的な努力を払う。査察団が被査察締約国に対し査察命令において許可されている必要な活動を当該アクセス制限区域外において実施することを確実に証明する場合には、当該アクセス制限区域の構成員の一部は、当該アクセス制限区域において査察命令の遂行に必要であることを確認する場合にはいつでも、査察活動を当該アクセス制限区域外において実施することができないこと及び当該アクセス制限区域へのアクセスが査察命令において許可されている必要なアクセスを認められる。被査察締約国は、査察の目的に關係しない機械に係る設備その他の物を覆い又はその他の方法によって保護する権利を有する。査察員の人数は、査察に關係する任務を完了するため必要な最小限度のものにする。当該アクセスの態様については、査察団と被査察締約国との間で交渉する。</p>
<p>97 試料の採取、取扱い及び分析</p>
<p>98 査察団は、86から96まで及び98から100までの規定に従うこととを条件として、査察区域内にて関連する試料を採取し及びこれを当該査察区域から持ち出す権利を有する。</p>
<p>99 査察団は、可能な場合にはいつでも、現地において試料を分析する。被査察締約国の代表者は、現地において試料が分析される時に立ち会</p>

官報(号外)

- う権利を有する。被査察締約国は、査察団の要請により、合意される手続に従って現地において実施する試料の分析のために援助を提供する。査察団は、試料の必要な分析を現地において実施することができないことを明らかにする場合に限り、現地外における分析のために、機関が指定した実験施設に試料を移送する権利を有する。
- 99 被査察締約国は、採取された試料が分析される場合には、少なくとも一の指定された実験施設において分析する。技術事務局は、分析の速やかな処理を確保する。試料については、技術事務局が責任を負うものとし、使用されなかった試料又はその一部は、技術事務局に返還される。
- 100 被査察締約国は、使用されなかつた試料又はその一部を返還するよう要請する権利を有する。
- 101 指定された実験施設においては、現地外における分析のために移送された試料の化学的及び物理的分析を実施する。そのような分析の詳細は、現地査察のための運用手引書で定める。
- 102 事務局長は、試料の警備、保管及び保存について並びに現地外における分析のために移送される試料の秘密を保護することを確保することについて主要な責任を負う。事務局長は、いかなる場合においても、次のことを行う。
- (a) 試料の採取、取扱い、移送及び分析を規律する嚴重な制度を設けること。
- (b) 種々の分析を実施するために指定された実験施設を公認すること。
- (c) 指定された実験施設における設備及び手続の標準化並びに移動式の分析用装置及びこれに関連する手続の標準化を監督すること。
- (d) 指定された実験施設の公認並びに移動式の分析用装置及びこれに関連する手続について当該援助を行った締約国に償還する。
- 103 試料については、現地外における分析が実施される場合には、少なくとも一の指定された実験施設において分析すること。
- 104 技術事務局は、査察の目的に関連する試料の実験施設における分析の結果を取りまとめる。事務局長は、第四条63の規定に従い当該分析の結果を被査察締約国に對しその意見述べることができるように直ちに送付し、その後執行理事会及び他のすべての締約国に送付するものとし、これらの送付に当たり指定された実験施設が使用した設備及び用いた方法に関する詳細な情報を持める。
- 105 事務局長は、いづれの国の管轄又は管理の下にもない区域における査察の実施
- 106 事務局長は、いづれの国の管轄又は管理の下にもない区域における現地査察の場合には、適当な締約国と協議し及び査察団が査察区域へ迅速に到着することを容易にするために通過地點又は基地点について合意する。
- 107 事務局長は、執行理事会の承認を得て、いずれの国の管轄又は管理の下にもない区域における現地査察の場合の援助を容易にするための取決めについて締約国と交渉することができる。
- 108 いづれの国の管轄又は管理の下にもない区域について現地査察の要請が行われる前に締約国が当該区域においてあいまいな事象についての調査を実施した場合には、執行理事会は、第四条に規定する審議において当該調査の結果を考慮することができる。
- 109 査察団は、査察が完了した後、査察団のとりあえずの調査結果を検討し及びあいまいな点を解消するために被査察締約国の代表者と会合する。査察団は、被査察締約国の代表者に対し、標準様式に従って書面にしたとおりあえずの調査結果を98の規定に従って査察区域から持ち出す。査察団は、被査察締約国の代表者と会合する場合に他の資料の一覧表と共に提供する。当該調査結果には、査察団長が署名する。被査察締約国の代表者は、その内容について知らされたことを示すために当該調査結果に連署する。
- 110 査察団及びオブザーバーは、査察の事後の手続が完了した後、被査察締約国の領域からできる限り速やかに退去する。被査察締約国は、査察団を援助するため並びに査察団、装置及び荷物が出発地まで安全に移動することを確保するため、その権限の範囲内で可能なすべてのことを含む限りの援助を行う。機関は、当該援助を行った締約国が負担したすべての費用について当該援助を行った締約国に償還する。
- 111 その領域内に通過地點又は基地点が存在する場合には、査察を容易にするため、査察団並びにその荷物及び装置を査察区域へ輸送し並びに運搬するための手続を実施する。査察団は、査察区域を通過するため並びに査察団、装置及び荷物が出国地點まで安全に移動することを確保するため、その権限の範囲内で可能なすべてのことを含む限りの援助を行う。使用される出国地點は、被査察締約国及び査察団が別段の合意をする場合を除くほか、入国地點と同一の地点とする。
- 112 第三部 信頼の醸成についての措置
- 1 締約国は、第四条68の規定に従い、自国の領域内又は自国の管轄若しくは管理の下にあるい
- 2 締約国は、この条約が効力を生じた後できる限り速やかに技術事務局に対しても三百トンを超えるトリニトロトルエンに相当する爆発物質を使用するその他のすべての化学的爆発の自国内における実施に関する情報を任意に改定する。締約国は、特に、次の事項について通報するよう努め、及び技術事務局が国際監視制度によって探知された事象の発生源を明らかにすることを援助する。
- 3 (a) 当該化学的爆発が発生する場所の地理的位置
- (b) 当該化学的爆発を生じさせる活動の性質並びに当該化学的爆発の全般的な概要及び頻度
- (c) 可能な場合にはその他の関連する詳細
- 4 締約国は、任意に、かつ、相互に受け入れ可能な態様に従い、1及び2に規定する自国の領域内の場所を視察するよう技術事務局又は他の締約国の代表者を招請することができる。

表1A 主要観測所網を構成する地震学的監視観測所の表

表1B 標助観測所網を構成する地質学的監視観測所の表

「三成分から群列へ」とは、その施設が一の三成分から成る観測所として国際監視制度における運用	N R I ノリリスク
50 49 48 47 46 45 44	P D Y ペレドワイ
45 42 41 40 39 38 37 36	P E T ペトロパヴロフスク・カムチャツキー
35 34	U S K ウスリースク
サウディ・アラビア	新設
南アフリカ共和国	B O S A ボソフ
スペイン	E S D C ソンセカ
タイ	C M T O チエンマイ
デュニジア	T H A ターラ
トルコ	B R T R ベルバシ(群列は、ケスキンに移転することを条件とする)
トルクメニスタン	G E Y T アリベック
ウクライナ	A K A S G マリン
アメリカ合衆国	L J T X ラヒタス、テキサス
アメリカ合衆国	M N V ミーナ、ネヴァダ
アメリカ合衆国	P I W Y パインデール、ワイオミング
アメリカ合衆国	E L A K イールソン、アラスカ
アメリカ合衆国	V N D A ヴァンダ、南極

緯度	経度	形式	所地	在地	観測所について責任を負う国
南緯三十一・六度	西經六十八・二度	三成分	C F A	コロネル・フォンタナ	アルゼンティン
南緯五十五・〇度	東經四十四・七度	三成分	U S H A	ウシュアイア	アルメニア
北緯四十・一度	東經四百四十六・三度	三成分	G N I	ガルニ	オーストラリア
南緯二十一・一度	東經百二十五・六度	三成分	C T A	チャーターズ・タワーズ、クインズランド	オーストラリア
南緯十八・一度	東經百十七・二度	三成分	F I T Z	フィッツロイ・クロッシング、西オーストラリア	オーストラリア
南緯三十二・九度	東經九十一・八度	三成分	N W A O	ナロジン、西オーストラリア	オーストラリア
北緯二十二・四度	西經六十一・一度	三成分	C H T	チッタゴン	バングラデシュ
南緯十六・〇度	東經二十五・六度	三成分	S I V	サン・イグナシオ	ボリビィア
南緯二十五・〇度	西經六十・〇度	三成分	L B T B	ロバツエ	ボツワナ
南緯〇・七度	西經三十七・〇度	三成分	P T G A	ピチンガ	ブラジル
南緯六・九度	西經六十八・五度	三成分	R G N B	リオ・グランデ・ド・ノルテ	カナダ
北緯六十三・七度	東經二十五・六度	三成分	F R B	イカルイット、ノースウエスト準州	カナダ
北緯五十八・四度	西經六十・〇度	三成分	D L B C	ディーズ・レイク、ブリティッシュ・コロンビア	カナダ
北緯四十四・八度	西經三十三・〇度	三成分	S A D O	サドワ、オンタリオ	カナダ
北緯五十二・二度	西經百三十・〇度	三成分	B B B	ベラ・ベラ、ブリティッシュ・コロンビア	カナダ

北緯六十九・〇度	東經八十八・〇度
北緯五十九・六度	東經百十二・六度
北緯五十三・一度	東經百五十七・八度
北緯四十四・二度	東經百三十二・〇度
未定	未定
南緯二十八・六度	東經二十五・六度
北緯三十九・七度	西經四・〇度
北緯十八・八度	東經九十九・〇度
北緯三十五・六度	東經八・七度
北緯三十九・九度	東經三十二・八度
北緯三十七・九度	東經五十八・一度
北緯五十・四度	東經二十九・一度
北緯二十九・三度	西經百三・七度
北緯三十八・四度	西經百十八・二度
北緯四十二・八度	西經百九・六度
北緯六十四・八度	西經百四十六・九度
南緯七十七・五度	東經百六十一・九度

三成分	三成分から群列へ
三成分から群列へ	三成分から群列へ

官 報 (号 外)

63 52 51 50 49 48 47 46 45 44 43 42 41 40 39 38 37 36 35 34 33 32 31 30 29 28 27 26 25 24 23 22 21 20 19 18 17 16

MBC	モールド・ベイ、ノースウエスト準州
I NK	イヌヴィック、ノースウエスト準州
R PN	リモン・ベルデ
L VC	バイチアトゥアン
B JT	昆明
K MI	西安
S SE	シャーシャン
X AN	ラロトンガ
R AR	ラス・ファンタス・デ・アバンガレス
J TS	スナー・ストロムフィヨア、グリーンラ
V RAC	アルタ・トンネル
S F J	コッタミー
A TD	FURI フリ
K EG	モナサヴ、ヴィティ・レヴ
M SVF	NOUC ポート・ラガール、ニューカレドニア
N OUC	KOG クールー、仏領ギアナ
B A M B	BAMB バンベイ
I SAN AE	観測所、南極
IDI	アノギア、クレタ
R DG	RDG ラビール
B ORG	BORG ボルガルネス
未定	PACI チビノン、西ジャワ
	JAY ジャヤプラ、イリアン・ジャヤ
	SWI ソロン、イリアン・ジャヤ
	PSI パラバット、スマトラ
	KAPI カッパン、南スラウェシ
	KUG クパン、東ヌサトゥンガラ
	KRIM ケルマン
MSN	マスジエデ・ソレイマン
MBH	エイラット
PARD	パロッド
ENAS	エンナ、シチリア
JOW	大分、九州
JNU	国頭、沖縄
J H J	八丈島、伊豆諸島

北緯七十六・二度	南緯二十七・二度
北緯四十九・三度	南緯二十二・六度
北緯六十七・〇度	北緯三十四・〇度
北緯十一・五度	南緯十一・二度
北緯二十九・九度	北緯三十一・一度
北緯八・九度	北緯四十五・二度
南緯十七・八度	北緯四十九・三度
南緯二十一・一度	北緯六十七・〇度
北緯五・二度	北緯十一・五度
南緯一・七度	北緯三十一・一度
南緯七十一・七度	北緯三十五・三度
北緯三十五・三度	北緯三十五・〇度
北緯六十四・八度	北緯六十四・八度
未定	未定
南緯六・五度	南緯一・五度
南緯〇・九度	南緯〇・九度
北緯二・七度	北緯二・七度
南緯五・〇度	南緯五・〇度
南緯十一・二度	南緯十一・二度
北緯三十・三度	北緯三十・三度
北緯三十一・九度	北緯三十一・九度
北緯二十九・八度	北緯二十九・八度
北緯三十二・六度	北緯三十二・六度
北緯三十七・五度	北緯三十七・五度
北緯三十三・一度	北緯三十三・一度
北緯二十六・八度	北緯二十六・八度
北緯二十三・一度	北緯二十三・一度

西經百十九・四度	東經八十一・二度
西經六十八・九度	東經百十六・二度
東經百三十九・八度	東經八十一・八度
東經三十五・三度	東經五十七・一度
東經三十九・三度	東經三十一・八度
東經三十四・九度	東經三十八・七度
東經一百三十一・三度	東經四十二・九度
東經四十九・三度	東經三十一・八度
東經一百三十九・九度	東經五十五・〇度
東經一百一十八・三度	西經八十五・〇度
東經一百三十九・八度	西經百五十九・八度

三成分群列三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分三成分

91	90	89	88	87	86	85	84	83	82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55	54
ロシア連邦	ルーマニア	フィリピン	ペル	ペル	パプア・ニューギニア	パプア・ニューギニア	オマーン	オマーン	ニューギニア	ニューギニア	モロッコ	モロッコ	ナミビア	ナミビア	ネバール	ネバール	マダガスカル	マダガスカル	キルギス	キルギス	カザフスタン	カザフスタン	カザフスタン	日本国	ジヨルダン												

JKA	上川朝日、北海道
JKJ	父島、小笠原
AKA	アスコフ
BVK	ボロヴォイエ
KURK	クルチャトフ
AKTO	アクチユビンスク
TAN	アラ・アルチヤ
KOWA	アンタナナリボ
TEYMA	コワ
TUVUM	テピチュ、ユカタン
LPBMM	トウサンデベティ、ベラクルス
MDT	ラ・バス、バハ・カリフォルニア・スール
TSUM	ミデルト
EVN	ツメブ
ERWZ	エヴェレスト
RAO	エレファン、南島
URZ	ラオウル島
SPLITTS	ウレウェラ、北島
JMI	スピッツベルゲン
WSAR	ヤン・マイエン
PMG	ワーディ・サリン
BIAL	ポート・モレスビー
CAJP	ビアラ
NNA	カハマルカ
	ナナ
DAV	ダバオ、ミンダナオ
TGY	タガイタイ、ルソン
MLR	ムンテレ・ロシュ
KIRV	キーロフ
KIVO	キスロヴォツク
OBN	オブニンスク
ARU	アルチ
SEY	セイムチャン
TLY	タラヤ
URG	ヤクーツク
BIL	ウルガル
TIKI	セイムチャン
	ビリビノ
	チクシ

北緯四十四・一度
 北緯五十三・一度
 北緯五十一・七度
 北緯五十一・四度
 北緯四十九・六度
 北緯四十八・九度
 北緯四十四・五度
 北緯二十一・二度
 北緯十八・〇度
 北緯二十四・二度
 北緯三十二・八度
 南緯十九・一度
 北緯二十八・〇度
 南緯四十三・五度
 南緯二十九・二度
 南緯三十八・三度
 北緯七十八・二度
 北緯七十九・九度
 南緯七・〇度
 南緯十二・〇度
 南緯九・四度
 北緯七・一度
 北緯十四・一度
 北緯四十五・五度
 北緯五十八・六度
 北緯四十四・〇度
 北緯五十五・一度
 北緯五十六・四度
 北緯六十一・九度
 北緯五十一・七度
 北緯六十二・〇度
 北緯五十一・一度
 北緯六十八・〇度
 北緯七十一・六度

東經百四十一・六度	東經三十七・六度	東經七十九・六度	東經五十八・六度	東經七十四・五度	東經四十七・六度	東經四・〇度
東經八十八・三度	西經九十四・四度	西經百十・二度	西經四・六度	西經十七・四度	東經八十六・八度	東經百七十・九度
西經百七十七・九度	西經百七十七・九度	西經百七十七・九度	西經十八・四度	西經五十八・〇度	東經百四十七・二度	東經百五十一・一度
東經百七十七・一度	東經十七・四度	西經七八・〇度	西經八・七度	東經七十六・八度	東經百二十五・六度	東經百一十九度
東經一百一十九度	東經三十六・六度	東經二十五・九度	東經四十九・四度	東經四十九・四度	東經四十二・七度	東經五十八・六度
東經一百一十八・九度	東經一百一十八・九度	東經一百一十九・七度	東經一百三十二・三度	東經一百五十一・四度	東經一百五十二・六度	東經一百五十八・六度
東經一百一十八・九度	東經一百一十八・九度	東經一百一十九・七度	東經一百三十二・三度	東經一百五十一・四度	東經一百五十二・六度	東經一百五十八・六度

官 報 (号 外)

タウンズヴィル、クインズランド マクアリー島	ココス島
ダーウィン、北部特別地域 パース、西オーストラリア	ペニンスラ
リオ・デ・ジャネイロ	リオ・デ・ジエニーリオ
レシフェ	レシフェ
ドアラ	ドアラ
ヴァンクーバー、ブリティッシュ・コロンビア	カナダ
レソリュート、ノースウェスト準州	カナダ
イエローナイフ、ノースウェスト準州	カナダ
セント・ジョンズ、ニューファウンドランド	カナダ
ブンタ・アレナス	カナダ
ハンガ・ロア、イースター島	チリ
北京	中国
蘭州	中国
広州	中国
ラロトンガ	斐济
イスラ・サン・クリストバル、ガラパゴス諸島	エクアドル
フィルトウ	エクアドル
ナンディ	エクアドル
ペーテ、タヒティ	フランス領ポリネシア
ボワント・タ・ピットル、グアドループ	フランス領カリブ諸島
レユニオン	フランス領カリブ諸島
ポー・ト・フランセ、ケルゲレン	フランス領南极
カイエンヌ、仏領ギアナ	フランス領カリブ諸島
デュモン・デュルヴィル、南極	南極
シャウインスラント、フライブルク	南極
レイキアヴィーク	南極
未定	未定
テヘラン	イラン
沖縄	日本
高崎、群馬	日本
クリスマス	日本
クウェイト市	クウェート
ミスラタ	利比亞
ニアラ・ルンプール	マレーシア
ヌアクショット	モーリタニア

南緯十九・二度	南緯五十四・〇度	南緯三十一・九度	南緯二十二・五度	南緯八・〇度	南緯十一・四度
北緯四十九・三度	北緯六十二・五度	北緯四十七・〇度	北緯四・二度	北緯七十四・七度	北緯六十二・五度
北緯五十三・一度	北緯三十九・八度	北緯三十五・八度	北緯二十三・〇度	南緯二十七・一度	北緯三十九・八度
北緯二十一・二度	南緯二十一・〇度	南緯一・〇度	南緯五十九・〇度	南緯十七・〇度	北緯五・〇度
南緯四十九・〇度	北緯四十七・九度	北緯六十四・四度	北緯三十五・〇度	北緯三十六・三度	北緯二十九・〇度
未定	北緯三十二・五度	北緯二十九・〇度	北緯二十九・〇度	北緯三十六・六度	北緯十八・〇度

東經百四十六・八度	東經九十七・〇度
東經百五十九・〇度	東經百三十一・七度
東經一百六十六・〇度	東經四十三・一度
東經三十五・〇度	西經九十四・九度
東經九・九度	西經百二十三・二度
西經九十四・九度	西經百十四・五度
西經百一・〇度	西經五十三・〇度
西經七十一・六度	西經七十一・六度
西經百八・四度	東經百十六・二度
東經百三・三度	東經百三・三度
東經百十三・三度	西經百五十九・八度
西經百五十九・八度	西經八十九・二度
西經六十二・〇度	東經四十二・七度
東經五十五・六度	東經七十七・五度
東經七十一・〇度	西經五十二・〇度
西經五十二・〇度	東經百四十・〇度
東經七十九度	東經七十九度
西經二十一・九度	西經二十一・九度
未定	未定
東經五十二・〇度	東經五十二・〇度
東經百三十七・九度	東經百三十九・〇度
東經十五・〇度	西經百五十七・〇度
東經百一・五度	西經十七・〇度

官 報 (号 外)

80 79 78 77 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46 45 44

モンゴル国	メキシコ	バハ・カリフォルニア
ニューアジーランド	ニュージーランド	ウランバートル
カワイタイア	カワイタイア	チャタム諸島
ノールウェー	ノールウェー	スピツベルゲン
パナマ	パナマ	ビルマ
パプア・ニューギニア	パプア・ニューギニア	ニューハノーヴァー
フィリピン	フィリピン	ケソン市
ボルトガル	ボルトガル	ポンタ・デルガーダ、サン・ミゲル、アゾレス
ロシア連邦	ロシア連邦	ノリリスク
ロシア連邦	ロシア連邦	ペレドウイ
ロシア連邦	ロシア連邦	ビリビノ
ロシア連邦	ロシア連邦	ウスリー・スク
ロシア連邦	ロシア連邦	ザレソヴォ
ロシア連邦	ロシア連邦	ペトロパヴロフスク・カムチャツキー
南アフリカ共和国	南アフリカ共和国	ドウブナ
スウェーデン	スウェーデン	マリオニ島
タンザニア	タンザニア	ストックホルム
タイ	タイ	ダレサラム
連合王国	連合王国	バンコック
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	ハレ、南極
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	サクラメント、カリフォルニア
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	セント・ヘレナ
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	トリスタン・ダ・クニヤ
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	ハーマー観測所、南極
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	アッシュラント、カンザス
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	シャーロットビル、ヴァージニア
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	メルボルン、フロリダ
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	ミッドウェイ諸島
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	オアフ、ハワイ
アメリカ合衆国	アメリカ合衆国	ユニーク島
北緯二十八・〇度	北緯三十五・〇度	西経百十三・〇度
北緯三十一・七度	北緯三十八・〇度	東経百七・〇度
北緯三十九・三度	北緯四十六・五度	西経百七十六・五度
北緯四十三・五度	北緯五十三・九度	東経八十四・八度
北緯四十九・六度	北緯五十九・四度	東経百十二・六度
北緯五十八・六度	北緯六十八・〇度	東経四十九・四度
北緯六十九・〇度	北緯六十九・〇度	東経百五十八・八度
北緯七十八・〇度	北緯七十三・八度	東経百三十一・九度
北緯八十九・〇度	北緯四十六・五度	東経八十二・三度
北緯九十九・〇度	北緯五十三・一度	東経三十九・〇度
北緯一百一十九・〇度	北緯五十九・四度	東経三十七・三度
北緯一百三十九・〇度	北緯三十七・〇度	東経三十七・〇度
北緯一百五十九・〇度	北緯三十七・〇度	東経七十二・〇度
北緯一百七十九・〇度	北緯三十六・〇度	西経六・〇度
北緯一百九十九・〇度	北緯三十六・〇度	東経三十二・三度
北緯二一十九・〇度	北緯三十八・三度	西経二十八・〇度
北緯二三十九・〇度	北緯三十八・七度	西経百二十一・四度
北緯二五十九・〇度	北緯三十九・〇度	西経百六十・〇度
北緯二七十九・〇度	北緯四十一・五度	西経六十四・〇度
北緯二九十九・〇度	北緯四十二・二度	西経九十九・八度
北緯三一十九・〇度	北緯三十八・〇度	西経七十八・〇度
北緯三三十九・〇度	北緯三十九・〇度	西経百四十七・一度
北緯三五十九・〇度	北緯四十四・五度	東経百六十六・六度
北緯三七十九・〇度	北緯三十九・二度	西経百七十七・〇度
北緯三九十九・〇度	北緯三十八・〇度	西経百五十八・〇度
北緯四一十九・〇度	北緯三十七・二度	東経百六十六・六度
北緯四三十九・〇度	北緯三十八・〇度	西経百五十八・〇度
北緯四五十九・〇度	北緯三十九・〇度	東経百四十四・九度

表2B 放射性核種監視のための実験施設の表

実験施設について責任を負う国	実験施設の名称及び所在地
アルゼンチン	国立核規制委員会 ブエノス・アイレス
オーストラリア	オーストラリア放射線研究所 メルボルン、ヴィクトリア
オーストリア	オーストリア研究センター ザイバースドルフ
ブラジル	放射線防護測定研究所 リオ・デ・ジャネイロ
カナダ	ヘルス・カナダ オタワ、オンタリオ
中国	北京
フィンランド	放射線原子力安全センター ヘルシンキ
フランス	原子力庁 モンレリ
イスラエル	ソレック原子力研究センター ヤヴェ
イタリア	国立環境保護庁研究所 ローマ
日本国	日本原子力研究所 東海、茨城
ニュージーランド	国立放射線研究所 クライストチャーチ
ロシア連邦	原子力公社 ペリンダバ
南アフリカ共和国	マックレラン中央研究所 チルトン
連合王国	マックレラン中央研究所 サクラメント、カリフォルニア
アメリカ合衆国	

表3 水中音波監視観測所の表

観測所について責任を負う国	所 在 地	緯 度	経 度	形 式
オーストラリア	ケープ・ルーヴィン、西オーストラリア	南緯三十四・四度	東経百十五・一度	水中聽音器
カナダ	クイーン・シャーロット諸島、ブリティッシュ・コロンビア	北緯五十三・三度	西経百三十二・五度	T相
チリ	ファン・フェルナンデス島	南緯三十三・七度	西経七十八・八度	水中聽音器
フランス	クロゼ諸島	南緯四十六・五度	東経五十二・二度	T相
メキシコ	グラリオン島	北緯十六・三度	西経六十一・一度	水中聽音器
ポルトガル	グアドループ	北緯十八・二度	西経百十四・六度	T相
連合王国	フローレス	北緯三十九・三度	西経三十一・三度	T相
連合王国	英領インド洋地域又はチャゴス群島	南緯七・三度	東経七十二・四度	水中聽音器
アメリカ合衆国	トリスタン・ダ・クニヤ	南緯三十七・二度	西経十二・五度	T相
アメリカ合衆国	アセンション	南緯八・〇度	西経十四・四度	水中聽音器
アメリカ合衆国	ウェーク島	北緯十九・三度	西経百六十六・六度	水中聽音器

官 報 (号 外)

表4 微気圧振動監視観測所の表

60	59° 58° 57° 56° 55° 54° 53° 52° 51° 50° 49° 48° 47° 46° 45° 44° 43° 42° 41° 40° 39° 38° 37° 36° 35°	南緯十九・一度 南緯四十四・〇度 北緯六十九・五度 北緯五十八・二度 北緯七・五度 南緯四・一度 南緯二十六・三度 北緯三十七・八度 北緯五十六・七度 北緯五十三・一度 北緯四十三・七度 北緯五十三・九度 北緯三十五・六度 南緯三十七・〇度 南緯八・〇度 北緯三十二・〇度 南緯五・〇度 北緯六十四・八度 南緯七十五・五度 北緯三十三・六度 北緯二十八・一度 北緯十九・六度 北緯十九・三度	東經十七・四度 東經百七十六・五度 東經二十五・五度 東經七十一・三度 東經百三十四・五度 東經百五十二・一度 西經五十七・三度 西經二十五・五度 東經三十七・三度 東經八十五・四度 東經八十八・八度 東經八十五・四度 東經八十八・八度 東經八十一・九度 東經八十四・八度 東經八十五・四度 東經八十八・八度 東經八十一・八度 東經八十二・九度 東經八十三・六度 東經八十六・九度 西經八十三・六度 西經八十六・五度 西經百七十七・二度 西經百五十五・三度 西經百六十六・六度	ニュービニア ノールウェー パキスタン バラオ パプア・ニューギニア パラグアイ ボルトガル ロシア連邦 ロシア連邦 ロシア連邦 南アフリカ共和国 南アフリカ共和国 連合王国 連合王国 連合王国 連合王国 連合王国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 アメリカ合衆国 ハワイ、ハワイ ウェーク島
		英領インド洋地域又はチャゴス群島		
		イールソン、アラスカ		
		シブル観測所、南極		
		ワインドレス・バイト、南極		
		ニューポート、ワシントン		
		ビニヨン・フラット、カリフォルニア		
		ミッドウェー諸島		

議定書の附屬書二 国際データセンターによる事象の標準的な選別そのための特徴付けの要素

国際監視制度の地震学的監視によって探知される事象においては、世界的規模の選別のため基準及び可能な場合には地域的な相違を考慮するための補足的な選別のための基準を使用することができる。

- 二、実体波マグニチュードに対する表面波マグニチュードの比
- （1）信号の周波数成分
- （2）位相のスペクトル比
- （3）地震波のスペクトル解析の際の形狀判断
- （4）P波の初動
- （5）発震機構
- （6）地震波の位相の相對的な励起
- （7）他の事象との比較

国際監視制度の水中音波監視によって探し知られる事象については、特に、次の要素を使用することができる。

信号の周波数成分(折点周波数、広帯域エネルギー、平均中心周波数及び帯域幅を含む)。(中略)

周波数に依存する信号の継続時間スペクトル比

バブル・パルス信号の有無及びバブル・パルスの遅延
4 国際監視制度の微気圧振動監視によって探知される事象については、特に、次の要素を使用することができる。

【信号の周波数成分及び信号の分散】

信号の継続時間

最大振幅

5 国際監視制度の放射性核種監視によって探知される事象については、特に、次の要素を使用することができる。

通常存在する天然放射性核種及び人工放射性核種の濃度

特定の核分裂生成物及び放射化生成物の濃度であって通常観測される濃度を超えるもの、一の特定の核分裂生成物の他の特定の核分裂生成物に対する比率及び一の特定の放射化生成物の他の特定の放射化生成物に対する比率

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

核兵器の実験的爆発及び他の核爆発(以下「核爆発」という。)に関しては、昭和三十八年に作成されたいわゆる部分的核実験禁止条約により、大気圏内、宇宙空間を含む大気圏外及び水中における核爆発が既に禁止されているが、地下におけるものを含むあらゆる核爆発を禁止することは、その後も国際社会の大きな軍縮課題の一つとされてきた。

国際連合(以下「国連」という。)において、昭

和五十二年以降我が国等が共同提案してきた包括的核実験禁止決議は、核兵器国が相次いで核実験モラトリウムを宣言する中で、平成五年末には国連加盟国によるコンセンサスが得られ、採択された。

この結果、その翌年一月から、ジュネーヴ軍縮会議の核実験禁止特別委員会において、包括的核実験禁止条約の交渉作業が本格的に開始されたが、平成八年八月、一部の国の反対によってコンセンサス方式による条約案の採択は断念された。このような状況により、同軍縮会議におけるものと同じ内容の条約案を第五十回国連総会の再開会期において我が国等が共同提案した結果、本条約は、同年九月十日、採択された。その後、本条約は、同月二十四日、国連本部において署名のために開放され、我が国は、同日、署名を行った。

本条約は、核兵器の拡散の防止、核軍備の縮小等に効果的に貢献するため、核爆発を実施しないこと等を義務づけるとともに、条約の目的の達成を確保するための検証制度等について規定するものであり、その主な内容は次のとおりである。

二 本件の目的及び要旨

包括的核実験禁止条約の締結について承認を求める件に関する報告書

約国によって構成される締約国会議、締約国会議が選出する五十一の理事国によって構成される執行理事会及び締約国会議及び執行理事会を補佐し、検証その他の任務を遂行する技術事務局(国際データセンターを含む)を設置すること。

3 締約国は、自國の憲法上の手続に従い、この条約に基づく自國の義務を履行するために必要な措置をとること。

4 この条約の遵守について検証するために、国際監視制度、協議及び説明、現地査察並びに信頼の醸成についての措置から成る検証制度を設けること。

(一) 國際監視制度
国際監視制度は、地震学的監視施設、放射性核種監視施設、水中音波監視施設、微気圧振動監視施設等によって構成され、国際データセンターの支援を受けること。

(二) 協議及び説明
締約国は、この条約の基本的義務の違反の可能性について懸念を引き起こす問題を、まず、締約国間で、機関との間で又は機関を通じて、明らかにし及び解決するためのあらゆる努力を払うべきであることを。

7 この条約の運用及び実効性を検討するため、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会議は、締約国が要請に基づき平和的目的のための地下における核爆発の実施を認めること。

八 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

九 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

十 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

(四) 信頼の醸成についての措置

締約国は、化学的爆発に関連する検証のためのデータを誤って解釈することから生ずるこの条約の遵守についての懸念を適時解決することに貢献すること等のため、機関及び他の締約国と協力することを約束すること。

5 締約国会議は、この条約の遵守を確保し並びにこの条約に違反する事態を是正し及び改善するため、この条約に基づく締約国の権利及び特権の行使の制限又は停止、国際法に適合する集団的措置の勧告等必要な措置をとること。

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

十一 本件の目的及び要旨

5 締約国会議は、この条約の遵守を確保し並

びにこの条約に違反する事態を是正し及び改

善するため、この条約に基づく締約国の権利

及び特権の行使の制限又は停止、国際法に適

合する集団的措置の勧告等必要な措置をとること。

十二 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

十三 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

十四 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

十五 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

十六 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

十七 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

十八 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

十九 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

二十 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

二十一 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

二十二 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

二十三 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

二十四 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

二十五 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

二十六 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

二十七 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

二十八 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

二十九 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

三十 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

三十一 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

三十二 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

三十三 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

三十四 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

三十五 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

三十六 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

三十七 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

三十八 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

三十九 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

四十 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

ること。

四十一 本件の目的及び要旨

7 この条約の運用及び実効性を検討するた

め、原則としてこの条約の効力発生の十年後

に締約国会議(検討会議)を開催する。検討会

議は、締約国が要請に基づき平和的目的のた

めの地下における核爆発の実施を認めること。

四十二 本件の目的及び要旨

6 この条約の適用又は解釈に関して紛争が生

ずる場合には、関係当事者は、交渉又は当該

関係当事者が選択するその他の平和的手段によつて紛争を速やかに解決するため、協議す

第十一條

1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

2 締約国は、この条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、寄託者に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができます。

第十二条

この条約については、前条に規定する場合を除くほか、留保を付することができない。

第十三条

1 この条約は、千九百九十一年一月十二日から三月一日までの間モントリオールにおいて開催された航空法に関する国際会議に参加した国による署名のため、千九百九十一年三月一日にモントリオールにおいて開放するものとし、千九百九十一年三月一日後は、3の規定に従って効力を生ずるまで、モントリオールの国際民間航空機関の本部においてすべての国による署名のために開放しておく。この条約に署名しない国は、いつでもこの条約に加入することができ

2 この条約は、国によって批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。

3 この条約は、三十番目の批准書、受諾書、書を寄託するときは、製造国であるかどうかを宣言する。

4 この条約又はその技術附属書の改正の効力発生の日

5 第十五条の規定により行われた廢棄

6 第十五条の規定により行われた宣言

1 いずれの締約国も、寄託者に対する書面による通告によりこの条約を廢棄することができる。

2 廢棄は、寄託者がその通告を受領した日の後百八十日で効力を生ずる。

3 以上の証拠として、下記の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受けてこの条約に署名した。

4 その他の国については、この条約は、その批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後六十日で効力を生ずる。

5 この条約が効力を生じたときは、寄託者は、

国際連合憲章第一百一一条及び国際民間航空条約（千九百四十四年シカゴ）第八十三条の規定に従って、この条約を登録する。

第十四条

1 この条約の各署名及びその日

明示したかどうかに特に言及する。

3 この条約の効力発生の日

(a) 新規の又は改良された爆薬についての正式に認められた研究、開発又は試験において使用するためのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(b) 爆薬の探知についての正式に認められた訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用するためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(c) 正式に認められた法科学のためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(d) 製造国についてこの条約が効力を生じた後三年以内に、当該製造国の領域内で正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることが予定されており又は組み込まれている爆薬。当該三年の期間内に製造された当該軍用火工品は、第四条4に規定する正式に認められた軍用火工品とみなす。

(e) 正式に認められた軍用火工品とみなす。

(f) 新規の又は改良された爆薬についての正式に認められた研究、開発又は試験において使用するためのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(g) 爆薬の探知についての正式に認められた訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用するためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(h) 正式に認められた法科学のためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(i) 製造国についてこの条約が効力を生じた後三年以内に、当該製造国の領域内で正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることが予定されており又は組み込まれている爆薬。当該三年の期間内に製造された当該軍用火工品は、第四条4に規定する正式に認められた軍用火工品とみなす。

(j) 新規の又は改良された爆薬についての正式に認められた研究、開発又は試験において使用するためのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(k) 爆薬の探知についての正式に認められた訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用するためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(l) 正式に認められた法科学のためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(m) 製造国についてこの条約が効力を生じた後三年以内に、当該製造国の領域内で正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることが予定されており又は組み込まれている爆薬。当該三年の期間内に製造された当該軍用火工品は、第四条4に規定する正式に認められた軍用火工品とみなす。

(n) 新規の又は改良された爆薬についての正式に認められた研究、開発又は試験において使用するためのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(o) 爆薬の探知についての正式に認められた訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用するためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(p) 正式に認められた法科学のためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(q) 製造国についてこの条約が効力を生じた後三年以内に、当該製造国の領域内で正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることが予定されており又は組み込まれている爆薬。当該三年の期間内に製造された当該軍用火工品は、第四条4に規定する正式に認められた軍用火工品とみなす。

(r) 新規の又は改良された爆薬についての正式に認められた研究、開発又は試験において使用するためのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(s) 爆薬の探知についての正式に認められた訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用するためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(t) 正式に認められた法科学のためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(u) 製造国についてこの条約が効力を生じた後三年以内に、当該製造国の領域内で正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることが予定されており又は組み込まれている爆薬。当該三年の期間内に製造された当該軍用火工品は、第四条4に規定する正式に認められた軍用火工品とみなす。

(v) 新規の又は改良された爆薬についての正式に認められた研究、開発又は試験において使用するためのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(w) 爆薬の探知についての正式に認められた訓練又は爆薬の探知のための機器の開発若しくは試験において使用するためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

(x) 正式に認められた法科学のためにのみ製造され又は保有される少量の爆薬

官報(号外)

表

探知剤の名称	分子式	分子量	質量比による最低濃度
エチレングリコールジニトロアート(EGDN) (D.M.N.B.)	C ₂ H ₄ (NO ₂) ₂	151	○・二パーセント
パラーモノニトロトルエン(D-MNT)	C ₆ H ₄ (NO ₂) ₂	176	○・一パーセント
オルトーモノニトロトルエン(O-MNT)	C ₆ H ₄ (NO ₂) ₂	137	○・五パーセント
	C ₆ H ₄ NO ₂	137	○・五パーセント

通常の合成の結果、指定された探知剤のいずれかを必要な最低濃度以上の水準で含有する爆薬は、識別措置がとられているものとする。

可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約の締結について承認を求める件に関する報告書

一 本件の目的及び要旨

昭和六十三年十二月、ロンドン発ニューヨーク行きの民間航空機がスコットランド上空において可塑性爆薬の爆発により爆破され、墜落する事件が発生した。

この事件を契機に、翌平成元年、国際連合安全保障理事会及び総会並びに主要先進国首脳会議において、可塑性爆薬についてその探知

のための識別措置をとることに関する国際的な制度に関する立案を国際民間航空機関(以下「ICAO」という)に要請する決議が採択された。

このような背景の下で、同年十月のICAOの総会は、可塑性爆薬についてその探知のための識別措置をとることに関する新たな国際文書の作成作業を法律委員会に付託することを決議した。平成二年一月に開催されたICAO

の特別法律小委員会及び同年三月から四月まで開催された法律委員会における検討を経て、平成三年三月一日、ICAOが主催した航空法に関する国際会議において、本条約が採択された。

本条約は、識別措置がとられていない可塑性爆薬の製造を禁止すること等により、可塑性爆薬を使用したテロリズムの行為を抑止することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 締約国は、その領域内で識別措置がとられていない可塑性爆薬を製造することを禁止し及び防止するために必要かつ効果的な措置をとること。

2 締約国は、その領域への又はその領域からの移動を禁止し及び防止するために必要かつ効果的な措置をとること。

3 締約国は、自国についてこの条約が効力を生ずる前にその領域内で製造され又は領域内

に持ち込まれた識別措置がとられていない可塑性爆薬の所持及び譲渡を厳重かつ効果的に管理するために必要な措置をとるものとし、軍隊又は警察が保有していないものについてはこの条約が効力を生じた後三年以内に、軍隊又は警察が保有しており、かつ、正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれてないものについてはこの条約が効力を生じた後十五年以内に、廃棄し若しくは消費し、これらに識別措置をとり又はこれらを永久に無力なものにすることを確保するためには必要な措置をとること。

4 締約国は、自国の領域内で発見された識別措置がとられていない可塑性爆薬で前項の対象とされないものを自国の領域内でできる限り速やかに廃棄することを確保するために必要な措置をとること。

5 締約国は、研究等のための可塑性爆薬で条約上の可塑性爆薬とされないものの所持及び譲渡を厳重かつ効果的に管理するために必要な措置をとること。

6 締約国は、自国についてこの条約が効力を生じた後に製造された識別措置がとられていない可塑性爆薬であって、正式に認められた軍用火工品の不可分の一部として組み込まれることとはならなかったもの及び研究等のために可塑性爆薬で条約上の可塑性爆薬とされないものに該当しなくなった識別措置がとられない可塑性爆薬を自国の領域内ででき

に必要な措置をとること。

7 この条約により、国際爆薬技術委員会を設置し、本委員会は、可塑性爆薬の製造、識別措置及び探知についての技術の進歩を評価し、その評価の結果を締約国及び関係国際機関に報告し、また、必要な場合には、ICAO理事会に対してもこの条約の技術附属書の改正を勧告すること。

なお、技術附属書は、この条約上の可塑性爆薬について定義するとともに、研究等のための可塑性爆薬については、条約上の可塑性爆薬とされないと等について規定している。

本条約は、可塑性爆薬の製造国五箇国を含む三十五箇国が批准書、受諾書、承認書又は加入書をICAOに寄託した日の後六十日目の日に効力を生ずることになっている。

二 本件の議決理由

我が国が本条約を締結することは、可塑性爆

薬を使用した国際的なテロリズムを防止するための国際協力に一層貢献するとの見地から有意義であると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成九年五月十六日

衆議院議長 伊藤宗一郎殿
外務委員長 逢沢 一郎

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案

右国会に提出する。

平成九年一月七日

内閣総理大臣 橋本龍太郎

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正)

第一条 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律(昭和四十七年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

題名中「女子労働者」を「女性労働者」に改める。

目次中「女子労働者」を「女性労働者」に改める。

第一条から第五条までの規定中「女子労働者」を「女性労働者」に改める。

第六条の見出しを「女性労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第一項中「女子労働者の」を「女性労働者」に、「女子労働者福祉対策基本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第二項及び第三項中「女子労働者福祉対策基本方針」を「女性労働者」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「女子労働者」に、「女子労働者の」を「女性労働者の」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「女子

労働者福祉対策基本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に改める。

第七条中「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に改める。

第八条中「女子労働者」を「女性労働者」に、「男性労働者」を「男性労働者」に改める。

第九条及び第十条中「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に改める。

第十一条第一項中「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に改める。

第十三条中「女子労働者」を「女性労働者」に改める。

第十四条中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県女性少年室長」に、「女子労働者」を「女性労働者」に改める。

第十五条中「都道府県婦人少年室長」を「都道

府県女性少年室長」に、「女子労働者」を「女性労

働者」に改める。

第十六条第一項及び第十八条中「都道府県婦

人少年室」を「都道府県女性少年室」に改める。

第十七条第一項中「都道府県婦人少年室長」

を「都道府県女性少年室長」に改める。

第十九条及び第三十二条第一項中「女子労

働者」を「女性労働者」に改める。

第二十条第一項中「都道府県婦人少年室長」

を「都道府県女性少年室長」に改める。

第二十一条第一項及び第二十七条第三項に改

め、「第二十二条第一項」の下に「第二十七条第

二項」を加え、「第十四条及び二」を「第十四条、第

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

第二十二条第一項中「都道府県婦人少年室長」

を「都道府県女性少年室長」に改める。

第二十三条第一項中「都道府県婦人少年室長」

を「都道府県女性少年室長」に改める。

第二十四条第一項中「都道府県婦人少年室長」

を「都道府県女性少年室長」に改める。

第二十五条第一項中「都道府県婦人少年室長」

を「都道府県女性少年室長」に改める。

第二十七条中「女子労働者」を「女性労働者」に、「講ずるよう努めなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が講すべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針(次項において「指針」という。)を定めるものとする。

3 第六条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聽くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聽く」と読み替えるものとする。

第二十九条及び第三十二条第一項中「女子労働者」を「女性労働者」に改める。

第三十三条第二項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十四条第一項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十五条第一項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十六条第一項及び第二十七条第三項に改め、「第二十二条第一項」の下に「第二十七条第

二項」を加え、「第十四条及び二」を「第十四条、第

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十七条第一項及び第二十七条第三項に改め、「第二十二条第一項」の下に「第二十七条第

二項」を加え、「第十四条及び二」を「第十四条、第

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十八条第一項及び第二十七条第三項に改め、「第二十二条第一項」の下に「第二十七条第

二項」を加え、「第十四条及び二」を「第十四条、第

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十九条第一項及び第二十七条第三項に改め、「第二十二条第一項」の下に「第二十七条第

二項」を加え、「第十四条及び二」を「第十四条、第

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

第四十条第一項及び第二十七条第三項に改め、「第二十二条第一項」の下に「第二十七条第

二項」を加え、「第十四条及び二」を「第十四条、第

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

一項」を加え、「第十四条及び二」を「第十四条、第

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十五条第一項中「開して」を「第十六条及び

二十六条及び二」に、「都道府県婦人少年室長」を

「都道府県女性少年室長」に改める。

第三十六条第一項の規定は、一般職の国家公務員(國

職員臨時指図法(昭和二十六年法律第二百九

九号)第二条第二号の職員を除く。)、裁判所

職員臨時指図法(昭和二十六年法律第二百九

九号)の適用を受ける裁判所職員、国会職員法

(昭和二十二年法律第八十五号)の適用を受ける

国会職員及び自衛隊法(昭和二十九年法律第百

六十五号)第二条第五項に規定する隊員に関する

ては」に改める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待

遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法

律の一部改正)

第一条 雇用の分野における男女の均等な機会及

び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法

律の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

「第一章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する措置等(第七条、第八条)

第二章 事業主の講ずる措置等(第十二条、第十三条)

第三章 女性労働者の就業に関する援助の措置等(第

二十二条、第二十三条)

第四章 女性労働者の就業に関する援助の措置等(第

二十四条、第二十五条)

第五章 女性労働者の就業に関する援助の措置等(第

二十六条、第二十七条)

第六章 女性労働者の就業に関する援助の措置等(第

二十八条、第二十九条)

二、(第二十二条第一項)「(第二十二条第一項)」を「(第二十二条第一項)」に改める。

官 報 (号 外)

第一條中「が確保されることを促進する」を「の確保を図る」に、「について、職業能力の開発及び向上並びに職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、もつて女性労働者の福祉の増進と地位の向上を図る」を「の就業に関する措置を推進する」に改める。

「福祉」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に、「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改め、同条第二項中「女性労働者の福祉の増進」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に改め、同項第一号中「及び家庭生活」を削り、同項第一号中「女性労働者の福祉の増進」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に改め、同条第三項から第八項までの規定中「女性労働者福祉対策基本方針」を「男女雇用機会均等対策基本方針」に改め、第一章中同条を第四条とする。

(女性労働者に係る措置に関する特例)
第九条 第五条から前条までの規定は、事業主
が、雇用の分野における男女の均等な機会と
及び待遇の確保の支障となつてゐる事情を改
善することを目的として女性労働者に関して
行う措置を講ずることを妨げるものではない。
第十二条第一項中「雇用の分野における男女の
均等な機会及び待遇が確保される」とを「促進
するため必要があると認めるときは、第七条及
び第八条」を「第五条及び第六条」に、「講ずるよ
うに努めるべき措置についての」を「適切に対処
するために必要な」に、「ことができる」を「もの
とする」に改め、同条第二項中「第六条第三項から
第五項まで」を「第四条第四項及び第五項」
に、「について、同条第四項及び第五項の規定
は指針の」を「及び」に改め、同条を第十条とす

第十三条 中、第八条から第十一条を第八条から第十二条に改め、同条を第十一条とする。
第十四条に次の二項を加え、同条を第十二条とする。

第二節 同条を第十三条とする。

前条第一項の規定は、女性労働者が前項の申請をした場合について準用する。

第十八条第二項中「前条」を「前条第一項」に改め、第二章第二節中同条を第十四条とする。

第十七条を第十五条とし、第十八条から第二十条までを一条ずつ繰り上げ、第二章第二節中第二十一条を第十九条とする。

〔第三章 女性労働者の就業に関する援助の措置等〕を削る。

第二章第二節の次に次の二節並びに章名及び一条を加える。

第三節 事業主の講ずる措置に対する国の援助

第二十条 国は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため、事業主が雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の支障となつている事情を改善することを目的とする次に掲げる措置を講じ、又は講じようとする場合には、当該事業主に対し、相談その他の援助を行うことができる。

第五条中「女性労働者の福祉」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等」に、「深め、かつ、女性労働者の労働に従事する者としての意識を高める」を「深める」に、「女性労働者の能力の有効な發揮」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保」に改め、同条を第三条とする。

第六条の見出しを「男女雇用機会均等対策基本方針」に改め、同条第一項中「女性労働者の

第八条の見出しを（配置 昇進及び教育訓練）に改め、同条中「及び昇進」を「昇進及び教育訓練」に、「女性労働者に対し男性労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない」を「労働者が女性であることを理由として、男性と差別的取扱いをしてはならない」に改め、同条を第六条とする。

第九条を削り、第十一条を第七条とし、第十一
条を第八条とし、同条の次に次の一条を加え

事業主は、女性労働者が前項の援助を求めていたことを理由として、当該女性労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

一 その雇用する女性労働者の配置その他雇用に関する状況の分析

二 前号の分析に基づき雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の保障となつてゐる事情を改善するに当たつて必要となる措置に関する計画の作成

三 前号の計画で定める措置の実施

四 前三号の措置を実施するために必要な体制の整備

第三章 女性労働者の就業に関する配慮

すべき措置

(職場における性的な言動に起因する問題に

関する雇用管理上の配慮)

前条第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第四条中「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に、「差別的取扱」を「差別的取扱い」に改める。
第十二条第三項第一号中「女子」を「女性」に改める。

（百四）「十一条第四号中「婦人主管局長」を「女性主管局長」に改める。

(職場における性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の配慮) すべき措置

第三十四条第一項中「、第六条第一項」を「、

第十九条第一項中「女子」を「女性」に、「但し」を「ただし」とする。
第四条中「女子」を「女性」に、「男子」を「男性」に、「差別的取扱い」を「差別的取り扱い」に改める。

第六百一十二条第四号中「婦人主管局長」を「女性主管局長」に改める。

性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性別は言動に

より当該女性労働者の就業環境が害されることがある。このため、労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が

配慮すべき事項についての指針(次項)にて「指針」という(。)を定めるものとする。

3 第四条第四項及び第五項の規定は、指針の策定及び変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聽くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聽く」と読み替えるものとする。

第二十二条から第二十五条までを削り、第二十六条を第二十二条とする。

第二十七条第三項中「第六条第四項」を「第四条第四項」に改め、第三章中同条を第二十三条とする。

第二十八条から第三十一条までを削る。

第三十一一条第一項中「及び家庭生活」を削り、
第四章中同条を第二十四条とする。
第三十三條を第二十五条とし、同条の次に次の
の一条を加える。

(公表) 第二十六條 労働大臣は、第五条から第八条までの規定に違反している事業主に対し、

第三十五条中「及び第三十三条」を「、第十五
五条及び第二十六条」に、「第二十一条及び第二
十七条」を「第三章」に改め、同条を第二十八条
とする。
(労働基準法の一部改正)
**第三条 労働基準法(昭和二十一年法律第四十九
号)の一部を次のように改正する。**

五条から第十八条まで「に」を、「次章、第三章、第十七条及び第十八条」に、「第二章」を「次章」に改め、同法第九条第一項の改正規定中「及び第十五条第三項第一号」を、「第十五条第三項第一号及び第十六条の二第四項第三号」に改め、同法第四十六条に四項を加える改正規定中「四項」を「七項」に、「この項」を「この条」に改め、「国家公務員を除く」の下に「以下」の条において同じ」を加え、同条の改正規定に次のように加える。

織及び運営に関する法律第三十七条规定第一項に規定する負費負担教職員については、市町村の教育委員会」と読み替えるものとする。

一 当該事業主に引き続き雇用された期間
が一年に満たない労働者
二 当該請求に係る深夜において、常態
として当該子を保育することができる
当該子の同居の家族その他の労働省令
で定める者がいる場合における当該労働

一 制限終了予定日とされた日の前日までに、第一項の規定による請求に係る子が小学校就学の始期に達したこと。

二 制限終了予定日とされた日までに、第

三 あつては、その前日に終了する。

第三項後段の規定は、前項第一号の労働

第十六条の三 前条(第四項第一号を除く。)

前項の規定による請求は、労働省令で定めるところにより、その期間中は深夜において労働させてはならないこととなる一の期間（一月以上六月以内の期間に限る。第四項において「制限期間」という。）について、その初日（以下この条において「制限開始予定日」という。）及び末日（第四項において「制限終了予定日」という。）とする日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならない。

3 第一項の規定による請求がされた後制限開始予定期とされ、二日の前日まで二、二の

開始予定日とされた日の前日までに、子の死

死亡その他の労働者が当該請求に係る子の養育を（第一項）事由（第二項）労働

養育をしないこととなつた事由として労働省令で定める事由が生じることとは、当該情

省令で定める事由が生じたときは、当該請求は、されなかつてゐる七みなす。この場

求は、されなかつたものとみなす。この場

合において、労働者は、その事業主に対し
て、当該事由が生じた旨を連絡する、通田

で、当該事由が生じた旨を遅滞なく通知しなければならない。

4 次の各号に掲げる「いかの事情」は、
なればならない。

4 次の各号に掲げるいずれかの事情が生じた場合は、割限期間は、当該事情が生じ

た場合には、制限期間は、当該事情が生じ

のための労働省関係法律の整備に関する法律

第六条 職業安定法(昭和二十一年法律第百四十一号)の一部を次のように改正する。

(職業安定法の一部改正)

第十二条第七項中「女子」を「女性」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「婦人の」を「女性の」に、「婦人問題」を「女性問題」に改める。

第四条第三十一号中「女子労働者福祉対策基

本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(次号に掲げる改正規定を除く。)

二 第三条(次号に掲げる改正規定を除く。)

三 第五条(次号に掲げる改正規定を除く。)

四 第六条(次号に掲げる改正規定を除く。)

五 第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)

六 第八条(次号に掲げる改正規定を除く。)

七 第九条(次号に掲げる改正規定を除く。)

八 第十条(次号に掲げる改正規定を除く。)

九 第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)

六月を超えない範囲内において政令で定める

(罰則に関する経過措置)
第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)
第三条 地方自治法(昭和二十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十一号の二中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め

る。

第六条(二)「都道府県婦人少年室」を「都道府県

福祉対策基本方針」を「女性労働者福祉対策基本方針」に、「が講ずるよう努めるべき措置についての」と「に対する」に改める。

第六条中「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改める。

第九条の見出しを「都道府県女性少年室」に改め、同一条第一項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に、「婦人」を「女性」に、「婦人労働者」を「女性労働者」に改め、同一条第二項及び第三項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県女性少年室」に改める。

都道府県女性少年室」に改める。

第十条第一項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

六十五条第一項の改正規定(「十週間」を「十四週間」に改める部分に限る。)、第七条中「労働省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に對する」に改める部分に限る。)並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第四条第一項第二十四条の規定を除く。)並びに附則第三条、第六条、第七条、第八条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定(公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める

省設置法第五条第四十一号の改正規定(「が講ずるように努めるべき措置についての」を「に對する」に改める部分に限る。)並びに附則第五条、第十二条及び第十三条の規定並びに附則第十四条中運輸省設置法(昭和二十四年法律第五十七号)第四条第一項第二十四条の規定を除く。)の規定を「女性労働者」に改め、同一条第三号中「婦人の」を「女性の」に、「婦人問題」を「女性問題」に改める。

第五条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第六条、第七条(次号に掲げる改正規定を除く。)、第八条、第九条及び第十四条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定を除く。)の規定を「女性労働者」に改め、同一条第三号中「婦人の」を「女性の」に、「婦人問題」を「女性問題」に改める。

第五条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定を「女性労働者」に改め、同一条第三号中「婦人の」を「女性の」に、「婦人問題」を「女性問題」に改める。

別表第一第二十一号の二中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

第七条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部改正

第七条 船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

官報(号外)

<p>第十四条第六項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。</p> <p>第八条 船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条第六項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。</p> <p>第十五条 第二項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」に、「第三十四条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。</p> <p>第九条 劳働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第十四条第二項中「から第六十四条の五まで並びに」を「第六十四条の三及び」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。</p> <p>(育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)</p> <p>第十一条 育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を次のように改正する。</p> <p>第四十二条第一項及び第四十五条第一項中</p>
<p>「都道府県婦人少年室長」を「都道府県女性少年室長」に改める。</p> <p>(労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正)</p> <p>第十二条 労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法(平成四年法律第九十号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第七条中、「第三十九条第五項並びに第六十四条の二第一項及び第二項」を「並びに第三十九条第五項」に、「第三十六条规定並びに第六十四条の二第一項及び第二項」を「並びに第三十六条」に改める。</p> <p>(健康保険法等の一部改正)</p> <p>第十二条 次に掲げる法律の規定中「七十日」を「九十八日」に改める。</p> <p>一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項</p> <p>二 國家公務員共済組合法(昭和三十二年法律第一百一十八号)第六十七条第一項</p> <p>三 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第一百五十一号)第六十九条第一項</p> <p>(國家公務員災害補償法等の一部改正)</p> <p>第十三条 次に掲げる法律の規定中「十週間」を「十四週間」に改める。</p> <p>一 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第一百九十一号)第四条第二項第一号</p> <p>二 社会福祉施設職員等退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)第十一条第三項</p> <p>三 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第一百一十一号)第一条第六項第一号</p> <p>(運輸省設置法の一部改正)</p>
<p>第四条第一項第一十四号の二の三中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。</p> <p>(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十四条第一項第一十四号の二の三中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。</p> <p>(育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正)</p> <p>第十五条 第二項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。</p> <p>(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)</p>
<p>第四条第一項第一十四号の二の三中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。</p> <p>(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十四条第一項第一十四号の二の三中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。</p> <p>(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十五条 第二項中「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女性労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三項中「若しくは第六十四条の二から第六十四条の五まで」を「第六十四条の二若しくは第六十四条の三」に改める。</p> <p>(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 労働省設置法の一部を次のように改正する。</p>

を確保することができるようにならなければならぬものとする」と。

イ 事業主は、その雇用する女性労働者がアの保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならないものとすること。

ウ 労働大臣は、イの事業主が講すべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、その概要を公表するものとすること。

四 公表制度の創設

労働大臣は、女性労働者に対する差別を禁止する規定に違反している事業主に対し、勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする」と。

2 労働基準法の一部改正

(1) 満十八才以上の女性について、時間外及び休日労働並びに深夜業の規制を廃止するものとする」と。

(2) 多胎妊娠の場合の産前休業の期間を、十週間から十四週間に延長するものとする」と。

(3) 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正

(4) 育児を行う労働者の深夜業の制限

(5) 事業主は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する一定の範囲の労働者

を確保することができるようにならなければならぬものとする」と。

イ 事業主は、その雇用する女性労働者がアの保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講じなければならないものとすること。

ウ 労働大臣は、イの事業主が講すべき措置に關して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を定め、その概要を公表するものとすること。

四 労働省設置法の一部改正

「都道府県婦人少年室」の名称を「都道府県女性少年室」に変更するものとする」と。

五 施行期日

この法律は、平成十一年四月一日から施行するものとする。ただし、4については、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から、1の(四)の(2)、2の(2)については、平成十年四月一日から施行するものとする」と。

二 議案の可決理由

最近における社会経済情勢の変化に伴い、女性の雇用者数の増加、勤続年数の伸長等女性の雇用をめぐる諸情勢が著しく変化していることからがんがみ、雇用の分野における男女の均等な取扱いを一層促進し、女性労働者の職域の拡大

が当該子を養育するために請求した場合においては、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、午後十時から午前五時までの間において労働させなければならないものとすること。

(2) (1)による請求は、一回につき、一月以上六月以内の期間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならないものとすること。

上六月以内の期間について、制限開始予定日及び制限終了予定日を明らかにして、制限開始予定日の一月前までにしなければならないものとすること。

(2) (1)については、要介護状態にある対象家族を介護する一定の範囲の労働者が当該対象家族を介護するため請求した場合について準用するものとする。

(3) 「都道府県婦人少年室」に変更するものとする」と。

(4) 家族介護を行なう労働者の深夜業の制限

(5) 本法施行に要する経費

本法施行に要する経費としては、平成九年度一般会計予算(労働省所管)において三千三百三万七千円が計上されている。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見聽取

国会法第五十七条の三の規定により、内閣を代表して岡野労働大臣から日本共産党提出の修正案に對して、「政府としては、反対である旨の意見が述べられた。

右報告する。

平成九年五月十六日

労働委員長 青山 丘
衆議院議長 伊藤宗一郎殿

(別紙)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等のための労働省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について適切な措置を講すべ

きるため、募集、採用、配置及び昇進について事業主の女性労働者に対する差別の禁止、調停制度の改善、女性労働者の時間外・休日労働、深夜業の規制の解消、母性保護措置の充実等を図らうとする」とは、時宜に適するものと認め、本法は、可決すべきものと議決した。

なお、本法に對して、日本共産党より、男女平等推進委員会の設置、女子保護規定の廃止の撤回等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

四 時間外労働の抑制について労使の認識を高めよう努めつつ、中央労働基準審議会における労使に對し指導等の措置を講すること。

三 家族的責任を有する男女労働者の時間外・休日労働については、その事情を配慮するよう事業主に對し指導等の措置を講すること。

二 中央労働基準審議会における時間外・休日労働の在り方についての検討に際しては、女子保護規定の解消により、家庭責任を有する女性労働者が被ることとなる職業生活や労働条件の急激な変化を緩和するための適切な措置について、労使の意見を十分に尊重しつつ、検討が行われるように努めること。

一 男女双方に對する差別を禁止するいわゆる「性差別禁止法」の実現を目指すこと。また、いわゆる「間接差別」については、何が差別的取扱いであるかについて引き続き検討すること。

二 中央労働基準審議会における時間外・休日労働の在り方についての検討に際しては、女子保護規定の解消により、家庭責任を有する女性労働者が被ることとなる職業生活や労働条件の急激な変化を緩和するための適切な措置について、労使の意見を十分に尊重しつつ、検討が行われるように努めること。

三 家族的責任を有する男女労働者の時間外・休日労働については、その事情を配慮するよう事業主に對し指導等の措置を講すること。

四 時間外労働の抑制について労使の認識を高めよう努めつつ、中央労働基準審議会における労使に對し指導等の措置を講すること。

三 家族的責任を有する男女労働者の時間外・休日労働については、その事情を配慮するよう事業主に對し指導等の措置を講すること。

二 中央労働基準審議会における時間外・休日労働の在り方についての検討に際しては、女子保護規定の解消により、家庭責任を有する女性労働者が被ることとなる職業生活や労働条件の急激な変化を緩和するための適切な措置について、労使の意見を十分に尊重しつつ、検討が行われるように努めること。

六 國際公約ともいうべき年間総実労働千八百時間の早期達成に向けて、関係省庁間の連携・協力を一層強化し、政府が一体となって労働時間短縮対策を総合的に推進すること。

六 事業主が新たに女性労働者に深夜業をさせようとする場合は、労使間で十分な協議を行うとともに、深夜業に就業することに伴う個々の労働者の負担を軽減するための就業環境の整備に努めるよう指導を強化すること。

於テハ「に」、「有限会社ナルコト」を「有限会社又ハ株式会社ナルコト」に改め、同条第二項中「会社」を「有限公司」に改め、同条第三項及び第四

喜を沙のよへに改める

第一回 城合二旅子ハ合体天幕大校会社又

ハ合併二因リテ設立ノル機会社ニ開港元ハ
商法ノ規定ニ幾フロトタ要ス但シ有限会社ガ

商法 第二編 第三章 第一節 有限公司概要

スル会社又ハ合併ニ因リテ設立スル会社均有

株式会社ニ於ケル同法

第四百八條第一項ノ決議ハ同法第三百四十八

条第一項ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコ

トヲ得ズ

合併ヲ為ス会社ノ一方ガ社債ノ償還ヲ完了セ

ザル株式会社ナルトキハ合併後存続スル会社

又ハ合併ニ因リテ設立スル会社ハ有限会社タ

ルコトヲ得ズ

第六十条を次のように改める。

第六十条 株式会社ハ他ノ株式会社ト有限会社

ヲ合併ニ因リテ設立スル会社トスル合併ヲ為

スコトヲ得但シ合併ヲ為ス会社ノ一方又ハ双

方が社債ノ償還ヲ完了セザルモノナルトキハ

此ノ限ニ在テズ

前条第三項ノ規定ハ前項ノ規定ニ依ル合併ノ

增補三之天準用文

第六十—纂第—項中前纂第—項ノ合併

元為石会社ノ「方又ハ觀方ガ株式會社ナル」は
放ちる。

卷之二十一

第六二二条の第一項の規定による商法第四百十一條又は第四百十三條の規定に依る

社員懸念ノ終端ノ田川一義削り、同様に次の

一項を加える。

株式会社方第六十一条第一項ノ規定ニ依リ合併ヲ為シタルトキハ合併ニ因リテ設立シタル有限公司二付本店ノ所在地ニ於テハ「一週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間に内ニ第十三条第二項ニ定ムル登記ヲ為スコトヲ要ス

第六十三条第一項中「第九十八条第二項、第一百条」を「第五十六条第三項、第九十八条第二項」に、「乃至第一百六条、第一百八条乃至第一百十一條」を、「第一百三十二条」に、「乃至第三項」を「第二項」に、「第四百三十三条」を「第四百三十二条ノ一」、「第四百四十四条ノ二」に、「同法第四百十五条」を「同法第四百十五条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

第一項ニ於テ準用スル商法第四百十二条第一項ノ公告ヲ為ス方法トシテ時事ニ關スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲げテ為ス旨ノ定款ノ定ヲ設ケタルトキハ其ノ規定ハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間に内ニ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第七十七条第二項中「第五十九条第三項若ハ第六十条第四項ノ設立委員、第六十条第一項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第五十六条第二項ノ設立委員、」を削る。

第八十五条第一項第十号中「又ハ監査報告書」を「監査報告書又ハ第六十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百八条ノ二第一項第一号若ハ第四百十四条ノ二第一項ノ書面」に改め、同項第十一号中「又ハ第七十五条第一項」を「第七十五条第一項」に改め、「第四百二十条第一項ノ附属明細書」の下に「又ハ第六十三条第一項ニ於テ準用スル商法第四百八条ノ二第一項第一号第ニ号若ハ第四百十四条ノ二第一項ノ書面」を加

え、同項第十五号中「第六十三条又ハ第六十六条
八条ニ於テ準用スル商法第百条ノ規定又ハ第六
十三条ニ於テ準用スル商法第四百十二条ニ、
「合併又ハ組織変更」を「組織変更又ハ合併」に改
め、同条第二項中「第六十条第一項ノ規定ニ依
リ從フベキ若ハ第六十八条ニ於テ準用スル場合
ヲ含ム)ノ規定ニ依リ從フベキ商法第四百十二
条ノ規定ニ違反シテ合併ヲ為シタルトキ、第六
十条第二項(第六十条第二項ニ於テ準用スル場合
シテ)に、「第六十四条第二項」を「第五十九条第
三項ノ規定ニ依リ從フベキ商法第四百十三条ノ
三第四項ノ規定若ハ第六十四条第二項」に改め
る。

(施行期日)
附 則

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)
2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお適用する。従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)
3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正)
4 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第十三号)の一部を次のように改訂する。
第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

理由
会社をめぐる最近の社会経済情勢にかんがみ、会社の合併制度の整備を図るために、株式会社について、吸収合併の場合の報告総会及び新設合併の場合の創立総会の廃止、合併の際の債権者保護主義の合理化、株主総会の承認手続を要しない簡易合併による有限会社の設立を認めるとしている等の必要な措置を講ずることとに、有限会社同士の合併による株式会社の設立及び株式会社同士の合併による有限会社の設立を認めるとしている等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第六十七条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、出資一口の金額の減少をしててもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第七十八条第一項中「第七十七条」との下に「同法第四百二十二条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあるのは「公告」とを加える。
(商業登記法の一部改正)

第二十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第一項中「添附し」を「添付し」に改め、同条第二号中「第一百条第一項」の下に「(同法第一百四十七条において準用する場合を含む。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「信託したこと」の下に「又は合併をしてもその者を害するそれがないこと」を加える。

第六十八条第一項中「添附し」を「添付し」に改め、第三号を削る。

第九十条中「添附し」を「添付し」に改め、同条第五号中「第四百八条第四項」の下に「又は第五項」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号中「第一号及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 商法第一百条第一項(同法第一百四十七条において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項(有限会社法(昭和十三年法律第七十七条))の規定による公告及び催告又は同法第四百十二条第一項(第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日

刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

第九十条に次の二号を加える。

七 合併により資本を増加するときは、商法第四百二十二条ノ一第一項前段に規定する限度額を証する書面

八 合併に際して就任する取締役又は監査役があるときは、就任を承諾したことを証する書面

九 商法第四百二十二条ノ三第五項の規定による反対の意思の通知をした株主があるときは、その株主が有する株式の総数を証する書面

第九十一条に次の二号を加える。

六 第九十一条第七号及び第八号に掲げる書面

第九十九条第一号中「前条各号」を「前条第一号から第十八号まで」に改め、同条第三号中「第六号から第五号まで」に改め、同条第三号中「第六号から第五号まで」を「第九十一条第三号」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二十九条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、合併をしてもその債権者を害するそれがないときは、この限りでない。

三 商法第四百二十二条ノ二第一項前段に規定する額を証する書面

第九十三条第一項第二号中「(昭和十三年法律第七十四条)」を削る。

第九十八条第一項中「添附し」を「添付し」に改め、第四号を第五号とし、同条第二号中「第一号及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

六十二条规定において準用する場合を含む。の規定による公告及び催告(公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における当該会社にあつては、これらの公告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は合併してもその者を害するおそれがないことを証する書面

第九十条に次の二号を加える。

六 第九十一条第七号及び第八号に掲げる書面

第九十九条第一号中「前条各号」を「前条第一号から第十八号まで」に改め、同条第三号中「第六号から第五号まで」を「第九十一条第三号」に改める。

(漁業災害補償法の一部改正)

第二十九条 漁業災害補償法(昭和三十九年法律第一百五十九号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書を加える。
ただし、合併をしてもその債権者を害するそれがないときは、この限りでない。

三 商法第四百二十二条ノ二第一項前段に規定する額を証する書面

第九十三条第一項第二号中「(昭和十三年法律第七十四条)」を削る。

第九十八条第一項中「添附し」を「添付し」に改め、第四号を第五号とし、同条第二号中「第一号及び」を削り、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

三 商法第四百二十二条ノ二第一項(合併契約書等の簡易な合併手続の要件)の規定により第一項の承認を得ないで合併を行う銀行を除く。)を加え、「前項」を「第一項」に改め、同項第一号中「及び第四項」を「から第五項まで」に改め、同項第二項と同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 商法第四百二十二条ノ三第一項及び第二項(簡易な合併手続の要件)の規定は、前項の合併に係る存続金融機関が銀行である場合における当該存続金融機関たる銀行について準用する。この場合において、同条第一項中「第四百二十二条ノ三第一項」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号以下「合併転換法」ト謂フ)第七条第一項」と、同条第二項中「第四百二十二条ノ三第一項」とあるのは「合併転換法第九条第一項」と読み替えるものとする。

第八条の次に次の二条を加える。

(書類の備置き等)

第八条の二 銀行と合併を行う協同組織金融機関については、商法第四百二十二条ノ二第一項(合併契約書等の備置き)の規定を準用する。

2 第三条第一項第七号から第九号までに掲げる金融機関の合併を行ふ協同組織金融機関の理事は、合併総会の会日の一週間前から合併の日後六月を経過する日まで、貸借対照表を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。

三 商法第四百二十二条ノ二第一項(合併契約書等の簡易な合併手続の要件)の規定は、前二項の場合について準用する。

3 商法第四百二十二条ノ二第一項(合併契約書等の簡易な合併手続の要件)の規定は、前二項の場合について準用する。

平成九年五月二十日 衆議院会議録第二十六号

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

六六

第九条第一項中「割り当てる。を「割り当て、又は合併に際してする新株の発行に代えて、商法第二百一十条第一号から第五号まで若しくは第

一項の承認を得ないで合併を行う銀行を除く。」を加える。

組織金融機関の会員又は組合員に移転した株式につき会計帳簿に記載した価額の合計額」を加える。

条第五項」に、「場合を含む。」に規定」を「商法第一百四十七条第一項又は第一百五十二条に規定」に改める。

得して所有する株式を移転するに改め、同条第二項中「割当て」の下に「又は株式の移転」を加える。

第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により、
第一項において当該存続金融機関たる銀行が第七条
第二項において準用する商法第四百三十三条ノ

「第一十二条第一項中第四百八条ノ二（貸付契約表）を「第四百四十四条ノ二（合併事項を記載した書面）に、「合併を行う協同組織金融機関」を「普通銀行」と信用金庫が合併を行ふ場合における

項を同条第三項として、同条第一項の次に次の二項を加える。

場合には、当該銀行については、同法第四百一十三条ノ三第三項から第九項まで(簡易な合併手続の場合における株式買取請求等)の規

三百四十三條(足款変更の決議方法)の規定を準用する。

「第四百二十二条第一項」とあるのは「合併転換法第十一條第一項」と、「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ曰」とあるのは「合併決議の日」

第十一條第四項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の二項を付加する。

2 非訟事件手続法第百一十六条第一項(管轄)

ただし、合併をしてそのままの債権者を害する
おそれがないときは、この限りでない。

の決定の規定は前項において準用する商法
第四百三十三条ノ三第七項(株式買取請求に關

第十一項中第四項を第六項とし 第二項を第
五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

する規定の簡易な合併手続への準用)において準用する同法第二百四十五条ノ二第二項か

第一項の公告は、合併を行ふ銀行においては、官報をもつてしなければならない。

第五項まで(買取請求の手続)及び第二百四十五条ノ四(買取請求の失効)の規定を適用す

のほか、公告をする方法として定款に定めた

おいて準用する同法第四百十三条ノ三第五項

載してするときは、当該銀行による各別の催告書にて、これを了承せしもの。

求に基づき取得した自社の株式について、そ

第十一條中「行う銀行」の下に「(第七条第一項において準用する商法第四百十三条ノ三第一項(簡易な合併手続の要件)の規定により第七条第

「第十八条中「及び当該」を「当該」に改め、「金額」の下に「及び存続金融機関たる銀行が第九条第一項の規定により消滅金融機関たる協同

行おうとしたものである場合において、当該銀行が商法第四百三十三条ノ三第八項(金融機関の合併及び転換に関する法律第十一條の二第一項において準用する場合を含む。)に規定する場合に該当することとなつたときは、当該銀行は、直ちに、大蔵大臣にその旨を報告し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

第六十九条に次の二項を加える。

7 大蔵大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関について、前項の規定により緊急性の認定を行うことができなくなつた場合に、その旨を当該金融機関に通知しなければならない。

8 第一項の通知を受けた金融機関が商法第四百三十三条ノ三の規定による手続を行おうとする銀行である場合は、当該銀行は、同項の通知を受けた後は、当該手続を行おうことができない。ただし、当該銀行が前項の規定による通知を受けた場合においては、「」の限りでない。

9 前項ただし書に規定する場合における当該銀行についての商法第四百三十三条ノ三の規定の適用については、同条第四項及び第九項中「合併契約書ヲ作リタル日」とあるのは、「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第六十九条第七項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日」とする。

第七十三条第四項中「債権者に」を「当該債権者に」に改め、同項に次の二項を加える。

ただし、当該合併又は営業譲渡等をしても当該債権者を害するおそれがないときは、こ

の限りでない。

第七十四条第二項第二号を次のように改める。

三百四十八条第一項の決議 商法第三百四十八条第一項の承認 商法第三百四十八条第一項の存続金融機関の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある場合における当該消滅金融機関の合併についての承認

二 次に掲げる合併についての承認 商法第三百四十八条第一項の決議 イ 存続金融機関の定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の定めがある場合における当該消滅金融機関の合併についての承認

7 大蔵大臣は、第一項の規定による公告に係る金融機関について、前項の規定により緊急性の認定を行うことができなくなつた場合に、その旨を当該金融機関に通知しなければならない。

8 第一項の通知を受けた金融機関が商法第四百三十三条ノ三の規定による手続を行おうとする銀行である場合は、当該銀行は、同項の通知を受けた後は、当該手続を行おうことができない。ただし、当該銀行が前項の規定による通知を受けた場合においては、「」の限りでない。

9 前項ただし書に規定する場合における当該銀行についての商法第四百三十三条ノ三の規定の適用については、同条第四項及び第九項中「合併契約書ヲ作リタル日」とあるのは、「預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第六十九条第七項ノ規定ニ依ル通知ヲ受ケタル日」とする。

第七十四条第六項中「及び第四百八条第五項」を「の規定は第二項第一号に定める決議があつた場合について、同法第四百八条第六項に、「第二項第一号に掲げる」を「第二項第一号イに規定する」に改め、「について」の下に、「それぞれ」を加え、同条第九項中「理事は」の下に「緊急性の認定が銀行等の合併に係るもので銀行にあっては、第一項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の一週間の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該銀行等の商法第四百八条ノ一第一項各号に掲げる書類(存続金融機関たる銀行等にあつては、当該各銀行等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を、緊急性の認定が信用金庫等の合併

又は金融機関の営業譲渡等に係るものであるときは「を加え、「合併又は営業譲渡等を行つた」を「当該各信用金庫等又は当該」に、「存続金融機関」を「存続金融機関たる信用金庫等」に改める、「当該」の下に「各信用金庫等又は当該」を加える。

第八十条第一項中「第百四条第一項及び第三項、第百五条、第百六条、第百八条から第百十一条まで並びに」を「第四百十四条ノ二(銀行等の場合は限る。)及び」に、「を除く」を「にあつては、第三項に限る」に、「第百五条第一項」を「第四百十四条ノ二中「第四百十二条」とあるのは「預金保険法第七十三条」と、「合併ノ日ヨリ」とあるのは「同法第七十四条第一項ニ規定スル期限(当該期限が同条第四項ノ規定ニ依リ延長セラレタル場合ニハ其ノ延長後ノ期限)」到来セル日ヨリ」と、同法第四百十五条规定第三項において「緊急性の認定が銀行等の合併に係るもので銀行にあっては、第一項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の一週間の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該銀行等の商法第四百八条ノ一第一項各号に掲げる書類(存続金融機関たる銀行等にあつては、当該各銀行等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を、緊急性の認定が信用金庫等の合併

項において準用する同法第四百十四条规定第一項に規定」に改める。

第三十二条 森林組合法一部改正(森林組合法の一部改正)

第六十七条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の二項を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてそのままの債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第六十七条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の大蔵大臣に之を告白する旨の公告とあるのは「公告」と「を加える。

第六十七条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の大蔵大臣に之を告白する旨の公告とあるのは「公告」と「を加える。

第六十七条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の大蔵大臣に之を告白する旨の公告とあるのは「公告」と「を加える。

第八十四条第四項中「及び第六十七条」を「並びに第六十七条第一項及び第一項」に改める。

第八十八条第一項及び第三項、第五十五条、第六十条から第百十一条まで並びに第四百五十五条及びに「を「第四百五十五条並びに」を「第四百五十五条」と、同法第四百十五条规定第三項において「緊急性の認定が銀行等の合併に係るもので銀行にあっては、第一項の株主総会等の会日の二週間前から同項に規定する期限(当該期限が第四項の規定により延長された場合には、その延長後の一週間の期限)の到来した日以後六月を経過する日まで、当該銀行等の商法第四百八条ノ一第一項各号に掲げる書類(存続金融機関たる銀行等にあつては、当該各銀行等の同項各号に掲げる書類及び資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を、緊急性の認定が信用金庫等の合併

第三十三条 農業組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の二項を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてそのままの債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十三条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の大蔵大臣に之を告白する旨の公告とあるのは「公告」と「を加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてそのままの債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第五十三条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の大蔵大臣に之を告白する旨の公告とあるのは「公告」と「を加える。

第五十三条第一項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次の大蔵大臣に之を告白する旨の公告とあるのは「公告」と「を加える。

第十一条第四項中「明治三十一年法律第四十
八号」第四百八条ノ一「を「第四百八条ノ二及び
第四百十三条ノ二第一項前段」に改め、「第二百
四十五条ノ四」の下に「合併転換法第十二条の
二第一項において準用する商法第四百十三条ノ
三第五項から第七項まで」を加え、同条第五項
中「並びに合併転換法」を「及び合併転換法」に改
め、「第一百四条第一項及び第三項、第二百五条、
第二百六条、第二百八条から第二百十一条まで並び
に」を削り、同条第七項中「第八条第六号」を「第
八条第五号」に改める。

第十三条第三項中「第二百四条第三項、第二百五
条第二項から第四項まで、第二百六条、第二百八条
から第二百十一条まで及び第四百十五条」を「第四百
五十五条第二項及び第三項」に改める。

第二百十条第六号中「を定めたときは、その規
定」を削り、同号を同条第七号とし、同条第二
号から第五号までを「号」で繰り下げ、同条第一
号の次に次の「号」を加える。

二 他の協同組織金融機関が存続する場合に
おいて、合併により定款の変更をするとき
は、その規定

第一百十条に次の「号」を加える。
八 他の協同組織金融機関が合併の日までに
おいて、その協同組織金融機関につき合併
に際して就職すべき理事又は監事を定めた
ときは、その規定

六 合併すべき時期
第一百十一条に次の「号」を加える。
二 新協同組織金融機関の定款の規定

七 その普通銀行が合併の日までに利益の配
当又は商法第二百九十三条ノ五第一項の金
銭の分配をするときは、その限度額
一百一十二条第一号を次のように改める。
二 その銀行が合併により定款の変更をする
ときは、その規定

第一百十二条第七号を削り、同条第六号中「日
時」の下に「(その銀行が株主総会の承認を得た
上で合併をするときは、その旨)」を加え、同号
を同条第七号とし、同条第五号を同条第六号と
し、同条第四号を同条第五号とし、同条第二号
の次に次の「号」を加える。

四 合併に際してする新株の発行に代えて、
商法第二百十条第一号から第五号まで又は
第二百十条ノ三第一項の規定により取得し
て有する株式を更生債権者、更生担保権者
又は組合員等に移転するときは、移転すべ
き株式の額面無額面の別、種類及び數
第一百十二条に次の四号を加える。

八 合併すべき時期
九 その銀行が合併の日までに利益の配当又
は商法第二百九十三条ノ五第一項の金銭の
分配をするときは、その限度額
十 その銀行につき合併に際して就職すべき
取締役又は監査役を定めたときは、その規
定

十一 合併転換法第五条第一項の規定により
その例による」ととされる商法第四百十四
条ノ三の別段の定めをしたときは、その規
定

第一百三十七条第五項中「並びに中小企業等協
同組合法第六十六条、信用金庫法第六十一条、
労働金庫法第六十五条又は合併転換法第二十一
条第三項において準用する商法第四百条第一項
及び第三項、第二百五条、第二百六条並びに第二百八
条から第二百十一条までの規定」を削り、同条第
二百三十三条第一項中「第四百八条ノ一」を「第
四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限
る)及び第二項」に改め、同項に後段として次
のよう加える。
この場合において、同条第一項中「左ノ書
類」とあるのは、「合併を行う農林中央金庫及
び信用農業協同組合連合会の貸借対照表」と
読み替えるものとする。

第十六条第二項中「第二百四条第一項及び第三
項、第二百五条、第二百六条、第二百八条から第二
百五条及びに改める。
第二十三条第一項中「第四百八条ノ一」を「第
四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限
る)及び第二項」に改め、同項に後段として次
のよう加える。

七項中「第二百十二条第五号」を「第二百十二条第六
号」に、「第二百十五条第六号」を「第二百十五条第五
号」を「第六号から第八号まで」に改め、同号を
ずつ繰り上げ、同条第九号中「第五号及び第六
号」を「第六号から第八号まで」に改め、同号を
すつ繰り上げ、同条第七号とする。

第一百三十八条第三項中「第二百四条第三項、第二
百五十五条第二項及び第四百十五条」を「第二
百五十五条第二項及び第三項」に改める。
第一百三十九条第一項から第四項まで、第二百六条、第二百
八条から第二百十一条まで及び第四百十五条を「第二
百五十五条第二項及び第三項」に改める。
第二百五十五条第二項及び第三項」に改める。
第二百五十五条第二項及び第三項」に改める。
第二百五十五条第二項及び第三項」に改める。

三百三十九条第一項から第四項まで、第二百六条、第二百
八条から第二百十一条まで及び第四百十五条を「第二
百五十五条第二項及び第三項」に改める。
三百三十九条第一項から第四項まで、第二百六条、第二百
八条から第二百十一条まで及び第四百十五条を「第二
百五十五条第二項及び第三項」に改める。

官報(号外)

この場合において、同条第一項中「左ノ書類」とあるのは、「事業譲渡を行う農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会の貸借対照表」と読み替えるものとする。

第二十一条第七号中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る)又は第二項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一項改正)

第三十九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第号)

第八十二条第五項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(旧産業組合法の一部改正)

第四十条 消費生活協同組合法第百九条の規定によるなおその効力を有するものとされる旧産業組合法(明治三十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第四十一条第一項中「又ハ」を「若ハ」に、「供スル」を「供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社若ハ信託業務ヲ営ム銀行ニ相当ノ財産ヲ信託スル」に改め、同項に次のただし書きを加える。

但シ出資ノ減少ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

(旧漁業生産調整組合法の一部改正)

第四十一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律(平成九年法律第号)

この場合において、同条第一項中「左ノ書類」とあるのは、「事業譲渡を行う農林中央金庫及び信用農業協同組合連合会の貸借対照表」と読み替えるものとする。

第二十一条第七号中「第四百八条ノ二」を「第四百八条ノ二第一項(各号列記以外の部分に限る)又は第二項」に改める。

(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の一項改正)

第六十四条中「第六十三条」との下に「同法」

第三十九条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第号)

第八十二条第五項中「又は」の下に「その」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

(旧真珠養殖等調整暫定措置法の一部改正)

第四十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律(平成九年法律第号)

法律附則第三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧真珠養殖等調整暫定措置法(昭和四十四年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条中「第七十二条」との下に「同法」

第四百二十二条第一項中「官報ヲ以テ公告」とあらわすのは「公告」とを加える。

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律(平成九年法律第号)の施行の日から施行する。

2 この法律の施行前に締結された合併契約に係る合併に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

議案の目的及び要旨

本案は、商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法ほか四十一の関係法律について規定の整備を行おうとするものである。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴い、非訟事件手続法その他の関係法律の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 南極地域活動計画の確認(第五条 第六条)

第三章 南極地域における行為の制限(第十二条)

第一節 鉱物資源活動の制限(第十三条)

第二節 動物相及び植物相の保存のための制限(第十四条)

第三節 露棄物の適正な処分及び管理(第十一条)

第四節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限(第十九条)

第五節 第十八条)

第六章 罰則(第二十九条 第三十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国際的に協力して南極地域の環境(これに依存し及び関連する生態系並びにこれとともに包括的に保護されるべき南極地域の固有の価値を含む。以下単に「南極地域の環境」という。)の保護を図るために、南極地域活動計画の確認の制度を設けるほか南極地域における行為の制限に関する所要の措置等を講ずることにより環境保護に関する南極条約議定書(同議定書の附属書Iから附属書Vまでを含む。以下「議定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保し、もって人類の福祉に貢献するとともに現在及び将来の国民の健康で文化的な生活

の確保に寄与すること)を目的とする。

(適用範囲)

第一条 この法律は、日本国民及び日本國の法人並びに日本国内に住所を有する外国人及び日本

国内に事務所を有する外国の法人(当該事務所に所属する従業者が当該法人的業務に関し、南極地域活動をし、又は南極地域活動の主宰に関与する場合に限る。)に適用する。

(定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 南極地域 南緯六十度以南の陸域(水棚及びその上空の部分を含む。以下同じ。)及び海域(水棚の区域については、その下の海中の部分に限る。以下同じ。)をいう。

二 南極地域の固有の価値 南極地域の科学上、歴史上若しくは芸術上の価値又は原生の状態を維持していることの価値をいう。

三 南極地域活動 南極地域においてする科学的調査、観光その他の活動(一定の目的のためにする一連の行為をいう。)をいう。

四 南極地域活動計画 一又は「以上の南極地域活動に係る」の計画をいう。

五 南極特別保護地区 議定書附屬書V第三条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であつて、総理府令で定めるものをいう。

六 特定活動 南極地域の海域においてする次に掲げる南極地域活動(次に掲げる南極地域活動以外の南極地域活動と一体となつて行われるもの)を除く。)をいう。

イ 南極地域の海域に生息し、又は生育する水産動植物の採捕であつて当該採捕を制限

し、又は禁止する法令の規定(政令で定めるものに限る。)に反することなく行われるもの及びこれに付随する総理府令で定める行為

ロ 船舶の航行又は航空機の飛行(南極特別保護地区への立ち入りを除く。)及びこれらに付隨する総理府令で定める行為

ハ 科学的調査であつてその結果を公表することとされているもの(イに掲げるものを除く。)

七 南極環境構成要素 南極地域の大気、南極地域の水、南極地域に生息し、又は生育する動植物その他の南極地域の環境の構成要素(南極地域の気象その他のこれら構成要素の現象又は状態を含む。)であつて、総理府令で定めるものをいう。

八 南極環境影響 南極地域活動が南極環境構成要素に及ぼす影響をいう。

九 鉱物資源活動 鉱物(石炭、亜炭、石油及び天然ガスを含む。)の探鉱及び採鉱をいう。

十 南極哺乳類 哺乳綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十一 南極鳥類 鳥綱に属する種であつてその個体が南極地域に生息するものとして総理府令で定めるものの生きている個体をいう。

十二 廃棄物 南極地域の陸域(上空を除く。以下この号において同じ。)において発生し、又は南極地域の陸域に持ち込まれた固形状又は液状の不要物をいう。

十三 南極史跡記念物 議定書附屬書V第八条

5後段に規定する史跡及び歴史的記念物の一覧表に掲げられた史跡及び歴史的記念物であつて、総理府令で定めるものをいう。

(基本的な配慮事項の公表)

第四条 環境庁長官は、議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次条第一項に規定する確認を受けて南極地域活動を主宰する者(以下「主宰者」という。)及び南極地域活動の行為者が南極

地域の環境の保護のために配慮しなければならない基本的な事項(以下この条において「基本的な配慮事項」という。)を定めて公表するものとする。

第五条 環境庁長官は、基本的な配慮事項を定めようとするときは、文部大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

第六条 前二項の規定は、基本的な配慮事項の変更について準用する。

第七章 南極地域活動計画の確認

第一条 南極地域活動計画の確認

(確認に係る南極地域活動以外の南極地域活動の制限)

第五条 何人も、南極地域においては、第七条第一項各号に掲げる要件に該当する旨の環境庁長官の確認(次項を除き、以下単に「確認」といいう。)を受けた南極地域活動計画に含まれる南極

地域活動以外の南極地域活動をしてはならない。ただし、特定活動については、この限りでない。

第六条 議定書の締約国たる外国(以下「締約国」という。)の法令であつてこの法律に相当するもの(以下「締約国の相当法令」という。)の規定によ

り当該締約国において前項に規定する確認に類する許可その他の行政処分を受けてする南極地

域活動又は当該処分を受けることを要しないとされている南極地域活動については、同項の規定は、適用しない。

第七条 前項に規定する南極地域活動をしようとする者は、あらかじめ、総理府令で定めるところにより、環境庁長官にその旨を届け出なければならない。

第八条 前二項の規定は、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を主宰しようとする者が次に掲げる事項を記載した申請書(以下単に「申請書」という。)を環境庁長官に提出して行わなければならない。

第九条 南極地域活動計画の確認の申請

第一条 南極地域活動計画の目的

二 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の人数

三 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の氏名が確定している場合にあっては、当該氏名

四 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者の氏名が確定している場合にあっては、当該氏名

五 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者が当該南極地域活動をその業務に從事する場合にあっては、そ

の名称及び住所並びに代表者の氏名

六 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の目的、時期、場所及び実施方法

官 報 (外 号)

七 当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為(次条第一項第一号から第三号までに掲げる要件に関連するものに限る。)の詳細な内容及び当該行為の行為者の氏名が確定している場合にあっては、当該氏名南極地域活動を主宰しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、確認を受けることができない。

一 この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 法人であって、その役員のうちに前号に該当する者があるもの

三 第一項の規定により申請書を環境庁長官に提出する者(以下「申請者」という。)は、当該申請書に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の南極環境影響について環境庁長官が定めるところにより調査、予測及び評価を行い、その結果を記載した図書を当該申請書とともに環境庁長官に提出することがである。

4 申請書の様式、記載要領その他の必要な事項は、総理府令で定める。

(南極地域活動計画の確認の基準)

第七条 環境庁長官は、申請に係る南極地域活動計画に含まれるすべての南極地域活動が次の要件に該当すると認めるときは、次条及び第九条に規定する手続に従い確認をするものとする。

一 当該南極地域活動を構成する行為中に第十三条、第十四条第一項、第十六条、第十八条及び第二十条の規定に違反するものがないことを。

二 当該南極地域活動を構成する行為の全部又

は一部が第十四条第一項各号に該当する場合には、当該行為の目的が総理府令で定める当該行為の区分ごとに総理府令で定めるもの(科学的調査、教育資料の収集その他これに類する目的に限る。)であり、かつ、当該目的を達成するため必要な限度においてするものであることその他の総理府令で定める条件に適合すること。

三 当該南極地域活動を構成する行為の全部又は一部が南極特別保護地区への入りに該当する場合には、当該行為が講定書附属書V第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区¹ことに総理府令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、科学的調査のため欠くことができないものであること)。

四 次項の規定に適合すること。

五 前二号に掲げる南極地域活動のうちその南極環境影響の程度が軽微でないものにあっては、これらの号に規定するところに適合することは、これらが、当該南極環境影響の程度がその時点において国際的に到達されている水準の南極環境影響に関する科学的知見に照らし著しいものとなるおそれがないこと。

六 南極地域活動は、次に掲げるものであってはならない。

一 南極地域の大気の著しい汚染、水質の著しい汚染のある南極地域活動

二 南極地域の底質の著しい悪化を含む。又は土壤の著しい汚染の原因となるおそれのある南極地域活動

三 南極地域の大気の組成を変化させ、土地(海底を含む。)若しくは氷床の形質を著しく変更し、又は河川、湖沼等の水位若しくは水量に著しい増減を及ぼすおそれのある南極地域活動

3 環境庁長官は、申請書が提出された場合において、申請に係る南極地域活動計画が次の各号に掲げるものに該当すると認めるときは、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならない。

一 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画 当該南極地域活動計画の確認をして、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

二 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項第一号から第四号までに該当し、かつ本国内及び日本国外の一般の意見を求める必要がある南極地域活動計画 次条の規定による措置をとる旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 当該南極地域活動計画の確認を拒否し、その旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

4 環境庁長官は、前項の規定による措置をとるうとする場合において必要があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に關し専門の学識経験のある者の意見を聽くことができる。

5 環境庁長官は、南極地域の環境を保護するため必要があると認めるときは、その必要の限度措置をとらないときは、環境庁長官は、当該申請を却下しなければならない。

3 環境庁長官は、申請書が提出された場合において、申請に係る南極地域活動計画が次の各号に掲げるものに該当すると認めたときは、それぞれ当該各号に定める措置をとらなければならぬ。

一 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項各号に掲げる要件に該当する南極地域活動計画 当該南極地域活動計画の確認をして、その旨を書面をもって申請者に通知すること。

二 それに含まれるすべての南極地域活動が前条第一項第一号から第四号までに該当し、かつ本国内及び日本国外の一般の意見を求める必要がある南極地域活動計画 次条の規定による措置をとる旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

三 前二号に掲げるもの以外のもの 当該南極地域活動計画の確認を拒否し、その旨及びその理由を書面をもって申請者に通知すること。

4 環境庁長官は、前項の規定による措置をとるうとする場合において必要があると認めるときは、総理府令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に關し専門の学識経験のある者の意見を聽くことができる。

において、第三項第一号の規定による確認に係る南極地域活動計画に含まれる南極地域活動（その南極環境影響が極めて軽微なもので除外する）について南極環境構成要素（あらかじめ環境庁長官が通知する南極環境影響に係るものに限る）の観測又は測定を総理府令で定めるところにより行いその結果を環境庁長官に報告すること、南極地域において環境庁長官の権限を行う職員との間の連絡手段を確保することその他の条件を付することができます。

6 第二項第一号の規定による通知について不服がある者は、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）に基づく異議申立てをすることができる。

7 申請者は、申請に係る南極地域活動計画について確認をし、又は確認を拒否した旨の通知を受けるまでは、いつでも申請を取り下げることができ。

（南極地域活動計画の総覽等）

第九条 環境庁長官は、前条第三項第二号に定める措置をとった日から起算して一週間以内に、申請に係る南極地域活動計画について、総理府令で定めるところにより、総理府令で定める事項を公告し、及び当該公告の日から起算して三十日間、当該南極地域活動計画に係る申請書及び第六条第三項に規定する図書を総覽に供し、並びに当該南極地域活動計画についての意見を求めるため認定書附属書一第三条²に規定する事項を記載した包括的な環境評価書を作成して締約国の政府及び認定書第十一條の環境保護委員会に送付する手続をとらなければならぬ。

2 何人も、前項の規定により総覽に供された南極地域活動計画について、同項の規定による公

告の日から、同項の総覽期間の満了の日の翌日から起算して六十日を経過する日までの間に、環境庁長官に対し、南極地域の環境の保護の見地からの意見を、意見書の提出により述べることができる。

3 環境庁長官は、第一項に規定する包括的な環境評価書に対する締約国の政府の意見若しくは前項の意見の内容に照らし南極地域の環境を保護するため必要があると認めるとき、又は認定書附属書一第三条²若しくは6の規定に従つた

とができる。環境評価書に対する締約国の政府の意見若しくは前項の意見の内容に照らし南極地域の環境を保護するため必要があると認めるとき、又は認定書附属書一第三条²若しくは6の規定に従つた

とができる。この場合において、当該書面には、当該修正を行なう理由を付さなければならぬ。

4 前条第二項の規定は、前項の規定による命令について準用する。この場合において、同条第一項中「当該命令に係る措置をとらない」とあるのは、「第九条第三項の規定による命令に係る措置を行わない」と読み替えるものとする。

5 環境庁長官は、第三項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画（同項の規定による命令をしない場合にあっては、第一項の規定による公告に係る南極地域活動計画）が第七条第一項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもって申請者に通知しなければならない。

6 前条第五項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

（承継）

第十一条 申請者に代わって申請中の南極地域活動計画に係る南極地域活動を主宰しようとする者

は、総理府令で定めるところにより、環境庁長官に届け出で、その申請者の地位を引き継ぐことができる。

2 第六条第一項第四号若しくは第七号に規定する氏名又は同項第五号に掲げる事項に変更され、その全員の同意により当該申請の手続を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

3 前項の規定により申請者の地位を承継した者は、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該申請の手続を承継すべき相続人を選定したときは、その選定された者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、その申請者の地位を承継する。

4 前条第一項の規定は、当該南極地域活動に係る主導者となろうとする者について、第一項中「当該命令に係る措置をとらない」とあるのは、「第九条第三項の規定による命令に係る措置を行わない」と読み替えるものとする。

5 環境庁長官は、第三項の規定による命令に係る修正後の南極地域活動計画（同項の規定による命令をしない場合にあっては、第一項の規定による公告に係る南極地域活動計画）が第七条第一項各号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該南極地域活動計画の確認をし、その旨を書面をもって申請者に通知しなければならない。

6 前条第五項の規定は、前項の規定による確認について準用する。

（行為者証の交付等）

第十二条 申請書を提出した時に第六条第一項第四号又は第七号に規定する氏名が確定していないかた場合には、申請者又は主宰者は、南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が開始される日（当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動が一以上である場合にあっては、それらが開始される日のいずれか早い日。以下この条において「計画開始日」という。）の三十日前までに、当該氏名を確定し、これを環境庁長官に届け出なければならない。

（主導者の責務）

第十三条 申請者に代わって申請中の南極地域活動計画に含まれる自己の主宰する南極地域活動の

け出なければならない。

2 第六条第一項第四号若しくは第七号に規定する氏名又は同項第五号に掲げる事項に変更があつた場合には、申請者又は主宰者は、計画開始日の三十日前までに、その旨を環境庁長官に届け出なければならない。

3 前項の規定は、当該南極地域活動計画に含まれる一の南極地域活動が開始される日が計画開始日から起算して六月を経過した日以後の日である場合における当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項については、適用しない。

4 前項の場合においては、主宰者は、当該南極地域活動が開始される日の三十日前までに、当該南極地域活動の行為者の氏名及び当該南極地域活動に係る第六条第一項第五号に掲げる事項に係る主宰者について準用する。この場合において、第一項中「環境庁長官に届け出で」とあるの「環境庁長官の承認を受けた南極地域活動計画に係る主宰者について準用する。この場合において、第一項中「環境庁長官に届け出で」とあるの「環境庁長官の承認を受けた」と、第二項中「その申請者」とあるのは「環境庁長官の承認を受けた」と、その申請者として「承認する」とあるのは「承認する」と読み替えるものとする。

5 環境庁長官は、主宰者から申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、当該主宰者に対する、その者の主宰する南極地域活動の行為者について、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれるものであることを環境庁長官に届け出なければならない。

6 主宰者は、総理府令で定めるところにより、その南極地域活動が確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、前項の行為者証を「失し、又は同項の行為者証が滅失したときは、総理府令で定めるところにより、その行為者証の再発行を受けることができる。

7 確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動の行為者は、南極地域において、第五項の行為者証を携帯しなければならない。

（主導者の責務）

行為者に対し、少なくとも当該南極地域活動に係る第六条第一項第六号及び第七号の事項について説明し、その他この法律又はこれに基づく命令の規定に違反しないように必要な指導を行わなければならない。

第三章 南極地域における行為の制限

第一節 鉱物資源活動の制限

第十三条 何人も、南極地域においては、鉱物資源活動をしてはならない。ただし、科学的調査であつてその結果を公表することとされているものについては、この限りでない。

第二節 動物相及び植物相の保存のための制限

第十四条 何人も、総理府令で定める検査を受けている場合その他総理府令で定める場合を除き、生きていらない哺乳綱又は鳥綱に属する種の個体（これらの個体の一部を含むものとし、これららの加工品を除く。）を南極地域に持ち込んではならない。

2 何人も、南極地域においては、次に掲げる行為をしてはならない。

一 南極哺乳類若しくは南極鳥類を捕獲し、若しくは殺傷し、又は南極鳥類の卵を採取し、若しくは損傷すること（特定活動に係る行為又は確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動を構成する行為締約国との相当法令の規定により当該締約国において当該行為に関する許可その他のこれに類する行政処分を受けてする立入りに該当する場合を除き、南極特別保護地区に立ち入ってはならない。

二 次に掲げる場合以外の場合において、生きている生物（ウイルスを含む。）を南極地域に持ち込むこと（確認行為に該当するものを除く。以下この条において

く。）。

イ 食用に供するために酵母その他の菌類又は植物を持ち込む場合

ロ イに掲げるもののほか、南極環境影響の程度が軽微な場合として総理府令で定める場合

（イに掲げるものほか、南極環境影響の程度が軽微な場合として総理府令で定めるもの）

三 前項又は前二号に掲げるもののほか、南極地域に生息し、又は生育する動植物の生息状態又は生育状態及び生息環境又は生育環境に影響を及ぼすおそれのある行為（特定活動に係る行為又は確認行為を除く。）

3 南極地域に動植物（これらの個体の一部及び加工品を含む。）を持ち込んだ者は、南極地域の動物相又は植物相の保存に支障を及ぼすことがないよう、当該動植物を適切に管理するよう努めなければならない。

第三節 廃棄物の適正な処分及び管理（廃棄物の発生の抑制等）

第十五条 何人も、南極地域においては、廃棄物の発生の抑制に努めるとともに、発生した廃棄物を南極地域から除去するよう努めなければならない。

（廃棄物の処分の制限）

第十六条 何人も、南極地域においては、次の各号のいずれかに規定する方法による場合を除き、廃棄物を焼却し、埋め、排出し、若しくは遺棄し、又はその他の方法による廃棄物の処分をしてはならない。

一 固形状の廃棄物であつて可燃性のもの（政令で定めるものを除く。）の陸域における焼却による処分であつて、総理府令で定める焼却の方法に関する基準に従つてするもの

二 液状の廃棄物（ふん尿を含むものとし、政令で定めるものを除く。以下この条において

「液状廃棄物」という。）であつて、氷床に覆われ、かつ、海岸又は氷棚の先端から内陸の方に向に遠く離れた地域として総理府令で定める地域において発生するものの当該地域における埋立てによる処分であつて、総理府令で定める埋立ての方法に関する基準に従つてするもの

（第四節 南極特別保護地区及び南極史跡記念物の保護のための制限）

（南極特別保護地区への立入りの制限）

第十九条 何人も、特定活動としてする立入り、確認を受けた南極地域活動計画に含まれる南極地域活動に係る立入り及び締約国の相当法令の規定により当該締約国において当該立入りに関する許可その他のこれに類する行政処分を受けた立入りに該当する場合を除き、南極特別保護地区に立ち入ってはならない。

（南極史跡記念物の除去等の禁止）

第二十条 何人も、南極史跡記念物を除去し、損傷し、又は破壊してはならない。

（第四章 監督）

（報告書類）

第二十一条 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、主務者又は南極地域において行為をする者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

（立入検査）

第二十二条 環境庁長官は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、南極地域にある建築物、日本船舶若しくは日本航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入らせ、車両、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

（ボリ塩化ビフェニル等の持込みの禁止）

第十八条 何人も、南極環境影響の程度が軽微な場合として総理府令で定める場合を除き、ボリ塩化ビフェニル（別名P.C.B.）その他廃棄物となつた場合における除去又は処分の南極環境影響の程度が著しい物として政令で定めるものを南極地域に持ち込むではなくならない。

2 議定書第十四条2に規定する監視員は、議定書で定める範囲内で、南極地域にある建築物、船舶若しくは航空機で前条に規定する者が管理するものに立ち入り、車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3 第一項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指揮命令)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

(指揮命令)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

(指揮命令)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

(指揮命令)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

(指揮命令)

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のため

に認められたものと解釈してはならない。

の主宰者又は当該南極地域活動を構成する行為をし、若しくはしようとする者に対し、当該南極地域活動又は当該行為の中止を命じ、その他南極地域の環境を保護するために必要な措置を命ずることができる。

3 環境庁長官は、第一項の規定により原状回復をとるべきことを命じた場合において、当該命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらなければ、自ら原状回復をし、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとることとも、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができ。

4 第二十三条 環境庁長官は、南極地において行為をする者が第十三条、第十四条第一項若しくは第十六条若しくは第十八条から第二十一条までの規定に違反し、又は第七条第二項各号のいずれかに該当する行為をし、又はしようとする場合(次項に規定する場合を除く)において、南極地域の環境の保護のために必要があると認めるときは、当該行為をし、若しくはしようとする者は主宰者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置をとるべきことを命じる。

(第五章 雜則)

第一項の規定は、放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)及び土壤の汚染並びにそれらの防止のための措置について、適用しない。

2 第二十四条 この法律の規定は、放射性物質による南極地域の大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質の悪化を含む。)及び土壤の汚染並びにそれらの防止のための措置について、適用しない。

3 第二十二条 第二項の規定は、當該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域における船舶における廃棄物の焼却について

は、第二十二条第一項の規定は、適用しない。

4 第二十三条 第二項の規定は、適用しない。

5 第二十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(総理府令への委任)

第一項の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

6 第二十五条 第二項の規定は、適用しない。

7 第二十六条 第二項の規定は、適用しない。

8 第二十七条 第二項の規定は、適用しない。

9 第二十八条 第二項の規定は、適用しない。

10 第二十九条 第二項の規定は、適用しない。

11 第三十条 第二項の規定は、適用しない。

12 第三十二条 第二項の規定は、適用しない。

13 第三十三条 第二項の規定は、適用しない。

14 第三十四条 第二項の規定は、適用しない。

15 第三十五条 第二項の規定は、適用しない。

滞なく、環境庁長官に対し、当該行為をした旨及びその実施状況を報告しなければならない。

(周知)

第二十五条 国は、南極地域において行為をする者の他の関係者に議定書及びこの法律(これを基づく命令及び環境庁長官の定めを含む。)の要旨の周知を図るため、適当な措置をとるものとする。

(権限の委任)

第二十六条 環境庁長官は、あらかじめ指定するその職員に、南極地において、第十一条第五項若しくは第六項又は第二十三条第一項若しくは第二十四条第一項又は第二項の規定による権限を行わせることができる。

第二十七条 第二項の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第二十八条 第二項の規定は、適用しない。

第二十九条 第二項の規定は、適用しない。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 前項に規定する行為をした者は、総理府令で定めるところにより、当該行為が終了した後、運

二 第十六条の規定に違反する行為(南極地域の海域における船舶及び航空機から当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域における船舶における廃棄物の焼却を除く。)をした者

の海域における船及び航空機から当該海域への廃棄物の排出並びに南極地域の海域における廃棄物の焼却を除く。)をした者

官 報 (号 外)

四 第二十二条第一項又は第二項の規定による
立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又
は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の
陳述をした者

効日から起算して六月を経過した日
(南極地域の動物相及び植物相の保存に関する法律の廢止)

定中「南極地域」とあるのは、南極地域の環境の保護に関する法律(平成九年法律第一号)以下「南極環境保護法」という。第三条第一号に規定する「南極地域」と、「南極哺乳類」とあるのは、南極環境保護法第三条第十号に規定する南極哺乳類と、「南極鳥類」とあるのは、南極環境保護法第三条第十号に規定する南極鳥類である。

前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

[View all posts by admin](#)

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第一十九条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科す。

(経過措置)
上記の

保護法第三条第十一号に規定する南極鳥類と、「とする。
第五条 附則第一条第一号に定める日から同条第三号に定める日の前日までの間における前条の規定に依る場合は、同条中「日」を第二条第一号に規定する日とする。

五号中「議定書附屬書V第三条1又は3の規定により指定された南極特別保護地区であつて」とあるのは「生態系の保存が学術的に特に重要なものとして議定書第一条(c)の南極条約協議会議が指定した地区」と、第七条第一項第三

(施行期日)
附則
第一条 この法律は、次の各号に掲げる規定」として、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

ひ同条第二項に規定するに當てては、附則第一條から第四条まで、第五条(第二項を除く)、第六条及び第九条から第十一条までの規定は、附則第一条第三号に定める日の前日までに定め、附則第一条第三号に定める日の前日までの間は、なおその効力を有する。この場合においては、

四項、第三条」とあるのは「旧法第三条」と、「南極鳥類」と、「特別保護地区」とあるのは「南極環境保護法第三条第五号に規定する南極特別保護地区」と、「とす

号中「議定書附属書Ⅴ第六条の指定に係る管理計画に従い南極特別保護地区」として總理府令で定める要件に適合すること(当該管理計画が指定されていない南極特別保護地区にあっては、

第一章(第四条を除く)、第二章(第五条第一項及び第十二条第七項を除く)、第二十五条
条、第二十七条、第二十八条、第三十条第一号、次条並びに附則第三条、第八条及び第十二条
条から第十二条までの規定 議定書(議定書)

「環境庁長官」と、「外務省令」とあるのは「総理府令」とする。

第六条 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際現に南極地域において南極地域活動をしている者が最初に南極地域から出るまでの間に南極地域においてする南極地域活動については、第

科学技術者のため久くことかでまじめのつらること」とあるのは「南極特別保護地区の生態系の保存に支障を及ぼすものでないことその他の総理府令で定める条件に適合すること」とする。

附屬書Vを除く)が日本国について効力を生ずる日(以下「議定書発効日」という。)
一 第二十条、第二十九条第一号(第二十条に係る部分に限る)及び附則第五条の規定 議定書付属書Vが日本国について効力を生ずる

3 分は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法の規定による許可その他の加分とみなす。

五条第一項及び第十一條第七項の規定は、適用しない。

第八条 附則第二条及び次条の規定の施行前に於ては、前項の規定に依るが、附則第一条の規定の施行後附則第三条第一項の規定によりなほその効力を有するものとされる旧法第九条から第十二条までの規定の失効前にした行為に対する罰則の適用につ

三 第五条第一項、第十一条第七項、第十四条
第二項、第十九条、第二十九条第一号(第十一
四条第一項(第三号を除く。)に係る部分に限
り)から起算して六月を経過した日

られた申請書は、第一項の規定によりなおその地力を有するものとされる旧法第五条第一項の規定により環境庁長官に提出されたものとみなす。

によりみなされたものを含む)を現に受けて、
る場合における当該許可に係る行為及び前項に
規定する者がする旧法第四条第一号及び第二号
に掲げる行為については、第十四条第二項及び
第十九条の規定は、適用しない。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）
　　（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）

る)及び第二号、第三十二条第一号、第三十二条第一号並びに附則第六条及び第七条の規定 第二号から起算して一年を経過した日

第四条 附則第一條第四号に定める日から同法第二号に定める日の前日までの間における前条第一項の規定の適用については、同条中「旧法第一条第五項から第四条まで」とあるのは「旧法第一条第五項、第二条、第三条、第四条」と、「規定中」とあるのは「規

第一項に規定する者は、総理府令で定めることにより、同項に規定する南極地域活動が終了した後、遲滞なく、環境厅長官に対し、総理府令で定める事項を報告しなければならない。

第十一条第二項第四号中「定めた廃棄物」の下に「、南極地域の環境の保護に関する法律(平成廿一年法律第一号)第十六条第四号に規定する汚泥」を加える。

官 報 (号 外)

平成九年五月二十日 衆議院会議録第三十六号

明治三十五年三月三十日
可日

発行所	虎ノ門丁一〇五
大蔵省印刷局	東京都港区丁目番四号
電話	03(3587)4294
定価	一本二部 (本体三一五円 郵送料別四円)